

# 特別支援教育の充実について

文部科学省 初等中等教育局  
特別支援教育課長 生方 裕

1. 特別支援教育の現状について
2. 次期学習指導要領改訂等について
3. 令和8年度特別支援教育関係予算概算要求について

参考情報

# 1. 特別支援教育の現状について

# 特別支援教育を受ける児童生徒数の概況

- 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等によるきめ細かな指導及び支援を実施。

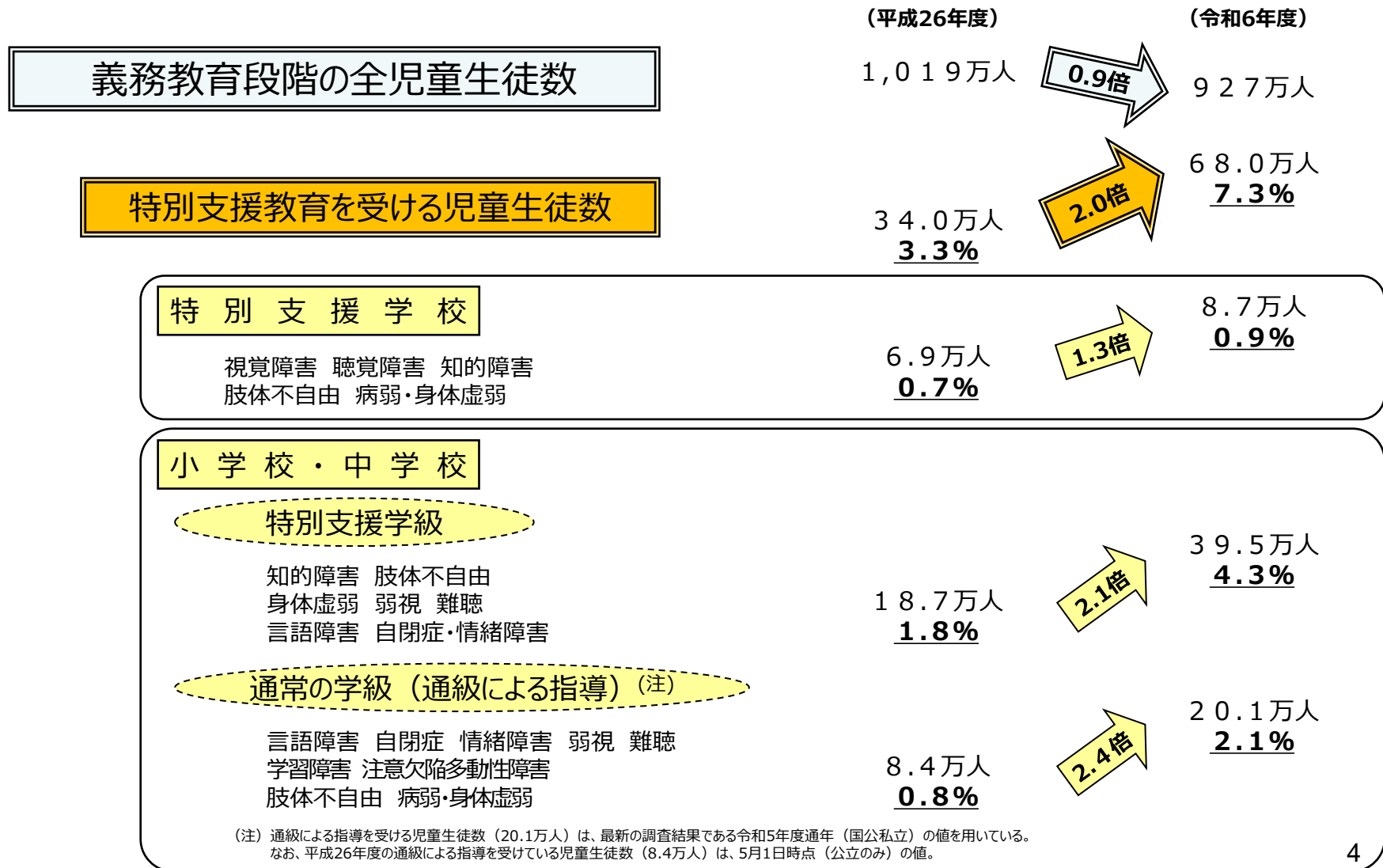
	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,500人) 聴覚障害 (約7,200人) 知的障害 (約145,000人) 肢体不自由 (約29,800人) 病弱・身体虚弱 (約19,400人)  ※重複障害の場合はダブルカウントしている  <b>合計：約155,100人 (※令和6年度)</b> <b>(平成26年度の約1.1倍)</b>	知的障害 (約172,500人) 肢体不自由 (約4,200人) 病弱・身体虚弱 (約4,000人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,800人) 言語障害 (約1,100人) 自閉症・情緒障害 (約210,700人)  <b>合計：約394,800人 (※令和6年度)</b> <b>(平成26年度の約2.1倍)</b>	言語障害 (約47,100人) 自閉症 (約41,200人) 情緒障害 (約28,300人) 弱視 (約260人) 難聴 (約1,800人) 学習障害 (約40,400人) 注意欠陥多動性障害 (約44,100人) 肢体不自由 (約150人) 病弱・身体虚弱 (約150人)  <b>合計：約203,400人 (※令和5年度)</b> <b>(平成26年度の約2.4倍)</b>
幼児児童生徒数	幼稚部：約 1,100人 小学部：約53,100人 中学部：約34,300人 高等部：約66,700人 義務教育段階の 全児童生徒の <b>0.9%</b> (※令和6年度)	小学校：約281,200人 中学校：約113,600人 義務教育段階の 全児童生徒の <b>4.3%</b> (※令和6年度)	小学校：約166,600人 中学校：約 34,400人 高等学校：約 2,400人 義務教育段階の 全児童生徒の <b>2.1%</b> (※令和5年度)
学級編制定数措置(公立)	【小・中】1学級6人 【高】 1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	【小・中】1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 <b>※平成29年度から段階的に基礎定数化</b> 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
それぞれの児童生徒について <b>個別の教育支援計画</b> (家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画)と <b>個別の指導計画</b> (一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画)を作成。			

(参考) 通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合：推定値 8.8% (小・中)、推定値 2.2% (高)  
 (令和4年文部科学省の調査における学級担任等による回答に基づくものであり、医師の診断等によるものでない点に留意。)

(注) 表中、「小学校」には義務教育学校前期課程を、「中学校」には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、「高等学校」には中等教育学校後期課程を含む。四捨五入の関係で、内訳の足し上げた合計が一致しないことがある。

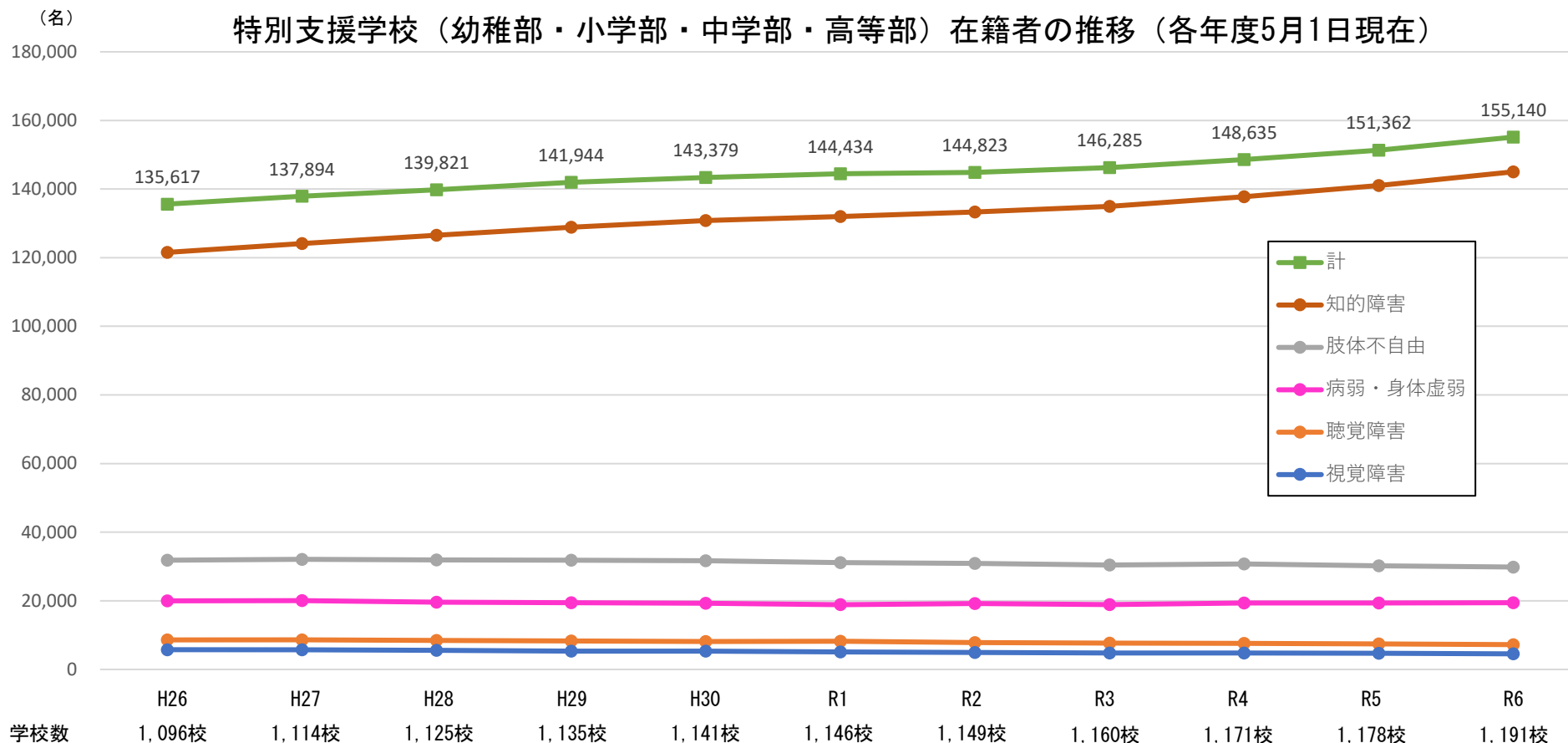
# 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H26→R6)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数（2.1倍）、通級による指導の利用者数（2.4倍）の増加が顕著。



# 特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移

特別支援学校（幼稚部・小学部・中学部・高等部）在籍者の推移（各年度5月1日現在）



## 【令和6年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	83	120	836	343	152	1,534
在籍者数	4,537	7,227	145,028	29,839	19,439	206,070
学級数	2,025	2,700	33,888	11,902	7,742	58,257

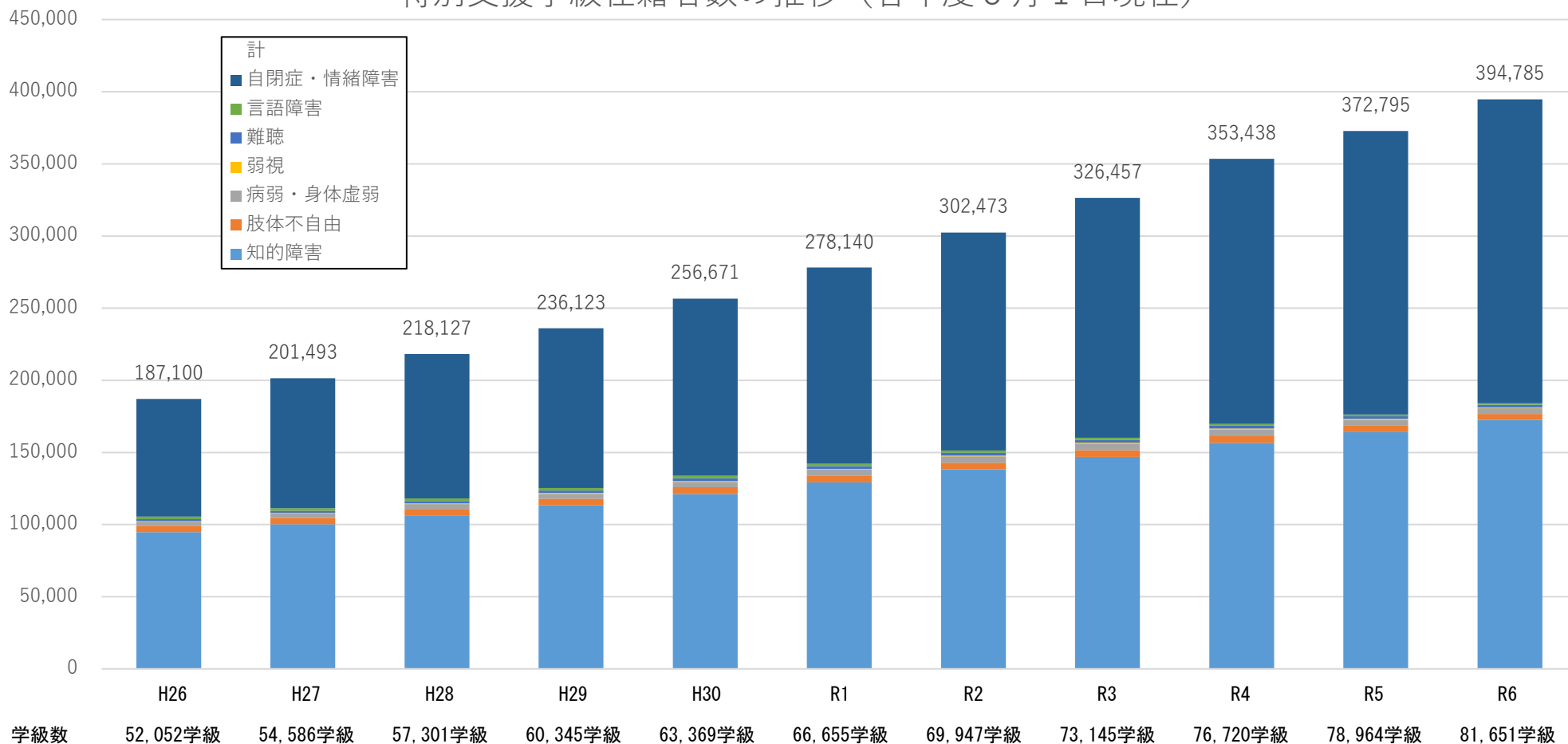
（出典）学校基本調査

※上記表は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

# 特別支援学級の児童生徒数・学級数

(名)

特別支援学級在籍者数の推移（各年度5月1日現在）



## 【令和6年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	34,297	3,024	2,800	501	1,310	603	39,116	81,651
在籍者数	172,519	4,189	3,978	553	1,777	1,062	210,707	394,785

(出典)学校基本調査

# 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)

## (令和4年4月27日 4文科初第375号)



- ▶ 交流及び共同学習は、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けて大きな意義を有し、「交流」の側面と「共同学習」の側面を分かちがたいものとして捉えて推進していく必要。
- ▶ 一方で、令和3年度に一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍する生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなった。
- ▶ こうした状況を踏まえ、交流及び共同学習の在り方を含め、特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について改めて周知。

### 第1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

- 通級による指導の対象となる児童生徒について、その児童生徒が通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないこと。

### 第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

- 障害のある児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、不適切であること。
- 特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。
- ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

#### 《改善が必要な具体的な事例》

- ・ 特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語といった教科のみを学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している。
- ・ 全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障害の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている。
- ・ 通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢を、本人及び保護者に説明していない。

# 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知) (令和4年4月27日 4文科初第375号)

## 第3 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

---

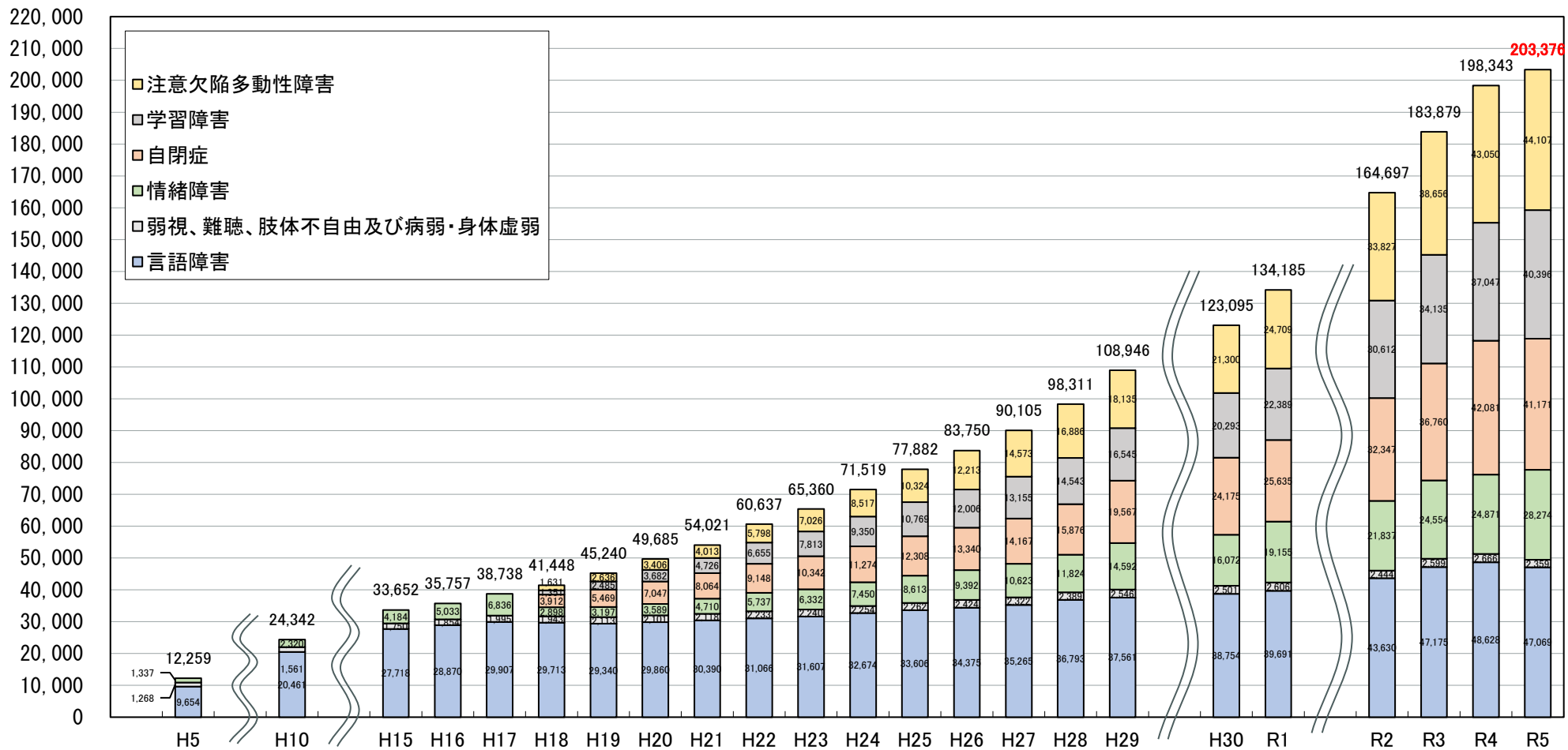
- 特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時間が設けられていない場合は、自立活動の時数を確保するべく、教育課程の再編成を検討するべきであること。

## 第4 通級による指導の更なる活用について

---

- 実施形態の選択に当たっては、児童生徒が在籍する小・中学校等で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、自校通級や巡回指導を一層推進することが望ましいこと。
- 他校通級に係る児童生徒の移動にかかる時間や保護者の送迎の負担等を含め、今後文部科学省において、関係者の意見を聴取するなどして、より教育的な効果の高い運用の在り方について検討を行う予定であること。

# 通級による指導を受けている児童生徒数の推移（障害種別）



(出典)通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※令和2年度～令和5年度の数値は、3月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示（平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応）。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

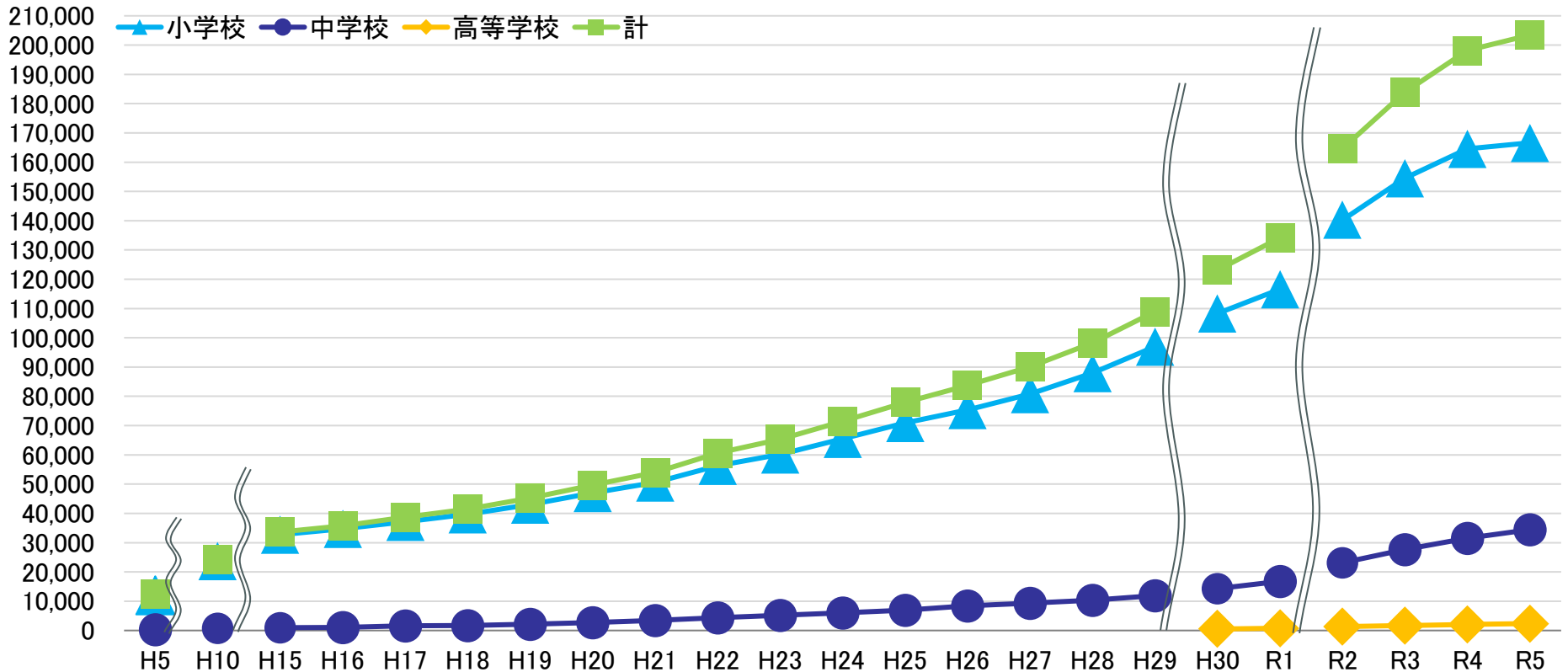
※令和4年度については、令和6年能登半島沖地震の影響を考慮して、石川県は国立学校のみ調査を実施し、公立・私立学校に関する調査は実施していない。

# 通級による指導を受けている児童生徒数の推移 【学校種別・国公立立計】

○通級による指導を受けている児童生徒数は全国で203,376人(前年度比+5,033人)  
 (小学校・中学校・高等学校に在籍する児童生徒数に占める割合は1.7%(前年度:1.6%) )

(人)

【学校種別／小・中・高等学校計】



	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	11,963	23,629	32,722	34,717	37,134	39,764	43,078	46,956	50,569	56,254	60,164	65,456	70,924	75,364	80,768	87,928	96,996	108,306	116,633	140,255	154,559	164,735	166,556
中学校	296	713	930	1,040	1,604	1,684	2,162	2,729	3,452	4,383	5,196	6,063	6,958	8,386	9,337	10,383	11,950	14,281	16,765	23,142	27,649	31,553	34,449
高等学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	508	787	1,300	1,671	2,055	2,371
計	12,259	24,342	33,652	35,757	38,738	41,448	45,240	49,685	54,021	60,637	65,360	71,519	77,882	83,750	90,105	98,311	108,946	123,095	134,185	164,697	183,879	198,343	203,376

※令和2年度から令和5年度までの数字は3月31日時点。令和元年度以前は各年度5月1日時点。

平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

令和4年度については、令和6年能登半島沖地震の影響を考慮して、石川県は国立学校のみ調査を実施し、公立・私立学校に関する調査は実施していない。

# 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について

## <調査概要>

調査目的	本調査により、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態と支援の状況を明らかにし、今後の施策の在り方等の検討の基礎資料とすることを目的。
調査対象地域・学校等	<p>全国の公立の小学校・中学校・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒</p> <p>※高等学校は全日制又は定時制に在籍する1～3年生を対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校を市郡規模と学校規模で層化し、小学校・中学校・高等学校それぞれ600校を抽出</li> <li>・抽出された学校の各学年において、1学級を無作為抽出</li> <li>・抽出された学級において、原則、小学校・中学校においては10名（男女それぞれ5名ずつ）、高等学校は20名（男女それぞれ10名ずつ）を無作為抽出</li> </ul>
回収数及び回収率	対象児童生徒数88,516人（小学校：35,963人，中学校：17,988人，高等学校：34,565人）のうち、74,919人回収（回収率 84.6%）
調査回答者等	調査対象の学級担任等が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭（副校長）のいずれかによる確認の後、校長の了解の下で回答。（学級担任等が判断に迷う場合には校内委員会や教務主任・教科担任などに相談可能）
質問項目	<p>I. 児童生徒の困難の状況</p> <p>学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」）</p> <p>行動面（「不注意」「多動性－衝動性」「対人関係やこだわり等」）</p> <p>II. 児童生徒の受けている支援の状況</p>

令和4年	小学校・中学校	高等学校 <sup>※1</sup>	（参考）過去の調査結果 <sup>※2</sup>	H24	H14
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%	2.2%	学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%	6.3%
学習面で著しい困難を示す	6.5%	1.3%	学習面で著しい困難を示す	4.5%	4.5%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	2.5%	0.5%	「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	1.7%	1.1%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	3.5%	0.6%	「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	2.4%	2.5%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	3.4%	0.6%	「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	2.3%	2.8%
行動面で著しい困難を示す	4.7%	1.4%	行動面で著しい困難を示す	3.6%	2.9%
「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	4.0%	1.0%	「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	3.1%	2.5%
「不注意」の問題を著しく示す	3.6%	0.9%	「不注意」の問題を著しく示す	2.7%	1.1%
「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	1.6%	0.2%	「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	1.4%	2.3%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.7%	0.5%	「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%	0.8%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%	0.5%	学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%	1.2%

※ 本調査は、学級担任等による回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。

※1 高等学校については令和4年のみ調査。 ※2 平成14年調査及び平成24年調査は、小学校・中学校のデータ。



# 公立小・中学校において学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査結果

(1)調査対象：都道府県・市区町村教育委員会

(2)調査時点：令和4年5月1日時点

(3)主な調査事項

- ① 令和4年度の就学予定者(新第1学年)として、令和3年度に、市区町村教育支援委員会等において、特別支援学校に入学可能な障害の程度を示す「学校教育法施行令第22条の3」(以下、「22条の3」という。)に該当すると判断された者の就学指定先等
- ② 22条の3に該当する在籍者数(小学校第1学年・中学校第1学年)

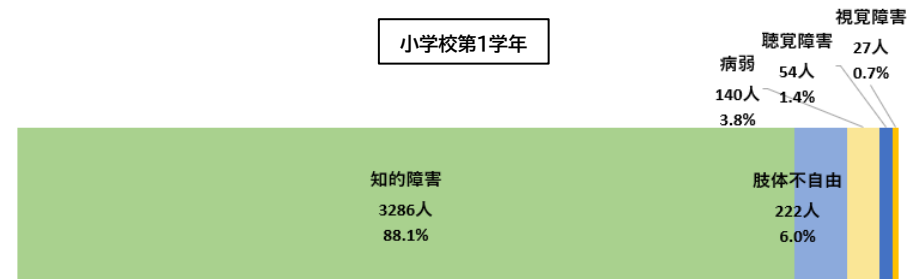
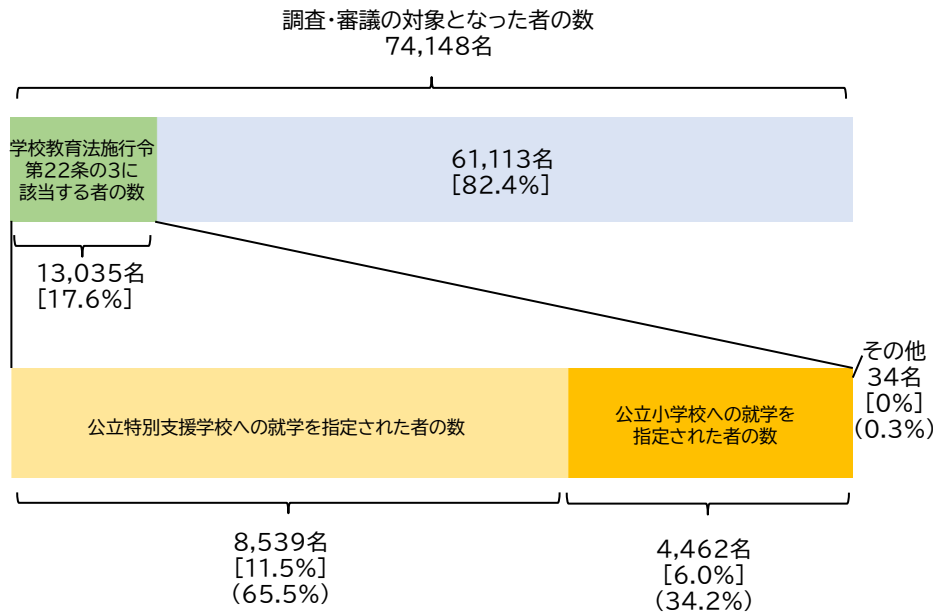
(4)主な結果概要

- ① 22条の3に該当する者のうち、公立小学校への就学を指定された者の割合は約34%であり、前回調査(約26%)より増加。

- ② 公立小・中学校における22条の3に該当する児童生徒について
  - 学級種別に見ると、9割程度が特別支援学級に在籍。

		特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている児童生徒	合計
R4	小学校第1学年	3,729 (91.2%)	360 (8.8%)	53 (1.3%)	4,089
	中学校第1学年	2,977 (91.7%)	268 (8.3%)	24 (0.7%)	3,245
(参考) H30	小学校第1学年	2,773 (90.5%)	291 (9.5%)	42 (1.4%)	3,064
	中学校第1学年	1,797 (88.0%)	245 (12.0%)	30 (1.5%)	2,042

- 特別支援学級に在籍する児童生徒を障害種別に見ると、以下のとおり。



- ※ []内は調査・審議の対象となった者に対する割合。( )内は学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する障害の程度のある者に対する割合。
- ※ 「市区町村教育支援委員会等」には、名称が「教育支援委員会」や「就学指導委員会」以外であっても、児童生徒の教育的ニーズをきめ細かく把握し、これを就学先の決定に反映するため、また、その後の一貫した支援を行うための調査・審議機関を含む。
- ※ 「その他」の34名には、病弱・発育不完全により就学猶予・免除を受けている児童生徒等が含まれる。

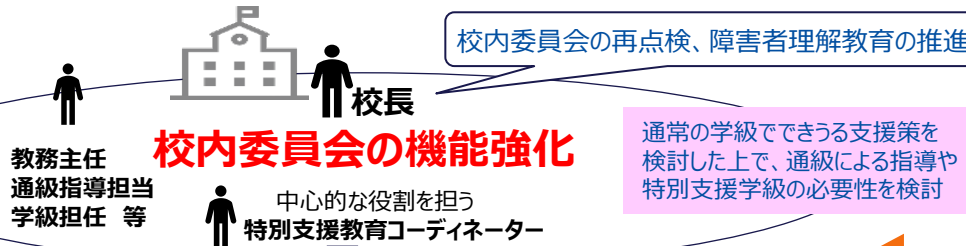
## 現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性  
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担  
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要

## 小中高等学校等

### ①校内支援体制の充実

- ☞ 支援の対象とすべき児童生徒について幅広く把握し、必要な支援を組織的に対応



わかりやすい授業の工夫

通常の学級

専門家等からの支援

特別支援教育支援員

発達障害や障害の程度の重い児童生徒が在籍

I CTの活用  
合理的配慮

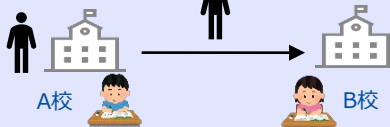
### ②通級による指導の充実

- ☞ 本人や保護者が仕組みや意義等を理解した上で、指導を受けることが重要
- ☞ 児童生徒が慣れた環境で安心して受けられるよう、自校通級や巡回指導を促進
- ☞ 自立活動の意義と指導の基本を改めて周知、研修会等の実施
- ☞ 高等学校については、潜在的な対象者数も踏まえた教員定数措置を含めた指導体制等の在り方を検討

### 通級による指導

自校通級

巡回指導



※ 弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱など、在籍者の少ない障害種への対応に差異が生じることのないよう留意

## 特別支援学校

### ③特別支援学校のセンター的機能の充実

- ☞ 特別支援教育に関する専門的な知見や経験等を有する特別支援学校からの小中高等学校への支援を充実

特別支援学校のセンター的機能の発揮

### ④インクルーシブな学校運営モデルの創設

～特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営～

- ☞ 特別支援学校を含めた2校以上で連携し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進める学校をモデル事業として支援
- ☞ 知的障害を対象とした通級による指導も同モデルにおいて実現



- ◆ 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。
- ◆ 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
- ◆ 国においては、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実に努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行うつつ、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。

## 2. 次期学習指導要領改訂等について

# 初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について (令和6年12月25日中央教育審議会諮問)【概要】

## 子供たちを取り巻くこれからの社会の状況

- 不確実性の高まり（少子化・高齢化、グローバル情勢の混迷、生成AI等デジタル技術の発展等）  
→子供たちは、激しい変化が止まることのない時代を生きる
- 労働市場の流動性の高まり、マルチステージの人生モデルへの転換  
→自らの人生を舵取りする力を身に付けることの重要性
- 内なるグローバル化やデジタル化の負の側面等による社会の分断の芽への指摘  
→多様な他者と、当事者意識を持った対話により問題を発見・解決できる「持続可能な社会の創り手」を育てる必要性
- テクノロジーは変化に伴う困難だけでなく多様な個人の思いを具現化するチャンスも生み出す  
→生産年齢人口が急減する中、あらゆる資源を総動員し、全ての子供が豊かな可能性を開花できるようにすることが不可欠

## 現在の学校現場の状況

- 現行学習指導要領は、「社会に開かれた教育課程」を理念に掲げ、「何を学ぶか」だけでなく、「何ができるようになるか」を明確化し、「どのように学ぶか」の重要性を強調し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を提示
- コロナによる制約に苦しみながらも、GIGAスクール構想による1人1台端末環境も活用し、精力的な授業改善が行われてきた
- 全国学力・学習状況調査やOECDのPISA調査において地域間格差・学力格差の改善も見られている  
→我が国の初等中等教育は、質の高い教師の努力と熱意に支えられ、大きな成果を上げ続けている

## 顕在化している課題

### ①主体的に学びに向かうことができていない子供の存在

- 学ぶ意義を十分に見いだせず、主体的に学びに向かうことができていない子供の増加
- 不登校児童生徒、特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の充実とともに、多様性を包摂し、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題
- これらに向き合うことは、「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却するとともに、民主的かつ公正な社会の基盤として学校を機能させ、分断や格差の拡大を防ぎ、共生社会を実現する観点からも重要

### ②学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ば

- 習得した知識を現実の事象と関連付けて理解すること、概念としての知識の習得や深い意味理解をすること、自分の考えを持ち、根拠を持って明確に説明すること、自律的に学ぶ自信がある生徒が少ないこと、等に依然として課題
- 子供の社会参画の意識、将来の夢を持つ子供の割合等についても、改善傾向も見られるものの国際的に見て低い状況

### ③デジタル学習基盤の効果的な活用

- デジタル学習基盤(※)は、一人一人のよさを伸ばし、困難の克服を助ける大きな可能性を秘めているが、効果的な活用は緒に就いたばかり
- 我が国のデジタル競争力は国際比較でも低位であり、デジタル人材育成強化は喫緊の課題
- 「デジタルの力でリアルな学びを支える」との基本的な考えに立ち、バランス感覚を持って、積極的に取り組む必要

(※) GIGA スクール構想による1人1台端末やクラウド環境等のデジタル学習基盤

- 子供たちが社会で活躍する2040年代を展望するとき、初等中等教育が果たすべき役割はこれまで以上に大きい
- 教師の努力と熱意に対して過度な依存はできず、教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合う必要性

→これまでのよい部分を継承し、課題を乗り越え、高等教育との接続改善や国際的な潮流にも配慮しながら、新たな時代にふさわしい在り方を構築する必要

→令和6年8月の中央教育審議会答申に基づく教員の勤務環境整備と整合させつつ、「令和の日本型学校教育」を持続可能な形で継承・発展

# 主な審議事項

## 1 質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方

- 生成AIが発展する状況の下、知識の概念としての習得や深い意味理解を促し、学ぶ意味や社会とのつながりが重要となる中、そうした授業改善に直結する学習指導要領とするための方策（特に、各教科等の中核的な概念等を中心に、目標・内容を一層構造化）
- 目標・内容の記載に表形式等を活用すること、学校種間・教科等間の関係を俯瞰しやすくすることのほか、デジタル技術を活用した工夫の在り方
- 重要な理念の関係性の整理（「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」、「学習の基盤となる資質・能力」等）
- デジタル学習基盤の活用を前提とした、資質・能力をよりよく育成するための各教科等の示し方
- 学習改善・授業改善に効果的な評価の観点や頻度、形成的・総括的評価の在り方（特に、「主体的に学習に取り組む態度」をはじめ観点別学習状況の把握をより豊かな評価につなげるための改善）

## 3 各教科等やその目標・内容の在り方

- 小中高等学校を通じた情報活用能力の抜本的向上を図る方策（生成AI等に関わる教育内容の充実、情報モラルやメディアリテラシーの育成強化を含む）
- 質の高い探究的な学びを実現するための「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」の改善の在り方（情報活用能力の育成との一体的な充実等を含む）
- 高等教育段階でデジタル・理数分野への学部転換等の取組が進む中での、初等中等教育段階における文理横断・文理融合の観点からの改善の在り方
- 生成AIの活用を含めた今後の外国語教育の在り方や、手軽に質の高い翻訳も可能となる中での外国語を学ぶ意義についての考え方
- 教育基本法、学校教育法等に加え、こども基本法の趣旨も踏まえた主体的に社会参画するための教育の改善の在り方
- 多くの教科・科目の構成の改善が行われた高等学校教育について、その一層の定着を図るとともに、職業教育を含めた今後の改善の在り方
- 特別支援学級や通級指導に係る特別の教育課程、自立活動の充実等を含む、障害のある子供の教育的ニーズに応じた特別支援教育の在り方
- 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方、設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上を図る共通の方策

## 2 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方

- 興味・関心や能力・特性に応じて子供が学びを自己調整し、教材や方法を選択できる学習環境デザイン的重要性、デジタル学習基盤を前提とした新たな時代にふさわしい学びや教師の指導性の在り方
- 教師に「余白」を生み、教育の質の向上に資する可能性も含めた、子供たちの可能性が輝く柔軟な教育課程編成の促進の在り方（各種特例校制度等を活用しやすくすること、標準授業時数に係る柔軟性、学習内容の学年区分に係る弾力性、単位授業時間や年間の最低授業週数の示し方）
- 高等学校の生徒の多様性に応える柔軟な教育課程の実現のための、全日制・定時制・通信制を含めた諸制度の改善の在り方
- 不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒など、各学校が編成する一つの教育課程では対応が難しい子供を包摂するシステムの構築に向けた教育課程上の特例等の在り方

## 4 教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策

- 教育課程の実施に伴う過度な負担や負担感が生じにくい方（学習指導要領や解説、教科書、入学者選抜、教師用指導書を含む）
- 現在以上に増加させないことを前提とした年間の標準総授業時数の在り方、教育課程の実施に伴う負担に留意した上での、現代的な諸課題を踏まえた様々な教育の充実の在り方
- 新たな学びにふさわしい教科書の内容や分量、デジタル教科書の在り方
- 情報技術など変化の激しい分野において、教師の負担軽減を図りつつ最新の教育内容を扱うことを可能とするための方策
- 各学校での柔軟な教育課程編成を促進し、多様な取組の展開に資する、教育委員会への支援強化、指導主事等の資質・能力の向上の在り方
- コミュニティ・スクールを含む地域や家庭との連携・協働を促進しつつ、過度な負担を生じさせずにカリキュラム・マネジメントを実質化する方策
- 学習指導要領の趣旨・内容について、保護者をはじめ社会全体と共有するとともに、学校種を超えて一人一人の教師に浸透を促す方法の在り方

初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について  
(令和6年12月25日中央教育審議会諮問文)  
【特別支援教育関係部分抜粋】

インクルーシブ教育システムの充実に向け、合理的配慮の提供を含め、障害のある子供たち一人一人の教育的ニーズに応じた、質の高い特別支援教育の在り方をどのように考えるか。その際、特別支援学級や通級による指導に係る特別の教育課程の質の向上、自立活動の充実や小中高等学校に準じた特別支援学校での改善方策をどのように考えるか。

# 目次

本特別部会においては、令和6年12月の文部科学大臣による諮問を受け、初等中等教育分科会や教育課程部会への報告を交えつ、教育課程の枠組みに関する事項や教科横断的な事項を中心として審議を行ってきた。今般、13回にわたる検討の結果を暫定的に取りまとめ、今後の本特別部会における更なる検討の深化や各WG等での検討の前提として整理した。

<b>第一章 次期学習指導要領に向けた基本的な考え方</b> … P 2	<b>第四章 情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現</b> … P 47
<b>第二章 質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方</b> … P 7	(1) 情報活用能力の抜本的向上 … P 48
(1) 中核的な概念等を活用した一層の構造化・表形式化・デジタル化 … P 8	(2) 質の高い探究的な学びの実現 … P 55
(2) 「学びに向かう力、人間性等」の再整理 … P 15	<b>第五章 「余白」の創出を通じた教育の質の向上の在り方</b> … P 62
(3) 「見方・考え方」の再整理 … P 19	<b>第六章 豊かな学びに繋がる学習評価の在り方</b> … P 70
(4) デジタル学習基盤を前提とした学びの在り方 … P 22	<b>第七章 その他諮問で提起された事項の在り方</b> … P 79
学習指導要領と「個別最適な学びと協働的な学び」の関係の在り方	(1) カリキュラム・マネジメントの在り方 … P 80
<b>第三章 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方</b> … P 25	(2) 高等学校入学者選抜 … P 82
(1) 検討の前提（児童生徒の実態と現行制度の枠組み）… P 26	(3) 産業教育 … P 84
(2) 義務教育段階（「調整授業時数制度」の創設等）… P 30	<b>(4) 特別支援教育</b> … P 90
(3) 高等学校段階における教育課程の柔軟化 … P 35	(5) 幼児教育 … P 96
(4) 個別の児童生徒に係る教育課程の編成・実施の仕組み … P 42	(6) 子供のより主体的な社会参画に関わる教育の改善 … P 100
	<b>第八章 今後の検討スケジュールや検討の在り方等</b> … P 104
	<b>審議経過</b> … P 107



# 次期学習指導要領に向けた基本的な考え方①

## 1 改訂論議を貫く三つの方向性

- 令和6年12月の文部科学大臣による諮問やこれまでの検討を総合的に踏まえ、次期学習指導要領に向けた今後の検討の基盤となる基本的な考え方として、以下を提起する。

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を「みんな」で育むため、

①「**主体的・対話的で深い学び**」の実装 (Excellence)

②**多様性の包摂** (Equity)

③**実現可能性の確保** (Feasibility)

の3つの方向性を踏まえて議論を行う。これらの3つの方向性に基づく改善は、教育課程内外のあらゆる方策を用いつつ、三位一体で具現化されるべきものである。

- このうち、①「**主体的・対話的で深い学び**」の実装は、現行学習指導要領が目指している、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通じた資質・能力の育成について、一層の具現化・深化を図るものである。
  - ✓ このため、学習指導要領の目標・内容の構造化・表形式化・デジタル化、学びに向かう力、人間性等の重要概念の整理等により、分かりやすく、使いやすい学習指導要領を目指す。思考力、判断力、表現力等を発揮する中で、知識の概念としての習得や深い意味理解を促すこと、他の学習や生活の場面でも活用できるような、生きて働く「確かな知識」を習得すること、学びに向かう力、人間性等を育成することが一層重要となる中、「主体的・対話的で深い学び」の実装は、**次期学習指導要領に向けた第一の方向性**とすべきものである。これらを進めるに当たっては学校段階間の連携・接続の深化による学びの連続性の確保に一層留意すべきである。
  - ✓ また、このような授業改善に不可欠であるデジタル学習基盤の効果的活用は、育成すべき資質・能力が十分に意識されず「深い学び」に繋がっていない事例もあるなど道半ばである。また、社会のデジタル化がもたらしている負の側面への対応も含め情報活用能力の育成にも様々な課題が見られる。このため、小学校の総合的な学習の時間への「情報の領域（仮称）」の付加、中学校での「情報・技術科（仮称）」の創設等の具体的方策を示した上で、情報活用能力を各教科等における探究的な学びを支える基盤と位置付け、抜本的な向上を図る。こうしたことを進めるに当たっては、知・徳・体のバランスや、人間ならではの身体性や実体験の重要性を十分に踏まえる必要がある。（※）「Excellence」は、「主体的・対話的で深い学び」の実装により実現される質の高い教育を意味する。
- ②**多様性の包摂**は、多様な個性や特性、背景を有する子供が多くなっている実態に向き合うとともに、こうした多様性を個人及び社会の力に変える観点から、一人一人の意欲が高まり、可能性が開花し、個性が輝く教育の実現を目指すものであり、**第一の方向性と両立させることが不可欠な第二の方向性**である。
  - ✓ このため、「裁量的な時間」をはじめとする「調整授業時数制度」の創設、学年区分の取扱いの柔軟化、高等学校段階における単位制度の柔軟化、不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒のための特別の教育課程編成を可能とする制度の創設等により、教育課程全体を包摂的な仕組みに改め、その具現化を図る。

こうした取組は、一人一人の個性や特性、背景を踏まえた対応が可能な仕組みを整えるという意味で、公正性 (equity) の拡大と言える。



## 次期学習指導要領に向けた基本的な考え方②

- ③**実現可能性の確保**は、第一・第二の方向性の両立を支え、実現可能とする観点であり、デジタル学習基盤の更なる充実、教科書や教材、指導書の改善、必要な設備の整備、**総合的な勤務環境整備とも相まって審議全体に通底させるべき第三の方向性**である。
  - ✓ このため、教育課程の枠組みや教科等横断的な事項、今後行われる教科等WGを含む審議全般にわたって、教育課程の実施に伴い教師に過度な負担・負担感が生じないような、持続可能な在り方を追求し、教師と子供の双方に「余白（※）」を創出することで、豊かな学びに繋げる方向を踏まえた検討を行う必要がある。 （※）教育の質の向上のための時間的余裕
- こうした3つの方向性を現時点で端的に表現すれば、「**多様な子供たちの『深い学び』を確かなものに**」と言える。第一の方向性は「深い学び」、第二の方向性は「多様な子供たち」、第三の方向性は「確かなもの」という言葉に主に託されている。
- さらに、「みんな」が示す主体は、学校教育の未来を切り拓く中心的存在である学校の教職員はもとより、**学びの当事者である子供**、人口減少の中で学校を支える主体でもある、**保護者や地域住民、地方公共団体の職員、民間の担い手**も含まれ、「**社会に開かれた教育課程**」や「**個人と社会のウェルビーイングの実現**」といった理念とも深く関わる。今後、各WG等を中心に具体的な議論を進める中で、こうした考え方も更に深めていく必要がある。

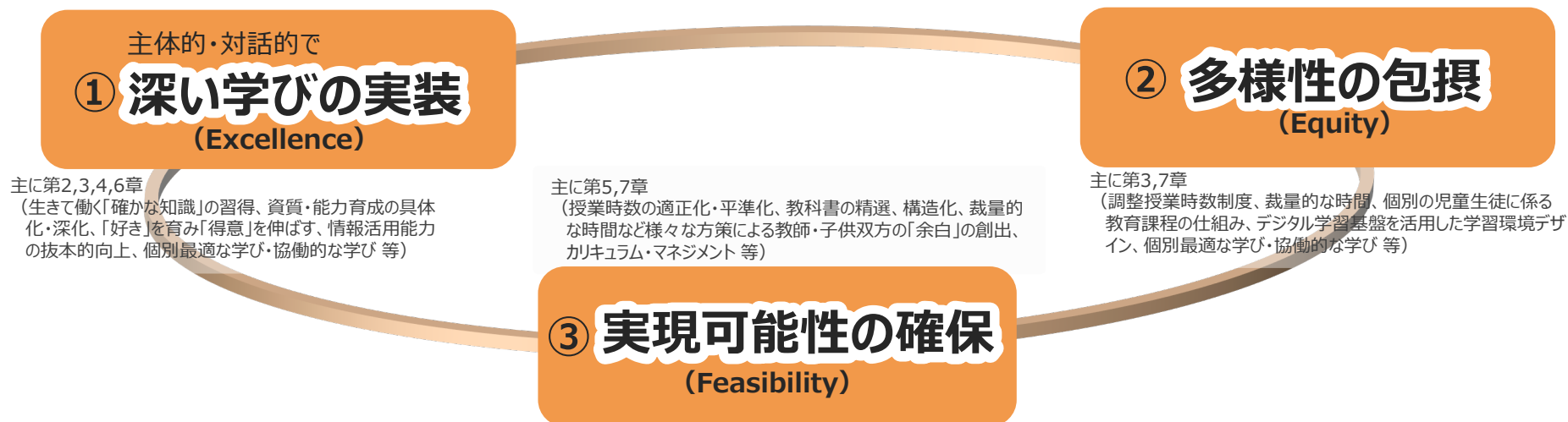
## 2 自らの人生を舵取りする力と民主的な社会の創り手育成

- 諮問で「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却し、民主的かつ公正な社会の基盤としての学校を機能させる必要性が指摘された背景には社会全体の構造変化がある。生成AIなどデジタル技術の発展が相まって、皆と同じことができることも重要だが、それ以上に独自の発想や視点に価値が置かれるようになってきている。現在の学校教育の中で主体的に学びに向き合えていない子供も多くなっている。少子化に伴う入試による動機付けの変化、学習時間の減少等も踏まえ、学びの動機付けをアップデートする必要もある。予測困難な時代に、労働市場の流動化や就業期間の長期化、マルチステージの人生モデルへの転換が進む中、しなやかに「**自らの人生を舵取りできる力**」が不可欠となりつつある。また、内なる国際化で人口の多様性が増すとともに、SNSや生成AIの負の側面の影響もあり社会分断の可能性等も指摘される中、デジタル時代に主体的に社会参画する「**民主的な社会の創り手**」の育成も喫緊の課題である。こうした考え方は、教育基本法や学校教育法等の趣旨を踏まえたものである。
  - ✓ このため、全ての幼児児童生徒に育むべき資質・能力育成の具体化・深化と並行して、一人一人の「**好き**」（興味・関心）を育み、「**得意**」を伸ばしながら、それらを原動力として学び全体への動機付けを図っていく取組と、**当事者意識を持って、自分の意見を形成し、多様な他者と対話や合意を図る取組**を同時に進め、これらが有機的に関わり合い高まっていく教育課程に変革していく必要がある。
  - ✓ こうした問題意識の下、本部会では、**学びに向かう力、人間性等**の概念の再整理、総合的な学習・探究の時間を中心とした**質の高い探究的な学びの実現**、デジタル化の負の側面への対応を含む**情報活用能力**の抜本的向上、特別活動を中心とした**主体的な社会参画に関わる教育**の改善、個性・特性に応じた学びの充実に繋がる**裁量的な時間**の創設等を主な具体策として議論してきた。今後、各WG等で更に検討を深める必要がある。

なお、これらは、①「主体的・対話的で深い学び」の実装、②多様性の包摂、という方向性について、**社会全体の構造変化を踏まえて具現化するもの**であり、①②の一部を構成するものである。また、「よりよい学校教育」を通じて「よりよい社会」への移行を図るという意味で、「**社会に開かれた教育課程**」や「**個人と社会のウェルビーイングの実現**」といった理念とも深く関わる。

# 次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方

～あらゆる方策を活用し、三位一体で具現化～



学びをデザインする高度専門職としての教師    デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備  
「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白    総合的な勤務環境整備

**多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに**

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、  
自らの人生を舵取りすることができる    民主的で持続可能な社会の創り手    をみんなで育む

# 自らの人生を舵取りする力と 民主的で持続可能な社会の創り手 育成 (今後の検討イメージ)

「好き」を育み、「得意」を伸ばす  
(興味・関心)

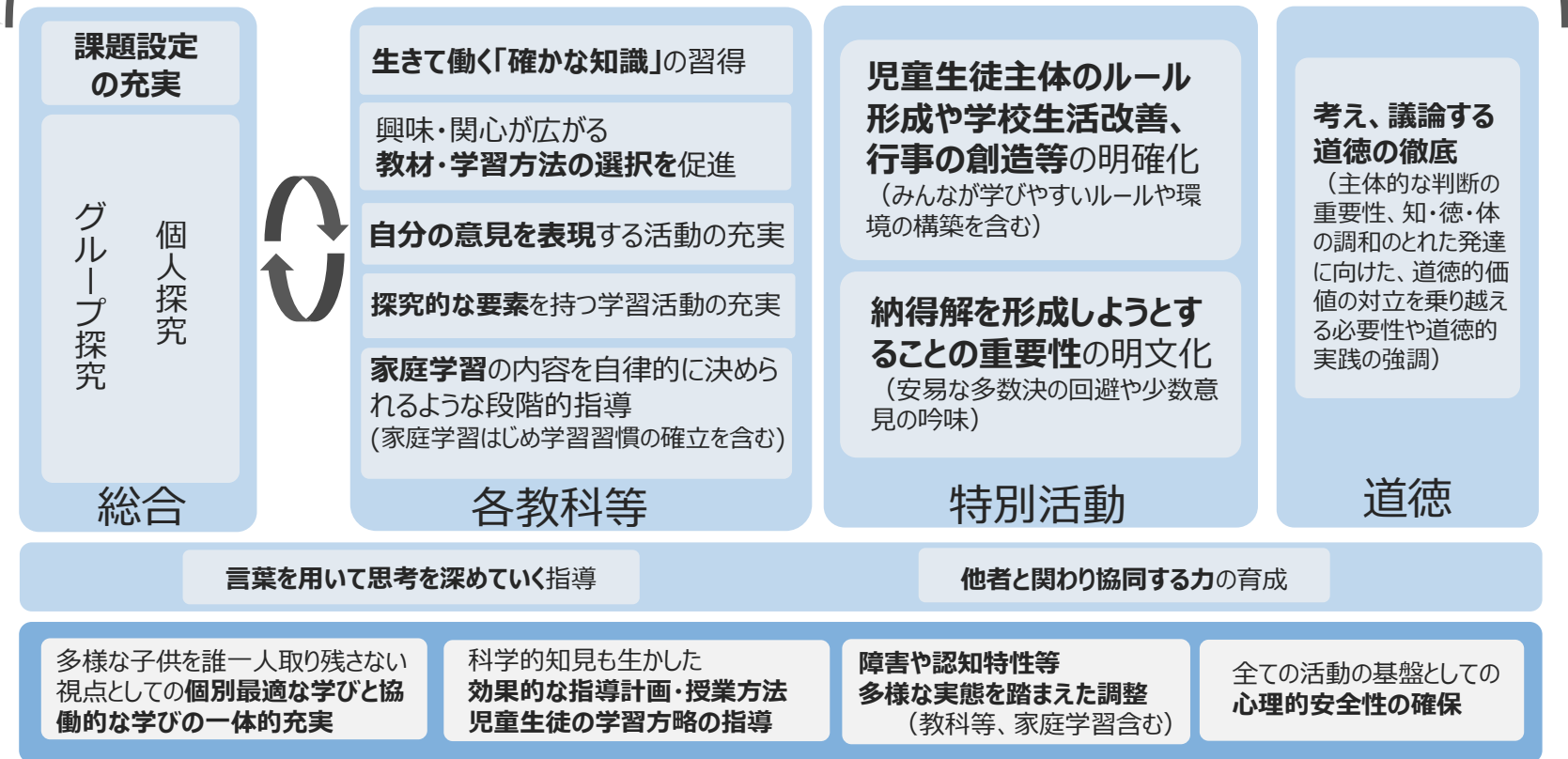


当事者意識を持って、自分の意見を  
形成し、対話と合意ができる

【各教科等での検討イメージ】

好き・得意をベースとした  
主体的な進路選択の促進

高  
中  
小  
幼



学びをデザインする高度専門職としての教師  
「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白

デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備  
総合的な勤務環境整備



# 障害のある子供たちの教育課程の編成に関する主な課題

## 【現状】

### 小・中・高等学校

- 通常の学級に在籍する学習面又は行動面の困難がある児童生徒の割合が増加（公立小・中学校では8.8%と推定）。これらのうち、通級による指導を受けている割合は一定程度（10.6%）にとどまっているなど、個別の配慮・支援を受けていない子供が多数存在している
- 通級による指導を受ける児童生徒数は過去20年間で5.4倍（小・中）となっており、特に、発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害）や情緒障害の児童生徒数が急増している
- 特別支援学級に在籍する児童生徒数は過去20年間で4.3倍となっており、特に、知的障害学級や自閉症・情緒障害学級に在籍する児童生徒数が増加
- 市区町村の教育支援委員会で、特別支援学校の対象となり得ると判定された障害の程度が比較的重い児童生徒のうち約3割の子供たちが小学校に就学（このうち一部は通常の学級に就学）している

### 特別支援学校

- 義務教育段階で特別支援学校に就学している児童生徒数は、過去20年間で1.6倍。特に知的障害の児童生徒数が増加している

## 【顕在化している主な課題】

### 小・中・高等学校

#### 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への対応

- 障害者差別解消法で求められている合理的配慮について、本人・保護者と学校・設置者の建設的対話が十分に行われていないなど、理解や提供が十分ではない状況も見受けられる
- 通級による指導を利用している子供も含めて、通常の学級に在籍する障害のある子供たちは、障害のない子供と同一の目標・内容で各教科の学習に取り組むことが前提であり、各教科について教育課程上の特例的な取扱いはできないなど、障害の状態等に応じたきめ細かな指導の実現に課題がある
- 合理的配慮の提供の前提である「基礎的環境整備」について自治体間で差が生じている。特に障害の状態や特性等に合わせた情報提供の方法やアクセシビリティ機能の活用など、デジタル学習基盤の活用状況に課題がある（端末に標準的に装備されている表示方法の変更、読み上げ機能、音声入力等）

#### 通級による指導、特別支援学級

- 通級による指導や特別支援学級で増加している発達障害や情緒障害等の児童生徒に対して、十分な配慮が行き届いていない状況もあるとの指摘がある
- 特別支援学級について、一人一人の児童生徒の障害の状態等を十分に考慮せずに画一的な指導を行っている学校もあるとの指摘がある

### 特別支援学校

- 自立活動の時間の指導と各教科等の指導の関連付けが十分ではない、自立活動の実施にあたり、実態把握から指導目標・内容の設定までの考え方・プロセスに課題があると指摘されている
- 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科においては、小・中・高等学校における学びとの連続性の確保を図りつつ、知的障害の特性や発達の段階等を踏まえた対応が必要である
- 小・中・高との交流及び共同学習の機会が十分ではないとの指摘がある
- 特別支援学校においてもデジタル学習基盤の活用状況に課題がある



# 具体的な方向性と論点① (通常の学級、通級による指導)

## 【考えられる方向性】

### 1. 通常の学級における合理的配慮の提供の充実等

- 障害のある子供たちに対して、過重な負担がない範囲での合理的配慮の提供を促す観点から、その考え方などを明らかにする方向で検討すべき。また、学習の過程における困難さに対して、困難さが生じる要因を踏まえた対応を示すことを検討すべき

### 2. 通常の学級に在籍する障害のある子供たちが通級による指導を利用する場合の特例的な取扱い

- 通常の学級に在籍する通級による指導を受ける障害のある子供たちに対して、障害のない子供たちとできる限り共に学びながら、障害の状態等に応じたきめ細かな指導の実現を図る観点から、以下のような教育課程の特例的な取扱いを認めることを検討すべき
  - ✓ 通級による指導において、自立活動の指導に加えて、障害の状態等を踏まえ特に必要がある場合には、各教科の指導を行うことを可能とすることを検討すべき。通級による指導の授業時間数や修得単位数の上限を見直すことや、教育課程の編成に当たって、発達障害などの障害種ごとの配慮事項を示すことについても検討すべき
  - ✓ 通級による指導を含め、教育課程全体を通じて、児童生徒の障害の状態等を考慮した教育課程の編成を行い、例えば、各教科(※)の目標・内容の一部について、障害の状態等を考慮したものに替えることや取り扱わないことなどについても検討すべき  
(※) 高等学校においては各教科・科目
  - ✓ 障害による困難の改善・克服を目的とする指導の充実を図る観点から、通級による指導において、自立活動を取り入れることを明確にすべき

## 【論点・留意点】

### 合理的配慮の提供

- 多様性を包摂する学校教育の実現に向け、障害の「社会モデル」(※)の考え方を踏まえて、多様な子供がいることを前提とした教室環境や授業づくりを進めることは基礎的環境整備として重要である ※障害者が受ける制限は、心身の機能の障害のみならず社会における障壁と相対することによって生じるという考え方
- 合理的配慮の提供は、障害の種類や程度によって一律に決まるものではなく、合理的配慮の基盤となる基礎的環境整備の状況を踏まえつつ、本人・保護者との建設的な対話を通じて、一人一人の障害の状態等に応じた対応が必要であり、そうした対応を全ての学校で担保する具体的方策を検討すべき
- デジタル学習基盤の活用は基礎的環境整備に位置付くものであることを総則等で明らかにする方向で検討すべき
- 1人1台端末の活用にあたってのアクセシビリティ機能や入出力支援装置の活用については、地域や学校によって活用状況等に差が生じており、一人一人の障害の状態や特性等に合わせた学び方につながるICT活用について、更なる促進が必要

### 通級による指導の見直し

- 通級による指導に関する特別の教育課程の見直しを行う場合、不適切な運用を防ぐための仕組みも必要である (例：障害による困難の改善・克服を目的とする指導が十分に行われていない状況など)
- 通級による指導を利用しやすくするために、本人・保護者及び専門家の意見等を踏まえつつ、これまで以上に学校長の判断で通級による指導が柔軟に利用できるような方策も必要である



## 具体的な方向性と論点②

## (特別支援学級、特別支援学校)

### 【考えられる方向性】

### 【論点・留意点】

#### 3. 特別支援学級における特別の教育課程の質の確保

- 特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人の障害の状態や特性等に応じた教育課程の編成・実施をこれまで以上に各学校に促すために、自閉症・情緒障害などの障害種ごとの配慮事項を示すことや、自立活動の指導については、自立活動の時間のみならず特別支援学級の教育活動全体を通じて指導を実施することを明示する方向で検討すべき
- 特別支援学級の児童生徒が大半の時間を通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更が必要であり、上記2. で示した通級による指導を利用する際の特例的な取扱いも踏まえ、通級による指導の更なる活用を促すべき

#### 特別支援学級の質の確保

- 特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにも関わらず、自立活動の時間を設けていない学校が一部に見られるところであり、各学校において自立活動を確実に実施するような方策も必要である

#### 4. 特別支援学校の教育課程の充実

- 自立活動について、各教科等との関連付けをこれまで以上に徹底し、自立活動の時間に加えて、学校の教育活動全体の取組となるよう、見直しを図る方向で検討すべき
- 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科においては、小・中・高の各教科に準じつつ、知的障害の特性や発達段階等を踏まえた構造化を検討すべき
- デジタル学習基盤の活用について、障害の状態や特性等を踏まえた活用の在り方についても明らかにすべき

#### 特別支援学校学習指導要領における自立活動

- 特別支援学校学習指導要領を参照する特別支援学級や通級による指導の担当教師にとっては自立活動の内容が難解であるとの指摘もあり、小・中・高の教師に自立活動の内容をこれまで以上に理解してもらう観点からの方策が必要である

#### 5. 障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ機会の充実

- 交流及び共同学習については、その意義として、障害のある子供と障害のない子供がともに協働的に学び合うことの重要性を示す方向で検討すべき

#### 交流及び共同学習

- 「インクルーシブな学校運営モデル事業」における、発展的な交流及び共同学習を実現するための教育課程の編成等について実践研究の成果を踏まえつつ、交流及び共同学習を発展させるための方策が必要である

# 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が通級による指導を利用する際の教育課程の見直し（イメージ）

## 現行制度

通常の教育課程

各教科等

通級による指導

通級による指導  
を利用する児童  
生徒の教育課程  
(特別の教育課程)

障害による困難  
の改善・克服を  
目的とした指導  
(※)

各教科等（通常の学級での授業）

(※) 自立活動の内容を参考として目標・内容を設定。年間280単位時間（週8単位時間）までを標準（特に必要があるときは、障害による困難の改善・克服を目的とした指導を、各教科の内容を取り扱いながら行うことが可能）

- 通級による指導において、障害の状態等を踏まえ特に必要がある場合には、各教科（※）の指導を行うことも可能とすることや、通級による指導の授業時間数の上限を見直すことなどを検討すべき
- 各教科の指導に当たっては、各教科の目標・内容の一部について、障害の状態等を考慮したものに替えることや取り扱わないことなど、児童生徒の障害の状態等に応じた教育課程の編成を認めることを検討すべき

(※) 高等学校においては各教科・科目

## 論点 イメージ

通級による指導  
を利用する児童  
生徒の教育課程  
(特別の教育課程)

障害による困難  
の改善・克服を  
目的とした指導

各教科  
(障害の状態等を踏まえ  
特に必要がある場合)

各教科等（通常の学級での授業）

通級による指導

(※) 週8単位時間までを標準としている授業時間数についても見直しを検討

- 通常の学級での指導においても、障害の状態等を踏まえ特に必要がある場合には、各教科（※）の目標・内容の一部について、障害の状態等を考慮したものに替えることや取り扱わないことなど、児童生徒の障害の状態等に応じた教育課程の編成を認めることを検討すべき

# 通級による指導を受ける児童生徒の特別の教育課程の見直し（イメージ）

## 現行

通級による指導

=

障害による困難の改善・克服を目的とした指導

一部の時間で障害に応じた指導を実施

通級指導で身に付けたことを通常の学級での学びに生かす

大部分の授業を通常の学級で受ける

通常の学級

指導内容や指導方法を工夫しながら通常の学級で受ける



障害の状態や授業の内容によっては

障害の状態に応じた自分のペースで学ぶことが難しい

学習活動に参加している実感を持ちながら学ぶことが難しい

他の児童生徒と同一の目標を前提に学ぶことが難しい

といった場合があり、障害のある子供の学びの充実に課題がある

## 改善イメージ

通級による指導

=

障害による困難の改善・克服を目的とした指導

+

(障害の状態等を踏まえ特に必要がある場合)  
各教科の指導

一部の時間で障害に応じた指導を実施

通級指導で身に付けたことを通常の学級での学びに生かす

大部分の授業を通常の学級で受ける

通常の学級

障害の状態等を踏まえ特に必要がある場合には各教科の目標・内容の一部を、障害の状態等を考慮したものに替えたり取り扱わない

通級による指導を活用し、障害の状態等に合わせて、目標や内容を個別に設定し、自分にあった内容やペースで学ぶ

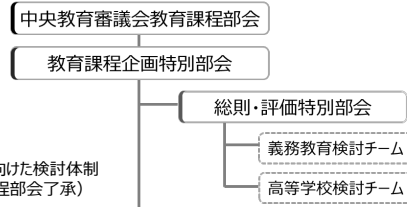
通常の学級において、障害のない子供と共に学びつつも、障害の状態等に合わせて目標や内容を個別に変更し、自分にあった内容やペースで学ぶ

障害のない子供たちとできる限り共に学びながら障害の状態等に応じたきめ細かな指導を実現することで、障害のある子供の能力と可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に向けた学びを実現

# 中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会 特別支援教育ワーキンググループ



学習指導要領改訂に向けた検討体制



参考：学習指導要領改訂に向けた検討体制  
(令和7年7月9日教育課程部会了承)

幼児教育WG	<b>特別支援教育WG</b>	産業教育WG
国語WG	外国語WG	社会・地理歴史・公民WG
算数・数学WG	理科WG	体育・保健体育、健康、安全WG
芸術WG	家庭WG	生活、総合的な学習・探究の時間WG
特別活動WG	道徳WG	情報・技術WG
不登校児童生徒に係る特別的教育課程WG	特定分野に特異な才能のある児童生徒に係る特別的教育課程WG	

## 趣旨

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）」を受けた教育課程企画特別部会における基本的な方向性等に関する議論を踏まえ、特別支援教育（特別支援学校学習指導要領及び小・中・高校学習指導要領における特別支援教育）の改訂の方向性について専門的に検討を行うもの。

文部科学省HPにて、  
各回の開催案内や配布資料を掲載しています。⇒  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingij/chukyo/chukyo3/105/index.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingij/chukyo/chukyo3/105/index.html)



## 委員（19名）

青山 新吾	ノートルダム清心女子大学人間生活学部児童学科准教授・インクルーシブ教育研究センター長	川合 紀宗	広島大学ダイバーシティ&インクルージョン推進機構マネジメント部門長・ウェルビーイング推進室長・教授
足羽 英樹	鳥取県教育委員会教育長	菊地 一文	弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻教授
有吉 万里矢	全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会会長	◎清原 慶子	杏林大学客員教授、前東京都三鷹市長
一木 薫	福岡教育大学教育学部教授	是永 かな子	高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部部門教授
海老沢 穰	一般社団法人SOZO.Perspective代表理事	澤 隆史	東京学芸大学教育学部教授
大関 浩仁	東京都品川区立第一日野小学校校長、全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長	谷口 明子	東洋大学文学部教育学科教授
緒方 直彦	東京都立あきる野学園統括校長、全国特別支援学校長協会会長	丹治 敬之	筑波大学人間系准教授
○奥住 秀之	東京学芸大学特別支援科学講座教授	野口 晃菜	一般社団法人UNIVA理事
亀田 香利	能美市教育委員会事務局次長兼学校支援課長	堀川 淳子	広島市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課長
		宮内 久絵	筑波大学人間系准教授

（◎：主査、○：主査代理）（令和7年10月時点、五十音順、敬称略）

## スケジュール

第1回 令和7年10月9日(木) 開催  
※ 以後、月1回程度開催

★教育課程企画特別部会では遅くとも令和8年の夏ごろまでに取りまとめを行うこととされていることから、特別支援教育ワーキンググループとしての取りまとめをそれ以前に行うことを想定。

## 1. 小・中学校等に在籍する障害のある子供たちの現状

(通常の学級)

- 通常の学級に在籍する学習面又は行動面の困難がある子供たちの割合が増加（公立小・中では8.8%と推定）
- このうち通級による指導を受けている割合は一定程度(10.6%)にとどまっているなど、個別の支援を受けていない子供が多数存在

(通級による指導)

- 小・中学校で通級による指導を受ける児童生徒数は過去20年間で5.6倍
- 特に発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害）や情緒障害で通級による指導を受ける子供たちが急増

(特別支援学級)

- 特別支援学級に在籍する児童生徒数は過去20年間で4.3倍
- 特に知的障害学級や自閉症・情緒障害学級に在籍する子供たちが増加（ただし一部には通常の学級を学びの場とすることが適切と思われるような子供が、特別支援学級に在籍しているような事例もある）
- 知的障害以外の障害種の学級では、当該学年の目標・内容を中心に編成する教育課程で学んでいる子供たちが最も多い
- 知的障害学級では下学年の目標・内容を中心に編成する教育課程で学んでいる子供たちが最も多い

(就学先の決定など)

- 市区町村の教育支援委員会で、障害の程度が特別支援学校の対象となり得ると判定された子供たちのうち約3割の子供たちが小学校に就学（このうち一部は通常の学級に就学）
- 小・中学校にも医療的ケアを必要とする子供たちが多数在籍（10年間で約3倍増）

## 2. 高等学校等に在籍する障害のある子供たちの現状

- 中学校の特別支援学級に在籍していた生徒の高等学校への進学者数が急増しており、過去10年間で3.5倍に増加
- 特別支援学校の対象となり得る障害の程度の生徒も高等学校に在籍するようになっている
- 高等学校においては通級による指導を平成30年度から制度化しているが、通級による指導を受けている生徒数は微増傾向にとどまっている

## 3. 特別支援学校に在籍する障害のある子供たちの現状

- 義務教育段階の特別支援学校の在籍者数は過去20年間で1.6倍
- 中でも知的障害の子供たちが増加（10年間で2割増）
- 視覚障害や聴覚障害の子供たちは減少傾向にあり、これらの障害種の学校の小規模化・学習集団の少人数化が進行
- 重複障害のある子供たちが、引き続き一定数在籍している
- 教育課程の編成・実施については以下のような状況
  - ✓ 視覚障害者、聴覚障害者、病弱者を対象とする学級では、当該学年の目標・内容を中心に編成する教育課程で学んでいる子供たちが最も多い
  - ✓ 肢体不自由者を対象とする学級では、自立活動を中心に編成する教育課程で学んでいる子供たちが最も多い
  - ✓ 知的障害者を対象とする学級では、知的障害の各教科の目標・内容を中心に編成する教育課程で学んでいる子供たちが最も多い

## 4. 現行学習指導要領のポイントと成果

### (幼・小・中・高校における現行学習指導要領の改訂のポイント)

- 個々の子供たちの障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うことを引き続き総則に規定
- 各教科等においても、学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を行うことを規定
- 特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に関する基本的な考え方を規定（小・中）
  - ✓ 自立活動を取り入れること
  - ✓ 実態に応じた教育課程を編成すること
- 通級による指導における特別の教育課程の編成に関する基本的な考え方を規定（小・中・高）
  - ✓ 自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うこと
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用について、以下のとおり規定
  - ✓ 家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行う観点から、個別の教育支援計画の作成・活用に努める
  - ✓ 各教科等の指導に当たって個別の指導計画の作成・活用に努める
  - ✓ 特別支援学級に在籍する子供たちや通級による指導を受ける子供たちについては、両計画の作成・活用を義務化
- これらにより、特別支援学級や通級による指導において、個々の子供たちの実態に応じ個別の指導計画を作成・活用した自立活動の指導や各教科等の指導の取組が進められている

### (特別支援学校における現行学習指導要領の改訂のポイント)

- 育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、カリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視
- 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校において、障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実、ICT機器の活用等を規定
- 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」等を規定
- 知的障害の各教科について、幼・小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視
  - ✓ 知的障害の各教科等の目標・内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理
  - ✓ 中学部に二つの段階を新設、小・中・高等部の各段階に目標を設定し、段階ごとの内容を充実
  - ✓ 特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標・内容の一部を取り入れることができる旨を規定
- 自立と社会参加に向けた教育の充実のため、幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を規定
- これらにより、個々の子供たちの実態に応じた自立活動の指導や、各教科等の授業改善に向けた取組が進められている

## 5. 幼・小・中・高校等の特別支援教育に共通する課題

- 障害の「社会モデル」(※)の考え方を踏まえ、多様な子供がいることを前提として教室環境や授業づくりを進めることが「基礎的環境整備」としても重要となるが、その実現は道半ば  
※障害者が受ける制限は、心身の機能の障害のみならず社会における障壁と相対することによって生じるという考え方
- 障害者差別解消法で求められている合理的配慮の提供について、本人・保護者と学校・設置者との建設的対話が十分に行われず、相互理解を通じた対応が講じられていないケースがあるなど、理解や提供が十分ではない状況も見受けられる
- 合理的配慮の提供の前提である「基礎的環境整備」について自治体間で差が生じている。特に、障害の状態や特性等に合わせた情報提供の方法やアクセシビリティ機能(※)の活用を含め、デジタル学習基盤の活用状況に課題が見られる  
※端末に標準的に装備されている表示方法の変更、読み上げ機能、音声入力等
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画はおおむね作成されているものの、特に個別の指導計画においては、実態把握が十分ではなく、適切な指導目標や指導内容が設定されていないため、一人一人の子供たちの障害の状態等を十分に考慮せずに指導を行っている学校もあるとの指摘もある
- 各教科等の指導に際し、個々の子供たちの困難さの状態に対して、困難さが生じる要因に十分に目が向けられていない状況があり、効果的な手立てが講じられていない状況もある
- 通常の学級に在籍する障害のある子供たちは、通級による指導を受けている子供も含めて、障害のない子供と同一の目標・内容で各教科の学習に取り組むことが前提であり、障害の状態等に応じたきめ細かな指導を実現することに課題がある

## 6. 通級による指導に関する課題

- 通級による指導に際して、個々の子供たちの障害の状態等の実態把握が十分されておらず、適切な指導目標や指導内容が設定されていない状況も見受けられる。また、障害の状態等を考慮せずに一律に「〇〇トレーニング」といった特定の活動をもって通級による指導としている学校もあるなど、自立活動の趣旨が十分理解されていない状況もある
- 特別支援学校のセンター的機能を活用した助言や援助を受けることができず、障害の状態等に応じた適切な指導に課題を抱えている学校もある

## 7. 特別支援学級(小・中)に関する課題

- 特別支援学級における特別の教育課程(「当該学年の目標・内容」「下学年の目標・内容への代替」「知的障害の教科への代替」等)について、正確な理解を欠いたまま編成されている実態もある
- 自立活動の指導について、障害の状態等を考慮せずに一律に特定の活動ありきで実施しているような学校や、自立活動の授業時間数が十分ではないと思われる学校、自立活動の指導と各教科等の指導との関連を図ることに課題がある学校も見受けられる
- 交流及び共同学習として通常の学級で各教科等の指導を行っている場合に、個々の障害の状態等に応じた適切な指導や必要な支援が講じられていない状況がある。また、障害種によっては、多くの時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる状況もある

## 8. 高等学校の特別支援教育に関する課題

- 全日制・定時制・通信制を問わず、また、いわゆる進学校とされる学校も含めて、あらゆる高等学校に特別な教育的支援を必要とする子供が在籍している現状があるとの指摘もあるが、高等学校における支援や配慮の状況が十分ではなく、個々に応じた指導の実現に課題が見られる
- 小・中学校の特別支援学級や通級による指導において受けてきた指導内容や合理的配慮の提供の状況が、高等学校に十分に引き継がれていない状況も見受けられる

## 9. 特別支援学校に関する課題

(学校経営・授業改善)

- 障害の「社会モデル」の考え方も踏まえた学校経営や授業づくりが特別支援学校にも求められているが、全ての教師に考え方が浸透しているかどうかについては課題がある
- 障害により生じる困難さに対応しつつ、子供たちの資質・能力を育成するための授業づくり、各教科等の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善は、多くの特別支援学校において道半ばの状況
- 視覚障害や聴覚障害など小規模化・少人数化が進む障害種の学校もあり、教育活動全体の充実に課題がある学校もある
- 1人1台端末の活用頻度に格差があることや、入出力支援装置の活用が十分に浸透していないなど、デジタル学習基盤の環境を十分に活用し切れていない実態もある

(自立活動)

- 自立活動の時間の指導と各教科等の指導の関連付けや、自立活動に係る実態把握から指導目標・内容の設定までのプロセスや考え方の浸透が不十分
- 教師主導型の自立活動の改善も課題
- (知的障害の各教科)
  - 知的障害の各教科においては、小・中・高の学びとの連続性の確保を図りつつ、知的障害の特性や発達段階等を踏まえた対応が必要
- (重複障害のある子供たちへの対応)
  - 重複障害のある子供たちに対する、個々に応じた適切な指導の充実が必要
- (センター的機能)
  - 障害の早期発見・早期支援の更なる充実に向けた、センター的機能を発揮した乳幼児期を含めた相談体制の充実等も必要
- (高等部の充実)
  - 高等部では、子供たちの自立と社会参加を見据え、職業教育や専門学科における教育を含め、希望する将来の実現に向けた学修機会の充実がこれまで以上に必要
- (交流及び共同学習)
  - 障害種によっては交流及び共同学習の機会が十分ではないとの指摘もある。他方で、子供たちの障害の状態等や、また、特別支援学校が設置されている立地等の問題もあり、学校間交流の更なる充実に向けては課題もある

## 1. 教育課程企画特別部会の議論を踏まえた検討事項

### (1). 育成する資質・能力の特別支援教育におけるあり方・示し方

障害のある子供たちの「深い学び」を確かなものとするために、特別支援学校学習指導要領において、

- 「学びに向かう力・人間性等」や「見方・考え方」の新しい整理を踏まえた目標の示し方
- 中核的な概念等に基づく内容の一層の構造化や、その過程における必要に応じた精選のあり方
- 特別支援教育における、表形式を活用した目標・内容の分かりやすい示し方

### (2). 特別支援教育における指導と評価の改善・充実のあり方

- デジタル学習基盤の活用や情報活用能力の育成強化を前提とした、特別支援教育における「主体的・対話的で深い学び」の一層の充実を図るための方策
- 障害のある子供たちの教育課程において、情報活用能力の抜本的向上を図るための教育課程の改善の在り方（特に知的障害のある子供たちの教育課程における取扱いについて）
- 資質・能力の育成のために効果的かつ障害のある子供たちの学習の実態を踏まえた評価のあり方

### (3). 誰一人取り残さない柔軟な教育課程のあり方

- 義務教育における調整授業時数制度や、高等学校における科目の柔軟な組み替えを可能とする仕組みを前提とした場合に、小・中・高等学校に在籍する障害のある子供たちや特別支援学校に在籍する子供たちに対して考えられる教育課程・学習指導の工夫のあり方

## 2. 特別支援教育に関する課題を踏まえた固有の検討事項

### (1). 幼・小・中・高・特別支援学校共通の検討事項

- 障害の「社会モデル」の考え方も踏まえつつ、多様な子供がいることを前提とした教室環境や学校経営・授業づくりを進めるための方策について、どう考えるか
- 合理的配慮の提供について、基礎的環境整備の状況を踏まえつつ、本人・保護者との建設的対話を通じて相互理解を図り、過重な負担のない範囲で障害の状態に応じた対応が全ての学校で図られるようにするための方策をどう考えるか
- デジタル学習基盤の活用について、基礎的環境整備に位置付くものであることを総則等で明らかにすることや、一人一人の障害の状態や特性等に合わせた学び方につながる活用を促すための方策について、どう考えるか。併せて、アクセシビリティ機能や入出力支援装置の確実な活用に向けた方策について、どう考えるか
- 個々の実態を的確にとらえた教育活動の実現に向けた個別の指導計画の更なる充実の在り方やカリキュラム・マネジメントの在り方、また個別の教育支援計画の充実についてどう考えるか
- 障害種ごとに必要な配慮事項（特に、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害における指導上の配慮の在り方等）についてどう考えるか
- 学習活動を行う場合に生じる障害による困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫の改善に向けた方策（各教科等の学習の過程で考えられる困難さの状態に対して、困難さが生じる要因に目を向けた対応）について、どう考えるか
- 1 及び 2 の検討の方向性を踏まえ、障害のある子供たちの教育課程全体に通底する考え方・視座をどのように整理していくか

## 2. 特別支援教育に関する課題を踏まえた固有の検討事項

### (2). 特別支援学校に関する検討事項

- 自立活動の内容の更なる充実に向けた方策や、自立活動の時間の指導と各教科等の指導の関連付けの充実に向けた方策、さらには、子供の自立と社会参加を見据えて、自立活動を学ぶ意義を踏まえた子供主体の自立活動を更に展開するための方策について、どう考えるか
- 知的障害の各教科において、小・中・高の各教科に準じつつ、知的障害の特性や発達の段階等を踏まえた構造化の在り方について、どう考えるか
- 小規模化・少人数化が進む障害種の状態も踏まえた、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善のための方策をどう考えるか
- 重複障害の子供たちへの指導や支援の充実に向けた方策についてどう考えるか
- 障害の早期発見・早期支援の更なる促進に向けた、センター的機能を発揮した乳幼児期を含めた相談体制の充実に向けた方策をどう考えるか
- 高等部において、子供たちが希望する将来の実現に向けて、教科指導も含めた学修機会の充実や、特色・魅力ある教育活動の実現に向けた方策について、どう考えるか。また、時代の進展に応じた職業教育・専門教育の展開に向けて、どのような見直しが考えられるか
- 交流及び共同学習の更なる充実のため、どのような方策が考えられるか

### (3). 高等学校に関する検討事項

- 特別な教育的支援を必要とする生徒が高等学校においても急増している現状を踏まえ、個々に応じた適切な指導や必要な支援の実現に向けた方策について、特別支援学校のセンター的機能の活用も含め、どう考えるか

## 2. 特別支援教育に関する課題を踏まえた固有の検討事項

### (4). 特別支援学級に関する検討事項

- 特別支援学級の特別の教育課程の編成・実施に係る改善・充実にに向けた方策をどう考えるか。特に、自立活動の指導の改善や、各教科等の学びの充実にに向けた方策などをどう考えるか
- 特別支援学級において適切な指導を担保し、特別支援学級の子供たちが交流及び共同学習として通常の学級で学ぶ際に、障害の状態等に応じた適切な指導や必要な支援が担保されるための取扱いをどう考えるか
- 一部には通常の学級を学びの場とすることが適切と思われるような子供が特別支援学級に在籍している事例もあることについてどう考えるか

### (5). 通級による指導に関する検討事項

- 自立活動を取り入れることとするための方策
- 通常の学級に在籍する子供たちが通級による指導を利用する場合の特例的な取扱いの見直しに向けた教育課程上の取扱いについて、具体的にどのような制度設計としていくか
  - ✓ 自立活動を取り入れた上で、特に必要がある場合に各教科の指導を行うことを可能とすること
  - ✓ 通級による指導の授業時間数・修得単位数の在り方
  - ✓ 各教科等の目標・内容の一部を障害の状態等を考慮したものに替えることや取り扱わないこと など
- 通級による指導を受けやすくするための方策や、不適切な運用を防ぐための仕組みの構築について、どのように考えていくか

### (6). (1)～(5)を実現する上での環境整備に関する課題

- 各自治体・学校において、合理的配慮の提供をはじめとして、障害のある子供たちの学習機会を保障するために必要な基礎的環境整備の充実や、地域間格差の解消に向けた課題をどう考えるか

# 学校における障害者差別解消法を踏まえた対応について

- 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が平成25年に制定。

## 障害者差別解消法で求められていること

- 行政機関（教育委員会、公立学校等）や事業者（私立学校等）に対して、**不当な差別的取扱いの禁止**、実施に伴う負担が過重でない範囲の**合理的配慮の提供**が課されており、教育現場において対応が求められている。

### 不当な差別的取扱いの禁止とは

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止。  
（第7条第1項、第8条第1項）

### 合理的配慮の提供とは

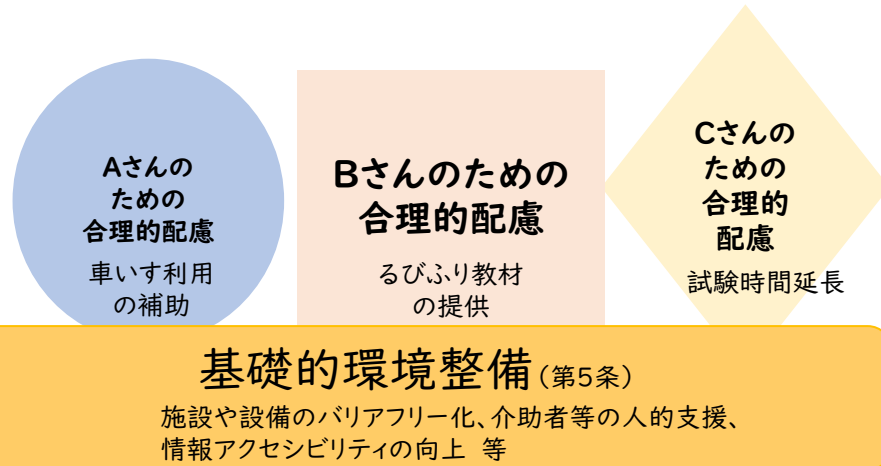
障害のある人から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた際に、負担が過重でない範囲で対応すること。  
（第7条第2項、第8条第2項）

※過重な負担については、個別の事案ごとに、**実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、費用・負担の程度、財政・財務状況**といった要素を考慮して、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**することが必要。

- 合理的配慮は、**障害の特性や具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個性性の高いものである**。そのため、障害のある児童生徒やその保護者と学校・設置者等の**双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応**がなされることが必要。

## 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」との関係

- 行政機関（教育委員会、公立学校等）や事業者（私立学校等）には、**個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（基礎的環境整備）**が努力義務として課されている。
- 合理的配慮の内容は、**基礎的環境整備の状況や技術の進展、社会情勢の変化等によって変わり得るものであり、基礎的環境整備と合理的配慮の提供を両輪として進める**ことが必要。



## 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27年文部科学省告示第180号）

障害者差別解消法第11条第1項の規定に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、**文部科学省が所管する分野における行政機関や事業者が適切に対応したり参考にしたるために必要な事項**を定めたもの。

# 特別支援教育におけるデジタル学習基盤を活用した学びの姿（イメージ）

2つの視点を組み合わせて活用することにより、障害のある子供たちの学びの更なる充実を実現

## 視点1：個別最適な学びと協働的な学びの実現

### 個別最適な学び

#### 指導の個別化

必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫等による学習内容の確実な定着を図る  
ex.) 一人一人に合った教材の提供

#### 学習の個性化

一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供により学習を深め、広げる  
ex.) 子供の関心・特性に応じた多様な学び

### 協働的な学び

多様な他者との協働により、異なる考え方が組み合わせりよりよい学びを生み出す

ex.) 好きなタイミングでの他者参照や共同編集

## 【デジタル学習基盤による情報活用の飛躍的充実】

### 情報活用の場面

収集 判断 表現 処理  
創造 発信 伝達

✕ 組み合わせ

### 充実の具体的な姿

# すぐに # いつでも # どこでも  
# 1人1人に応じて # 大量に # 誰とでも  
# 何度でも

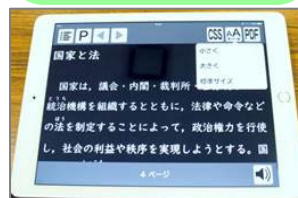
## 視点2：障害による学習上又は生活上の困難さの改善・克服に向けた活用

各教科等及び自立活動において、個々の障害の状態や特性等に応じて有効に活用し、指導の効果を高める

(活用例)

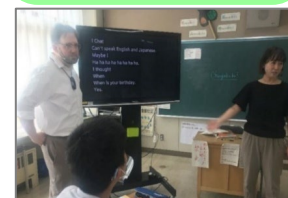
### 【視覚障害】

見え方に応じた表示



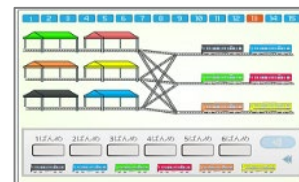
### 【聴覚障害】

音声を文字に変換



### 【知的障害】

抽象的な事柄を視覚的に理解



### 【肢体不自由】

身体の状態に応じた入出力機器



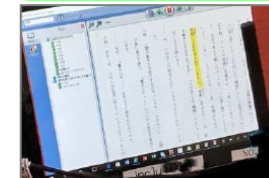
### 【病弱】

遠隔ロボットの活用



### 【発達障害】

読上げ機能や書き込み機能の活用



など

✕ 組み合わせ

令和6年11月13日 中央教育審議会  
デジタル学習基盤特別委員会資料 より

## デジタル学習基盤の整備

多様な形式による  
情報提供

一人一人に合った  
教材の提供

## 合理的配慮の基礎となる環境整備

通信ネットワークを  
活用した学習参加

自分に合った  
入力・出力方法の活用

### 1 社会の変化や学習指導要領の改訂等も見据えた教職課程の在り方

#### 【主な論点と議論の方向性】

- ✓ 学校種等により検討すべき課題、求められる専門性が異なることから、今後詳細な議論を進める際には、学校種等で分けて検討を進めるべきではないか。特に、…(略)… 教職課程における必要単位数等の考え方がそのほかの職種と異なる特別支援学校教諭…(中略)…について、教職課程全体の議論に加えて、個別にどのような改革方策が必要か、更なる検討が必要ではないか。

#### 【基本的な考え方】

##### (1) 教職課程の在り方

- …(略)… 発達障害等の障害の特性やその配慮…(中略)…に関する学修についても、どのような内容を共通的に履修すべきかを検討するとともに、主体的な学修や実践的な学修を取り入れるなど大学等における教育方法についてもより深化させていくことが必要なのではないか。
- 通級による指導や特別支援学級の現状等を踏まえ、全ての教師が特別支援教育に関する専門性を修得することが必要ではないか。特別支援学校の教師も含め、実践的な専門性を向上させる教職課程とすることが必要ではないか。また、特別支援学校教諭の教職課程についても、教職課程や免許制度全体の見直しの方向性を踏まえつつ、知的障害や発達障害に関する内容の充実を検討していくことが必要ではないか。

##### (2) 教員免許制度の在り方

- 特別支援学級を担当する教師が専門性向上のために特別支援学校教諭免許状を取得する、あるいは特別支援学校の教師が他の障害領域の免許を追加で取得するための機会を充実させることが必要ではないか。国立特別支援教育総合研究所の機能を強化し、オンラインを活用した研修や免許法認定通信教育等の機会を提供するなどの、特別支援教育を担う教師の養成の中核拠点としていくべきではないか。

# 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (令和6年12月25日 中央教育審議会 諮問)【概要】

令和3年1月答申

- 「**令和の日本型学校教育**」：「**全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現**」。その一体的な充実を通じて「**主体的・対話的で深い学び**」の実現に向けた授業改善へつなげていく必要性、それを担う**教師及び教職員集団の在り方**について提示。

令和4年12月答申

- 教師に共通的に求められる資質能力の再整理とともに、「**新たな教師の学びの姿**」の実現、**多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成等の改革の方向性を提示**。

➔ 教師一人一人の資質能力・専門性の向上と、多様な専門性や背景を持つ人材を教師として取り入れるための**改革が現在進行中**。

令和6年8月答申

- **学校における働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善**を一体的・総合的に推進する方策を提示。

➔ 学びの専門職である教師の「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けた**環境整備に取り組んでいく**。

教師を取り巻く環境整備に深く関わる事項として、「**教員免許や教員養成の在り方等**」について、専門的な検討を行うことに期待。

少子化による生産年齢人口の減少、AI技術等の先端技術が高度に発達する時代

- 子供一人一人の能力の最大化、**子どもたちの主体的な学びの支援・伴走への教師の役割の転換** ➔ **教師に質の高い人材を十分に育成・確保**することが必要。
- **現在のいわゆる「教師不足」**の背景にある教師の年齢構成に起因する**大量退職とそれに伴う大量採用の時期が過ぎれば、自ずと解決する課題ではない**。

「**令和4年答申**」で示された**改革の方向性**にのっとり、課題解決のための戦略的意図を持って、**改めて制度の根本に立ち返った検討**を実施。  
➔ **教師人材の質の向上と入職経路の拡幅**を強力に推進し、**多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速**することが必要。

## 主な検討事項

### ① 社会の変化や学習指導要領の改訂等も見据えた教職課程の在り方

- 社会の変化や学習指導要領の改訂等も見据えた**教職課程の在り方**（**学修内容や学修方法**など）  
※ 教員養成フラッグシップ大学の取組も勘案
- より多くの学生が教員免許取得を目指したり、教職生涯を通じて能力向上への意欲を喚起したりするような**教員免許制度の在り方**
- 教員養成系大学・学部等が、教育委員会との連携を深め、**地域に求められる教師人材の確保**につなげるために必要な取組
- 教師人材を安定的に輩出するため、**必要な教職課程が大学において継続的に開設・実施**できるようにするための方策 等

### ② 教師の質を維持・向上させるための採用・研修の在り方

- 優れた教師人材の確保に必要な**採用に係る方策**  
※ **教員採用選考に係る第一次選考の共同実施**に向けた検討等の動きも勘案
- 教職生涯全体を通じ「**学び続ける教師**」の実現に向け、  
・ **研修や学ぶ時間の確保**等によって自己の**資質能力等**を高められるような**環境整備**  
・ **研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励**の進捗状況の**検証**  
・ **学校管理職のマネジメント能力の強化**  
・ 現職教師等の能力の高度化のために中心的な場となる**教職大学院での指導の質の確保**のための方策 等

### ③ 多様な専門性や背景を有する社会人等が教職へ参入しやすくなるような制度の在り方

- **教員資格認定試験の在り方**（試験の実施方法など）
- 大学の学部段階では教職課程を履修しなかった**社会人等が、大学院での教職に関する学修によって教員免許の取得が可能**な**仕組み**の構築
- **特別免許状等の更なる活用促進**に向けた方策
- 民間企業等に勤務する者が当該**企業等に在籍しながら教師として勤務する際の任用形態の在り方**
- **養成・採用・研修の取組の改善を有機的につなげる**観点から必要な支援方策 等

※ 別途諮問している「**初等中等教育における教育課程の基準等の在り方**」についての議論とも連動させながら審議。

# 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策に関する論点整理 (令和7年10月15日 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会)【概要】

少子化による生産年齢人口の減少、AI技術等の先端技術が高度に発達する時代

- 子供一人一人の能力の最大化、**子供たちの主体的な学びの支援・伴走への教師の役割の転換** → **教師に質の高い人材を十分に育成・確保**することが必要。
- **現在のいわゆる「教師不足」**の背景にある教師の年齢構成に起因する**大量退職とそれに伴う大量採用の時期が過ぎれば、自ずと解決する課題ではない。**
- 令和6年の中教審答申(「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けた環境整備)、学習指導要領改訂に向けた議論等も踏まえ、**「学び続ける教師」を育成、確保する必要。**

→ **教師人材の質の向上と入職経路の拡幅**を強力に推進し、**多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速**することが必要。

## 諮問で示された主な検討事項

### ① 社会の変化や学習指導要領の改訂等も見据えた教職課程の在り方

#### 【主な論点と議論の方向性】

- ✓ 現在の教員免許制度が担保している教師養成の質を落とすことなく、**教師の質向上と量的確保の両立を目指す必要。**
- ✓ **教師の育成は、大学全体の学びの中でなされるべき**であり、教職課程において共通で学ぶ内容は厳選し、**学生が自らの強みや専門性を高めることのできる柔軟なカリキュラムとすべき。**
- ✓ **教職課程において修得すべき内容※やデジタルも活用した学び、学修の成果確認等の教員免許取得に至る総合的な学びの在り方**を検討することが必要。(※服務倫理、心理・福祉、いじめ対応等)
- ✓ **学習指導要領の改訂の議論との連携を深めながら、教職課程における学びを検討**していくことが不可欠。
- ✓ 教員養成における大学院での学びにおいて、**臨床的、実践的な教育研究をどのように位置づけていくべきか、**検討が必要。

### ② 教師の質を維持・向上させるための採用・研修の在り方

#### 【主な論点と議論の方向性】

- ✓ 教員採用は他の公務員だけでなく、**他職種と同じ市場で人材獲得競争をしているという現実を前提**に考えていく必要。採用広報を教育委員会だけに委ねることには限界があり、**国と地方が一体となった広報戦略が必要。**
- ✓ **教員採用選考の第一次試験の共同実施**には様々なメリットがあると考えられ、引き続き具体策を検討すべき。
- ✓ 現職教師等が学びたいときに学びたいことが学べるよう、**経済的負担の軽減等の環境整備、研究・研修休暇等による学びの促進**を検討すべき。
- ✓ 研修等に参加しやすくなるよう、**教師の一時的な不在をカバーできるような人材の採用についても検討**すべき。
- ✓ **教師になった者への学部段階の奨学金返還免除については、大学院段階の検証や自治体独自の取組も含めた効果の分析が必要。**

### ③ 多様な専門性や背景を有する社会人等が教職へ参入しやすくなるような制度の在り方

#### 【主な論点と議論の方向性】

- ✓ 大学院段階における教職課程の在り方について、**多様な学部出身者や社会人経験者が新しいプログラムを履修することによって標準的なレベルの免許状を取得できるような仕組み**を考えていく必要。
- ✓ **教員資格認定試験について、様々な専門性を持つ方が教師としての資質を身につけていけるような試験の在り方**についても今後検討していくべき。
- ✓ 社会人の教師入職を進めていく際は、**服務倫理や教職への理解等を、入職前後の学習プログラムで担保する必要。**
- ✓ 企業に所属する社会人の活用については、学校のニーズや実情を踏まえつつ、派遣者の質を担保した上で、例えば**シニア人材から始めて実例を増やし、それを若手～中堅世代まで拡大**することが考えられる。

今後、**教職課程・免許・大学院課程WG、大学院新課程WG、幼児教育作業部会、特別支援教育作業部会、養護教諭・栄養教諭作業部会**を設置し、詳細を更に議論。その後、再度教員養成部会で議論し、**令和8年夏～秋頃に答申をまとめていく予定。**

### 3. 令和8年度特別支援教育関係予算 概算要求について

# 「令和の日本型学校教育」の実現に向けた「新たな「定数改善計画」」の策定 (義務教育費国庫負担金)

令和8年度要求・要望額 1兆6,504億円  
(前年度予算額) 1兆6,210億円



文部科学省

全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教職の魅力を上向き、教師に優れた人材を確保する。そのため、約40年ぶりとなる公立中学校の学級編制標準の引下げにより、中学校35人学級を実現するとともに、小学校教科担任制の計画的推進、多様な教育課題等への対応のための体制整備を内容とした、令和10年までの「新たな「定数改善計画」」を策定する。また、学びの専門職である教師にふさわしい処遇を実現するため、給特法等の改正を踏まえた、教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る。

## 「新たな「定数改善計画」」9,214人【29,621人】

(【 】は令和8～10年度の改善総数(一部事項には令和7年度の既改善分を含む))

※下記事項のうち、★については義務標準法を改正することにより、児童生徒数等に基づいて算定される基礎定数による改善を図ることで、将来的な教職員定数の見通しがたち、各地方自治体の採用・教職員配置がより計画的に行われることが見込まれる。

### ○中学校における指導体制の充実(35人学級) 5,800人【17,400人】

★給特法等一部改正法附則第4条を踏まえ、  
令和7年度で完成した小学校35人学級から切れ目なく実施。

### ○小学校教科担任制の計画的な推進 990人【3,960人】

・学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減を図るため、小学校4年生の教科担任制の拡大と、新規採用教師を支援 <令和7年度からの4年間の計画的な改善の2年目>

### ○いじめ・不登校対応等のための体制整備 1,897人【6,682人】

・中学校の生徒指導担当教師の配置充実 <令和7年度からの4年間の計画的改善の2年目>  
・小学校の生徒指導担当教師の配置充実 <30学級以上の学校数×1/2→18学級以上の学校数×1/2>  
★学びの多様化学校の体制整備のための定数措置の新設 <設置学校数×2人>  
★養護教諭の配置充実 <3学級以上から定数算定→学校に1人、複数配置基準を小・中いずれも100人引下げ>

### ○多様な教育課題等に対応するための基礎定数の充実 527人【1,579人】

★夜間中学校の体制整備のための定数措置の新設 <設置学校数×2人>  
★学校統合支援のための定数措置の新設 <統合後3年間、基礎定数で措置>  
★大規模共同調理場への定数措置の改善 <10,001食以上は現行の3人から+1人措置>  
★地教行法に規定する共同学校事務室の機能強化 <複数の事務室を統括する事務職員定数の新設>

『公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律』

附則

(政府の措置)

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等(給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。)の教職員(略)について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

三 公立の義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する教職員定数の標準を改定すること。

第四条 政府は、公立の中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)の同学年の生徒で編制する学級に係る一学級の生徒の数の標準について、令和八年度から三十五人に引き下げるよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

## その他の既定改善分等

・通級や日本語指導等のための基礎定数化の完成 +348人  
・定年引上げに伴う特例定員 +3,345人

## 教師の処遇改善 +161億円

### ○主務教諭の創設(令和8年4月～)

学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、新たな職を創設する。教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設し、教諭よりも高い処遇とする(月額6,000円程度)。

### ○教職調整額の改善 5% ⇒ 6%(令和9年1月～)

教職調整額の改善とあわせ、管理職(校長・教頭等)の本給も改善。

### ○部活動指導手当の見直し(令和8年4月～)

※これらの処遇改善のほか、給料の調整額を見直す(1/4程度の縮減を予定)。

(担当:初等中等教育局財務課)

# 学校における支援スタッフの配置支援

令和8年度要求・要望額 153億円  
 (前年度予算額 121億円)





文部科学省


多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援  
 教師と多様な人材の連携により、**学校教育活動の充実**と**働き方改革**を実現



## 補習等のための指導員等派遣事業 140億円 (116億円)

教員業務支援員の配置【拡充】	副校長・教頭マネジメント支援員の配置【拡充】	学習指導員等の配置 (学力向上を目的とした学校教育活動支援)
<p>人数：30,900人 (28,100人)</p> <p><b>&lt;事業内容&gt;</b>                      教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、授業準備の補助やデータの入力・集計、各種資料の整理、行事や式典等の準備補助等をサポートする教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を支援</p> <p><b>&lt;想定人材&gt;</b>                      地域の人材（卒業生の保護者など）</p> <p><b>&lt;実施主体&gt;</b>                      都道府県・指定都市</p> <p><b>&lt;負担割合&gt;</b>                      国1/3、都道府県・指定都市2/3</p>	<p>人数：1,600人 (1,300人)</p> <p><b>&lt;事業内容&gt;</b>                      副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、その学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援                      ▶業務内容のイメージ                      副校長・教頭の業務補助、教職員の勤務管理事務の支援、外部の関係者との連絡調整 等</p> <p><b>&lt;想定人材&gt;</b>                      退職教員、教育委員会勤務経験者、民間企業等での事務経験者 等</p> <p><b>&lt;実施主体&gt;</b>                      都道府県・指定都市</p> <p><b>&lt;負担割合&gt;</b>                      国1/3、都道府県・指定都市2/3</p> 	<p>人数：9,200人 (9,200人)</p> <p><b>&lt;事業内容&gt;</b>                      児童生徒一人一人にあつたきめ細かな対応を実現するため、学校教育活動を支援する人材の配置を支援。また、教職に関心のある学生の積極的な活用を推進することで、教職への意欲を高める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の学習サポート進路指導</li> <li>・キャリア教育</li> <li>・学校生活適応の支援</li> <li>・教師指導力向上等</li> </ul> <p><b>&lt;想定人材&gt;</b>                      退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者等、地域における幅広い人材</p> <p><b>&lt;実施主体&gt;</b>                      都道府県・指定都市</p> <p><b>&lt;負担割合&gt;</b>                      国1/3、都道府県・指定都市2/3</p> 

## 校内教育支援センター支援員の配置事業 13億円 (4億円)

<p><b>&lt;事業内容&gt;</b>                      公立小・中学校において、校内教育支援センターを拠点として、日常的に、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対し、学習支援を行うとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携をしながら、相談支援を行う支援員の配置を支援</p> <p>※対象経費には、新たに校内教育支援センターを設置するために必要な経費も含む</p>	<p><b>&lt;配置校数&gt;</b>                      5,000校 (2,000校)</p> <p><b>&lt;実施主体&gt;</b>                      学校設置者（主に市区町村）</p>	<p><b>&lt;負担割合&gt;</b>                      国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3                      ※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県・指定都市2/3</p> 
---	---	---

(担当：初等中等教育局財務課)



障害のある子供たちを誰一人取り残さず、連続性のある多様な学びの場において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の更なる充実を図る

## 医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

- ◆ **医療的ケア看護職員の配置 (5,300人分) 5,287百万円(4,562百万円) (拡充)**
  - ・ 学校における医療的ケア看護職員の配置(校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む)を支援するとともに、処遇改善等による医療的ケア看護職員の確保、定着を図る
- ◆ **医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究 13百万円(31百万円)**
  - ・ 医療的ケア児への保護者の付添いの状況等を分析し、保護者の負担軽減に関する調査研究を実施

## 発達障害のある児童生徒等への支援

- ◆ **発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業 83百万円 (89百万円)**
  - ① **幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業**
    - ・ 幼児への適切な支援、小学校等への引継ぎ、教員の専門性向上等、幼稚園等における特別支援教育体制のモデルを構築
  - ② **学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究**
    - ・ 就学前の診断が困難とされている学習障害児に対する1人1台端末を含むICT機器を活用した効果的な支援について実践研究を実施
  - ③ **高等学校における特別支援教育充実事業 (新規)**
    - ・ 高等学校における就労も見据えた通級指導等の質的・量的充実を図るモデル事業を実施
  - ④ **ICTを活用した教育・福祉の情報共有促進モデル事業 (新規)**
    - ・ 学校と障害児支援施設等との効果的かつ効率的な情報共有の在り方についてモデル事業を実施
  - ⑤ **学校における強度行動障害の理解啓発等に関する調査研究 (新規)**
    - ・ 強度行動障害の状態や要因等に係る教師への理解啓発等の対応に関する調査研究を実施

## インクルーシブ教育システムの更なる推進

- ◆ **インクルーシブな学校運営モデル事業 77百万円 (77百万円)**
  - ・ 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、シンポジウムの開催等を通じて、その成果普及を実施

## 特別支援教育の指導体制等の充実

- ◆ **聴覚障害教育の充実事業 40百万円 (40百万円)**
  - ① 聴覚障害教育の一層の充実に向けて、教師や教員を目指す学生等が活用できる、手話習得支援のためのコンテンツを開発
  - ② 各自治体における保健・医療・福祉等の関係機関と連携した聴覚障害のある児童生徒等や保護者への教育相談等を充実
- ◆ **外部専門家の配置等 180百万円(156百万円) (拡充)**
  - ① 専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の配置を支援
  - ② 災害時の非常用電源等の整備を含め、特別支援教育体制の整備を行う自治体等のスタートアップに係る経費を支援

### 入出力支援装置の更新

241百万円 (新規)

- ・ 障害のある児童生徒が1人1台端末(パソコンやタブレット)等を効果的に活用するために必要な入出力支援装置の更新に係る経費を補助

### 特別支援教育就学奨励費

13,313百万円 (12,703百万円)

- ・ 特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済状況に応じ、学用品、通学費、修学旅行費(物価高騰に伴う上限額の引き上げ)等、就学に要する経費を支援

### 国立特別支援教育総合研究所

1,159百万円 (1,075百万円)

- ・ 次期中期目標期間において、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実を図ることを目的とし、国の政策課題等に迅速かつ確に対応するためのセンター設立などの運営費を支援

## 背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、医療的ケア看護職員を配置するとともに、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の配置を行う。

### 医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(R3.6成立、R3.9施行)の趣旨を踏まえ、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援するとともに、処遇改善等による医療的ケア看護職員の確保・定着を図る

令和8年度要求・要望額 5,287百万円(前年度予算額4,562百万円)

補助対象者	学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者
配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 配置人数：<b>5,300人分</b></li> <li>✓ 1日6時間、週5回等を想定</li> </ul> 上記のほか登下校時の対応分も計上 ※ 実際の配置に当たっては、自治体等が実態に応じて、雇用形態(時間・単価等)を決定。訪問看護ステーション等へ委託することも可能。

- <補助対象> 都道府県・市区町村・学校法人  
(幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校)
- <補助割合> 国：1/3 補助事業者：2/3  
国：1/2 補助事業者：1/2 (私立幼稚園)

#### 【関連施策】

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業  
 テーマ：医療的ケア児支援における指導的立場の看護師養成  
 0.1億円(3年間(令和6年度～8年度)：1箇所×1,000万円)

### 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援  
※交付初年度から3年限り

連携体制を整備	教育委員会・学校と関係機関の連携体制を整備
個別の教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と関係機関の連携を促進(早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援)
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発
災害への備え	停電時にも人工呼吸器等を利用することができるよう、非常用蓄電池等の備品を整備

### 外部専門家配置事業

- 専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の配置を支援(730人分)

医療的ケア児支援のための人材確保に向け、大学等において、

- 看護学部生を対象とした医療的ケア児支援のための実習等の試行的実施
- 指導的立場等の看護師養成のためのリスキリング教育プログラムの構築

# 学校における医療的ケア実施体制整備事業

令和8年度要求・要望額  
(前年度予算額)

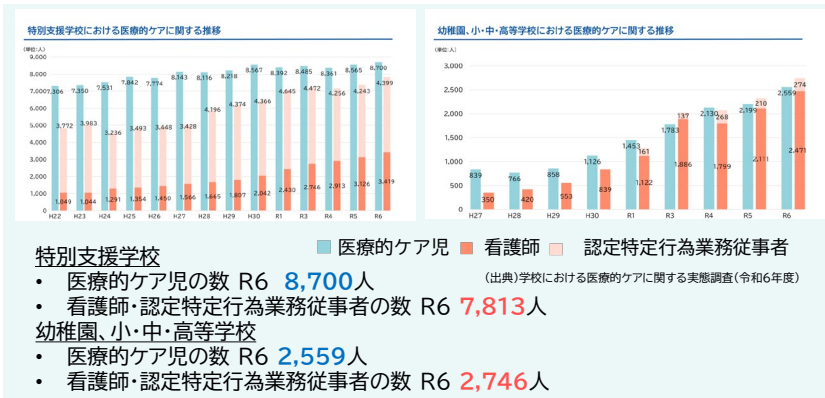
0.1億円  
0.3億円



文部科学省

## 現状・課題

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、**医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充や保護者の付添いがなくても支援を受けられるようにするための取組等が求められている。**
- 学校に在籍する医療的ケア児の数が増加しており、学校生活や登下校時における保護者の付添いの負担軽減に向け、**医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究を実施し、取組を推進する。**



## 事業内容

### 医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究（継続：令和6年度～）

- 各自治体において保護者の付添いの状況等を分析し、保護者の負担軽減に関する調査研究を実施して、全国へ普及を図る。  
(教育委員会 5箇所×約2百万円)

#### <取組例>

#### I 保護者の負担軽減に向けた**地域の連携体制の構築**

※医療的ケア児支援センターとの連携を含む、早期からの情報取得・引き継ぎによる体制整備/医療・福祉との連携による学校における医療的ケア実施体制構築の迅速化 等

#### II 付添いに係るマニュアル等の見直し

※付添いがなくても安全・安心に医療的ケアを実施するための考え方の整理、各学校で共通して取り組む事項の整理 等

#### III 安全・安心な医療的ケアの実施に向けた**研修実施体制の構築・見直し**

※医療的ケア児支援センターや大学等の外部機関と連携した研修実施/着任前・着任早期の研修受講の促進 等

<p>①付添いの実態把握・取組の方向性の検討</p> <p>実態把握を行うとともに、医療・保健・福祉などの関係者や保護者などで構成される協議体等で、見直しの方向性を検討。</p>	<p>②見直しに向けた取組の実施・検証</p> <p>各学校において付添いの見直しに対する取組を実施し、実施体制の整理や課題を踏まえた見直しを行う</p>	<p>③成果の周知</p> <p>効果的な取組について、事例を提供・全国への周知</p>
---	---	--

#### <令和6年度時点の主な成果>

#### 【早期の手続き実施】

関係機関と情報連携を行うこと等により、医療的ケア児の入学前早期に手続きを開始することで、より早期に医療的ケアの実施体制を整えることができた。



#### 【通学支援事業のモデル実施】

登下校時の保護者の付添いに係る負担を軽減するため、医療的ケア児の通学支援のモデル事業を通じて、関係者間の連携体制等の構築や課題の分析等を実施した。



#### 【ニーズに応じた研修の充実】

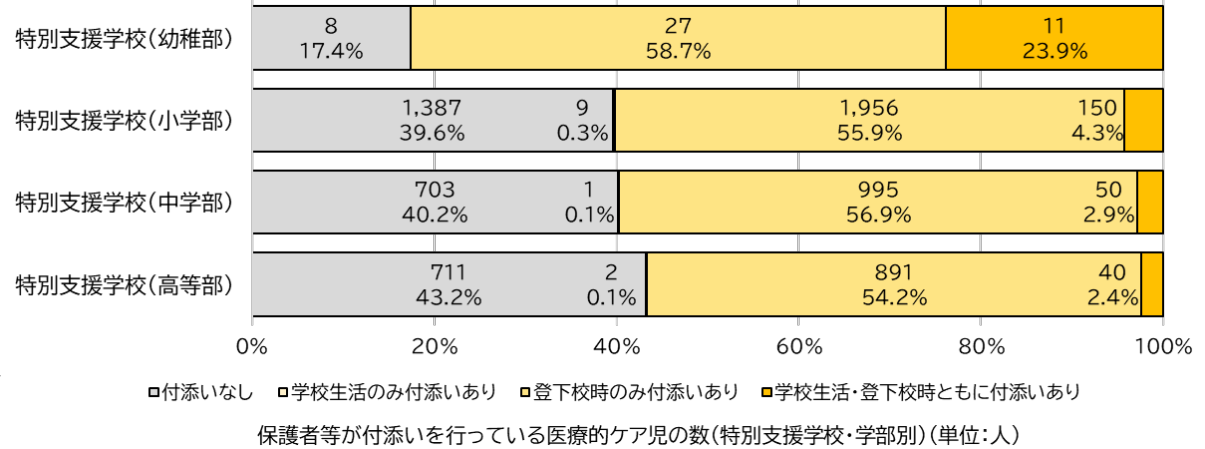
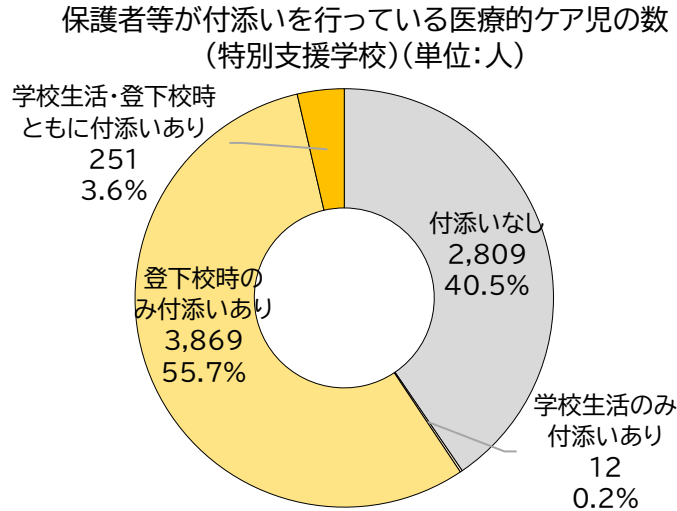
新任看護師、通学車両に同乗する看護師及び教員向け等の研修を開催。オンデマンド方式を活用する等の工夫のもとに実施した。



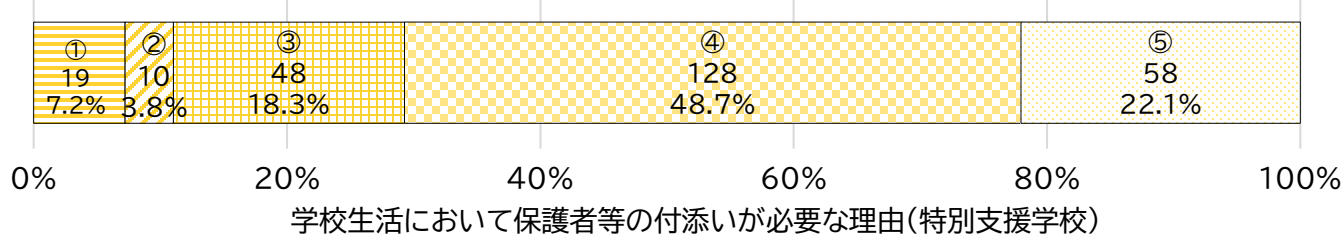
# 特別支援学校における保護者等の付添いの状況

特別支援学校に通学する医療的ケア児(6,941人)のうち、

- 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 263人 (3.8%)
- 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 3,869人 (55.7%)
- 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 2,809人 (40.5%)



学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(263人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため」128件(48.7%)が最も多く、「その他」の理由としては、「学校で医療的ケアを実施するための手続きや引継ぎの途中である」「健康状態が不安定」「保護者が、医療的ケア看護職員等の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



- 「医療的ケア看護職員が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
- 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務従事者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、保護者が希望しているため
- 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
- その他

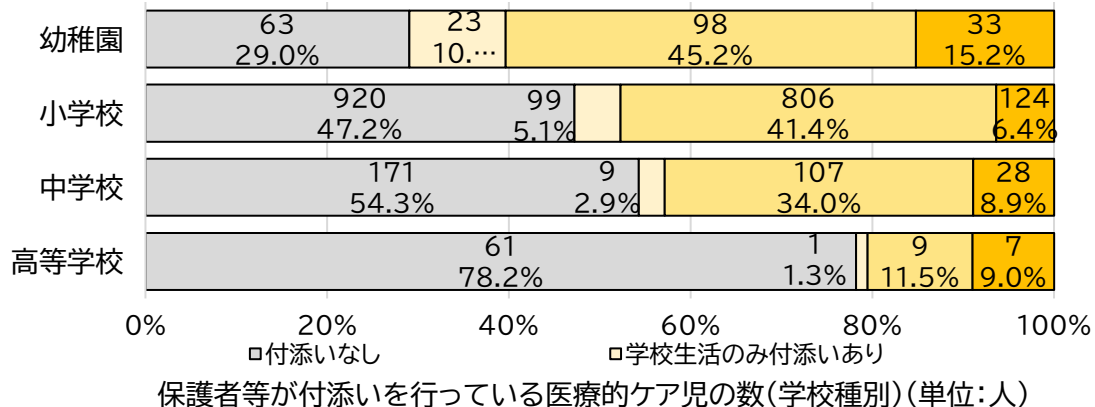
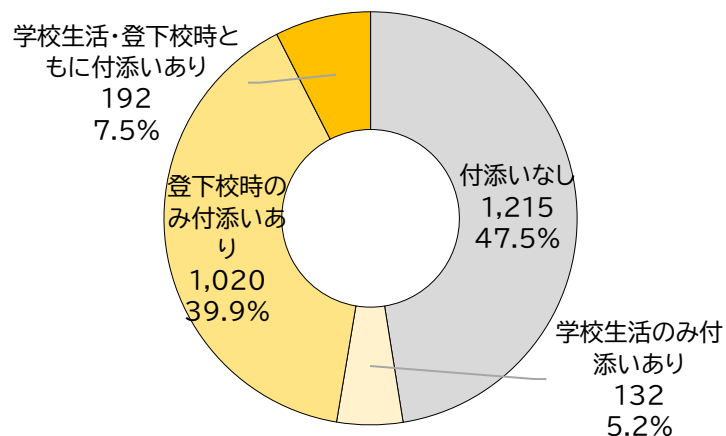
※ 本調査は、令和6年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

# 幼稚園、小・中・高等学校における保護者等の付添いの状況

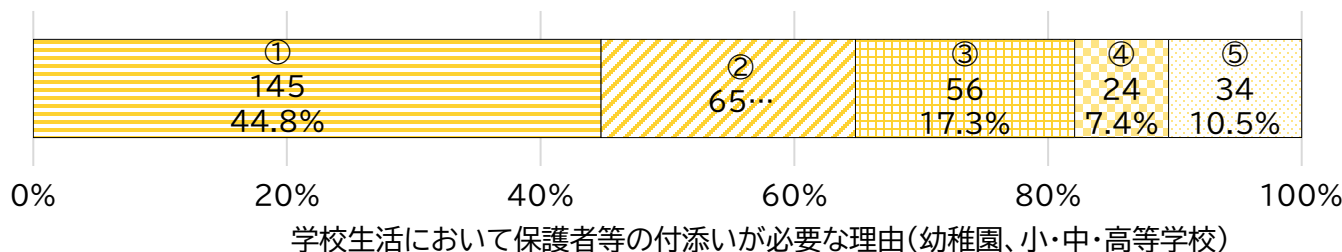
幼稚園、小・中・高等学校に通学(園)する医療的ケア児(2,559人)のうち、

- 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 324人 (12.7%)
- 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 1,020人 (39.9%)
- 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 1,215人 (47.5%)

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数  
(幼稚園、小・中・高等学校)(単位:人)



学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(324人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員が配置されていない又は認定特定行為業務従事者がいないため」145件(44.8%)が最も多く、その他の理由としては、「医療的ケアの実施に向けた手続き中」「保護者が、医療的ケア看護職員の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



- ① 「医療的ケア看護職員が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
- ② 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務従事者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- ③ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、保護者が希望しているため
- ④ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
- ⑤ その他

※ 本調査は、令和6年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

# 「令和6年度学校における医療的ケアに関する実態調査」の結果を踏まえた対応について（依頼）（令和7年7月16日付通知）概要

## 1. 医療的ケア児に対する保護者の付添い等に伴う負担軽減について

- 自治体内の関係部局、幼稚園や保育所、医療的ケア児支援センター等の関係機関等と連携しながら、域内の就学及び進学前の医療的ケア児を可能な限り早期に把握し、医療的ケア看護職員の確保に可能な限り早期から着手すること。
- 医療的ケア運営協議会等での協議によって個々の医療的ケア児の状態に応じて必要な対応を検討できる旨をガイドライン等に加えることや、引継ぎ期間の短縮化に向けて、早期に医療的ケア児の状態を把握し、医療的ケア看護職員を配置するなど必要な体制を整備すること。
- 校外学習等の特定の場面や医療的ケア看護職員の休暇時等、臨時的に医療的ケア看護職員が必要になる場合、訪問看護ステーション等への委託を活用する、教育委員会に配置している医療的ケア看護職員が各学校を巡回する等の体制をあらかじめ整備すること。
- 登下校時の保護者の付添いの軽減に当たっては、福祉部局等と連携し、適切な手段を検討すること。また、医療的ケア看護職員を同乗させるなどして安全を確保したうえで、医療的ケア児のスクールバスなど専用通学車両へ乗車をできる限り追求すること。

## 2. 医療的ケア看護職員の人材確保等について

- 医療的ケア看護職員の人材確保に当たっては、ハローワークやナースセンターと連携した募集等の活用を検討すること。
- 医療的ケア看護職員の雇用条件等の処遇改善を図るとともに、安心して働き続けることができるよう、教育委員会や特別支援学校に指導的な立場となる看護師を配置して相談対応や指導をさせることも有効であること。
- 限られた人材を効率的に配置するため、各学校に医療的ケア看護職員を配置するほか、教育委員会に配置して複数学校に派遣する場合や、医療機関や訪問看護ステーション等への委託等、医療的ケア看護職員の効率的な配置を工夫すること。
- 医療的ケア看護職員が医療現場と異なる環境の学校で勤務するに当たって、安心して業務に対応し、定着するためには、学校において関係する教職員との連携や学校における医療的ケアに関する研修の機会を確保することが重要である。

## 3. 医療的ケア児の学校在校時における発災への備えについて

- 医療材料・医療器具・非常食等の準備及び備蓄について、保護者等と学校間で確認・協議しておくこと。特に人工呼吸器を用いている等、非常用電源が確保できなければ直ちに重篤な事態に陥りかねない医療的ケア児が在籍している学校においては、停電時の対応を取り決めておくこと。
- 発災後、保護者等が長期間来校できない場合等、学校における待機が長期化した場合にも医療的ケアを実施できる体制をどのように構築するかについて、保護者等と学校間で協議して取り決めておくこと。
- 取り決め等を進めるに当たっては、各自治体の防災担当部局等、災害時の対応に関わる自治体内の関係部局や、地域の医療機関等と連携し、協力を得る必要がある場合があることに留意すること。
- 市町村防災部局から特別支援学校を在校生等のための福祉避難所として避難先に指定したいとの依頼があった場合には協力されたい。

本事業の成果物として、全国計15自治体における医療的ケア看護職員の確保・定着に向けた取組事例について、以下の取組の特徴に沿って整理した事例集を作成。

文部科学省HP: [https://www.mext.go.jp/content/20250530-mxt\\_tokubetu01-000042872\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250530-mxt_tokubetu01-000042872_02.pdf)



## 医療的ケア看護職員の人材確保のための取組

### 効果的な人材の募集・確保の方法

- 潜在看護師への訴求・認知度の向上
- 効率的な人材募集・人材確保方法の選択

### 労働・雇用の環境・条件の整備

- 人材の配置方法の工夫
- 自治体や学校の状況に合わせた雇用形態・雇用条件の検討

## 医療的ケア看護職員の人材の定着のための取組

### 継続的に就労できる体制・環境の整備

- 校内の教職員や保護者との連携体制構築
- 安全管理体制の構築

### 医療的ケア看護職員の資質向上

- 医療的ケア看護職員の段階に応じた研修の実施

### 医療的ケア看護職員の負担の軽減(解消)、安心の確保

- 医療的ケア看護職員のサポート体制の構築
- フォローアップ支援・やりがいの形成

### 凡例

・事例集全体に共通して、取組の特徴に応じて以下の色分けを行っています。

■ 医療的ケア看護職員の「確保」のための取組:

オレンジ色

● 医療的ケア看護職員の「定着」のための取組:

青色

## 医療的ケア看護職員の人材の確保のための取組

### Q1.効果的な人材の募集・確保の方法は？

#### 都道府県

#### ▶▶ 県看護協会・ナースセンターによる再就業支援等の研修を通じた潜在看護師への訴求

【事例5】奈良県

- ・ 奈良県ナースセンター主催の長期離職者等を対象とした研修において教育委員会が学校における医療的ケアの講義を行うことにより、潜在看護師に対し学校での医療的ケアに関する理解を促進。

#### 政令指定都市

#### ▶▶ 地域や学校の状況に合わせた医療的ケア看護職員確保の方策 【事例8】神奈川県川崎市

- ・ 医療的ケア看護職員の直接雇用と訪問看護ステーションへの委託を併用することにより、必要数の人材を確保。泊を伴う校外学習について、看護師派遣会社からの看護師派遣による人材配置を実施。

#### ▶▶ 病院への委託により、特別支援学校へ病院に勤務する看護師を派遣【事例14】兵庫県姫路市

- ・ 教育委員会と市内の病院が契約を結び、同病院の医療的ケアサポートセンターに在籍する看護師を特別支援学校へ派遣・常時配置。市内の小・中学校においては、訪問看護ステーションを活用し必要な時間に看護師を配置。

### Q2. 労働・雇用の環境・条件の整備の進め方は？

#### 都道府県

#### ▶▶ 求職者のニーズに応じた雇用条件の設定による人材の確保 【事例1】青森県

- ・ 医療的ケア児の状況や求職者のニーズを的確に捉えフルタイムの採用枠を設置したことで、求職者のニーズにマッチし、必要数の医療的ケア看護職員を確保。

## 医療的ケア看護職員の人材の定着のための取組

### Q1. 継続的に就労できる体制・環境を整備するための方策は？

#### 市町村

#### 医療的ケア児の修学・進学に合わせ継続して人材を配置

【事例12】岐阜県瑞浪市

- ・ 教育委員会内の関係課が連携し、幼稚園に在籍する医療的ケア児を担当している医療的ケア看護職員を小学校でも継続して人材配置できるよう調整。

### Q2. 医療的ケア看護職員の資質向上のための方策は？

#### 都道府県

#### 医療的ケア児等支援センターや病院と連携した研修の実施

【事例4】長野県

- ・ 県庁内にある医療的ケア児等支援センターと連携し、市町村の小・中学校の医療的ケア看護職員向けの研修を実施。また、県立こども病院と連携し、特別支援学校の医療的ケア看護職員向けの研修を実施。

### Q3. 医療的ケア看護職員の負担の軽減(解消)、安心の確保につなげるための方策は？

#### 政令指定都市

#### 医療的ケア看護職員のサポート体制の拡充、資質向上に向けた研修の実施

【事例9】福岡県北九州市

- ・ 特別支援学校の医療的ケア看護職員による小学校等の訪問や、指導的な立場となる看護師による小学校等への指導・助言、医療的ケアに知見のある医師(医療的ケア指導医)による指導・助言など、医療的ケア看護職員への相談支援体制を整備。
- ・ 医療的ケア看護職員の段階(初任、現任)に応じた研修や、医療的ケア指導医等による専門性向上に向けた研修・指導など、医療的ケア看護職員の資質向上に向けた取組を積極的に実施。

# 学校における医療的ケアの手技に関する研修動画シリーズ

## コンテンツ概要

### 【制作の背景】

- 学校に在籍する医療的ケア児が増加する中、学校現場では、医療機関等とは異なる環境で学校の特性も踏まえながら、安全・安心な医療的ケアへの対応が医療的ケア看護職員に求められている
- そこで、令和元年度に作成された「学校における医療的ケア実施対応マニュアル(看護師用)」に基づき、医療的ケアの手技を視覚的に学ぶことができる研修動画を作成

### 【内容】

「学校における医療的ケア実施対応マニュアル(看護師用)」に基づき、**学校現場で行われている主要な医療的ケアの手技など8テーマ**を映像で解説  
(詳細は次ページ参照)

### 【対象者および想定される活用場面】

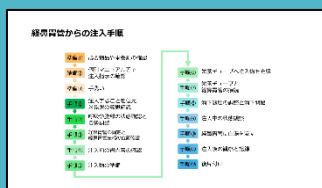
- ✓ 視聴対象者
  - 学校現場で医療的ケアを実施する看護職員
  - 潜在看護師 など
- ✓ 想定される活用場面の例
  - 医療的ケア看護職員・潜在看護師を対象とした研修
  - その他、医療的ケア看護職員の資質向上が求められる場面での活用 など

## 研修動画のポイント

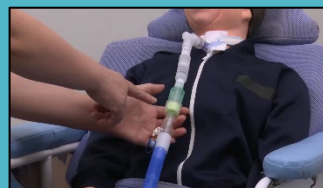
### ①講義・実技・Q&Aの3部で構成

1テーマ20分～30分程度で、押さえておきたい知識、実際の手技、よくある疑問に対する解説を収録。

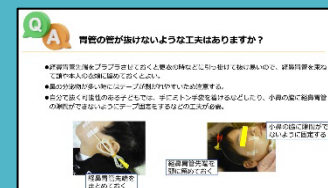
#### 講義



#### 実技



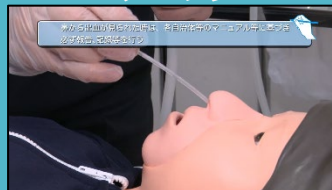
#### Q&A



### ②わかりやすい実技映像

実技パートでは、テロップ、マーキング等の画面表示やクローズアップで、手技のポイントや手元の様子をわかりやすく紹介。

#### テロップ



#### マーキング



#### クローズアップ



### ③最新かつ標準的なケアを収録

制作時点(令和6年度)で学校現場で実際に行われている医療的ケアの手技や、使用されている物品等について解説。

### ④手軽に視聴可能

動画は全編YouTubeで視聴可能。スマートフォン・PCなどで、場所や時間を問わず手軽に学ぶことができる。

### ⑤参考資料をエンディングに掲載

「学校における医療的ケア実施対応マニュアル(看護師用)」をはじめとする参考資料を動画のエンディングに掲載。各手技の詳細な解説にアクセスが可能。

## コンテンツ内容と参考資料のご案内

(QRコードを読み込むと、YouTubeで動画を再生できます)

### 【効果的な学習に向けて】

- 各動画の冒頭ではマニュアルの該当ページを掲載しています。
- 動画で紹介している内容についてより理解を深めていただくため、エンディングにもマニュアル以外の参考資料も含め掲載していますので、動画で手技のイメージを掴んだ後に確認するなど、動画とマニュアル等の資料を併用していただくことを推奨しています。



### 【参考資料】

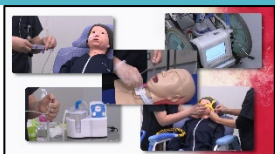
## 「学校における医療的ケア実施対応マニュアル(看護師用)」

動画視聴の際には、お手元にご用意ください。  
下記URLまたはQRコードからダウンロード可能です。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main/006/h30/1420893\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h30/1420893_00004.htm)



### コンテンツ概要



#### 【主な内容】

- シリーズの構成と内容
- 視聴上の留意事項

<https://youtu.be/yI9ANS-yppE?si=6ZEazZt8W99Fp7Lg>



### ①喀痰吸引 (鼻腔・口腔)



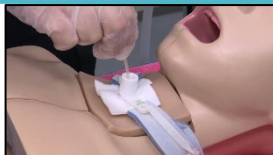
#### 【主な内容】

- 安全・有効で苦痛が少ない
- 鼻腔・口腔からの吸引

<https://youtu.be/wU1Q8c005GY?si=vkpNSbkmSeIomVDo>



### ②喀痰吸引 (気管カニューレ・切開部)



#### 【主な内容】

- 気管カニューレ・切開部からの合理的な吸引

[https://youtu.be/Samh7Dk-1hY?si=Iw\\_kWWzkHdYXSR7](https://youtu.be/Samh7Dk-1hY?si=Iw_kWWzkHdYXSR7)



### ③人工呼吸器による 呼吸管理Ⅰ (酸素療法を含む)



#### 【主な内容】

- 酸素療法
- 非侵襲的陽圧換気療法

<https://youtu.be/x-r3yoQ4Ccs?si=2anya4fU6wYXlfj9>



### ③人工呼吸器による 呼吸管理Ⅱ



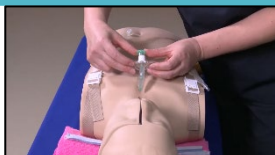
#### 【主な内容】

- 侵襲的人工呼吸療法と、関連するヒヤリ・ハット事例

<https://youtu.be/YmccWu0GSvg?si=ut8iYETXKnKhvw-b>



### ④気管切開部の管理



#### 【主な内容】

- 気管カニューレの事故・自己抜去と再挿入の手順

<https://youtu.be/sZqpfT0a7F4?si=Bz88ruGV2yRemE7E>



### ⑤経管栄養



#### 【主な内容】

- 経鼻胃管からの注入
- 胃瘻からの注入

<https://youtu.be/llcdUXE EKqY?si=Zz4sw48hrvc2Ac9ji>



### ⑥導尿



#### 【主な内容】

- 清潔間欠導尿法の手順
- 学校でのケアの工夫

<https://youtu.be/WaiFQt3yE3s?si=OL450iSgGtw9Ltv>



### ⑦血糖測定および インスリン療法



#### 【主な内容】

- インスリンポンプの取扱
- インスリン注射の手順

<https://youtu.be/j0F-Vv6aMYM?si=JlvmazaFrSvIZYI6>



### ⑧緊急時・災害時の対応



#### 【主な内容】

- 呼吸状態悪化時の対処
- 災害時の電源の備え

<https://youtu.be/7eReVFdlhck?si=7gBOZhwqdsSikgUj>



# 学校における医療的ケアの実施体制の充実に向けた取組

医学の進歩を背景として、特別支援学校のみならず、地域の小・中学校においても医療的ケア児が増加傾向にあること、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行されたことなど踏まえ、文部科学省では、学校における医療的ケアの実施体制の充実に資する資料を掲載しています。

※「文部科学省HP」をクリックすると  
文部科学省HPの該当ページに移動します。

## 基本的な考え方

学校における医療的ケアの今後の対応について  
(H31.3.20 初等中等教育局長通知)

- 「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議最終まとめ(平成31年2月28日)」を受け、全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理。



文部科学省HP

小学校等における医療的ケア実施支援資料  
～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

- 小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理。医療的ケアの内容の把握及び、小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となる資料。



文部科学省HP

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律  
(R3.6.18公布、R3.9.18施行)

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加しており、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたもの。



文部科学省HP

## 医療的ケア看護職員等への研修

学校における医療的ケア実施対応マニュアル  
(看護師用)

- 看護師等が初めて学校で勤務するに当たって参考となる資料。



文部科学省HP

学校における医療的ケアの手技に関する研修動画シリーズ

- 医療的ケアの手技について、講義や実技を交えて紹介する動画。



文部科学省HP

学校における教職員によるたんの吸引等(特定の者対象)研修テキスト(例)

- 学校において教職員が喀痰吸引等を行う際に必要となる基本研修を行う際に参考となる資料。



文部科学省HP

学校の看護師としてはじめて働く人向けの研修プログラム

- 学校において初めての従事する初任者の看護師向けの研修を行う際に参考となる資料。



文部科学省HP

地域で医療的ケア児を支援する学校の看護師と訪問看護師の看看連携モデルパンフレット

- 学校の看護師と訪問看護師が連携を図るため、学校生活と訪問看護との関わりの一例等を示した資料。



文部科学省HP

教育委員会等による研修会の企画研修に関する調査研究

- 教育委員会において研修を立案する際の課題等を整理。



文部科学省HP

指導的な役割を担う看護師の研修の参考となる資料

- 指導的な立場を担う看護師について、役割と期待される能力を整理するとともに、研修の参考となる資料。



文部科学省HP

学校における医療的ケアに関する研修参考マニュアル

- 医療的ケアに関する研修を初めて企画・実施する教育委員会担当者向けの、研修の基本的なプロセスを解説した資料。



文部科学省HP

## 医療的ケア児の受入れ体制に関する調査研究

学校における医療的ケア実施体制構築事業

- H29～R2:酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアにも対応する受入れ体制の在り方について



文部科学省HP

学校における医療的ケア実施体制充実事業

- R3～:地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について



文部科学省HP

学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集

- 学校における医療的ケアに関する体制整備に取り組んでいる自治体の事例を紹介。



文部科学省HP

医療的ケア看護職員等の相談・研修の在り方に関する事例

- 医療的ケアに関するICTを活用した相談・支援や医療機関等と連携した研修に取り組んでいる自治体の事例を紹介。



文部科学省HP

医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する取組事例集

- 安定的な医療的ケア看護職員確保等に向け、各自治体の配置方法等に関する調査研究を実施。



文部科学省HP

# 発達障害のある児童生徒等に対する支援事業

令和8年度要求・要望額  
(前年度予算額)

0.8億円  
0.9億円)



文部科学省

## 背景

全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍していることを前提として、一人一人の教育的ニーズに対応した切れ目のない適切な支援が継続して行われる必要がある。発達障害のある幼児児童生徒等に対する、就学前からの教育と福祉等の関係機関の連携による切れ目のない支援体制の構築や、高等学校における通級指導等の充実及び強度行動障害への対応等が求められている。

## 発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業

### 幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業

5歳児健診の結果を有効活用する等、幼稚園等における適切な支援、小学校等への円滑な引継ぎ、教諭の研修等について実践研究を行い、特別支援教育体制のモデルを構築する。



件数・単価	7箇所 × 1.9百万円
委託先	都道府県・市区町村教育委員会

### 学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究

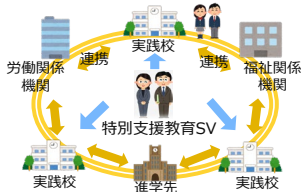
学習障害のある児童生徒への適切なアセスメントを実施し、1人1台端末を含むICT機器を活用（アクセシビリティ機能等）した効果的な支援に関する実践研究を実施する。



件数・単価	5箇所 × 3.7百万円
委託先	都道府県・市区町村教育委員会

### 高等学校における特別支援教育充実事業 20百万円【新規】

高等学校に在籍する発達障害のある生徒への支援の充実のため、合理的配慮の提供に係る校内体制の整備、進学・就職等の進路の希望も見据えた関係機関との連携、通級による指導の質的・量的充実等に関する実践研究を行い、特別支援教育体制のモデルを構築する。



件数・単価	4箇所 × 5百万円
委託先	都道府県・指定都市教育委員会

## 発達障害のある幼児児童生徒に対する幼稚園から高校を通じた切れ目のない一貫した支援体制の構築

### ICTを活用した教育・福祉の情報共有促進モデル事業 15百万円【新規】

発達障害のある児童生徒等に対する各ライフステージを通じた切れ目のない一貫した支援に向けて、学校と障害児支援施設等との連携の促進のため、地域において共有すべき情報や、共有する時期・方法、情報管理の体制、個人情報等の取扱い等を含めて検討し、ICTを活用した効果的かつ効率的な情報共有の在り方についてモデルを構築する。



件数・単価	6箇所 × 2.5百万円
委託先	都道府県・市区町村教育委員会

### 学校における強度行動障害の理解啓発等に関する調査研究 15百万円【新規】

強い自傷や他害、破壊等の強度行動障害の状態を示すのが、重度・最重度の知的障害を伴う自閉症の方に多いことを踏まえ、知的障害特別支援学校等において強度行動障害の未然防止や必要な支援の充実に資するよう、強度行動障害の状態や要因等に係る理解啓発等に関する調査研究を実施する。



件数・単価	1箇所 × 15百万円
委託先	民間団体等

# 強度行動障害の児童生徒等に関する実態把握 アンケート調査結果

調査対象	全国特別支援学校知的障害教育校長会に加盟している特別支援学校（682校）
回答学校数	507校
回答期間	令和6年11月14日～令和6年12月13日
実施方法	令和6年度文部科学省委託事業「発達障害のある児童生徒等に対する支援に関する家庭・教育・福祉の連携に関する調査研究事業」において、受託団体である株式会社Ridiloverから、全国特別支援学校知的障害教育校長会に加盟している特別支援学校に対して、WEBアンケートへの回答を依頼。特別支援教育コーディネーターや対象児童生徒の状況がわかる教員の方が記入し、校長による了の下で回答いただくよう依頼した。
主な質問項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>強度行動障害の状態にあると考えられる児童生徒の現状と支援の状況</li> <li>学校における強度行動障害の理解の状況</li> <li>教員の強度行動障害に関する研修の状況 等</li> </ul>

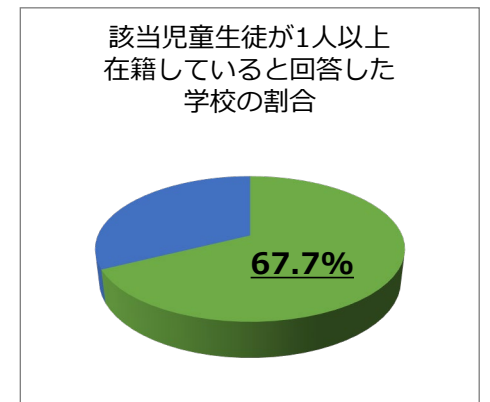
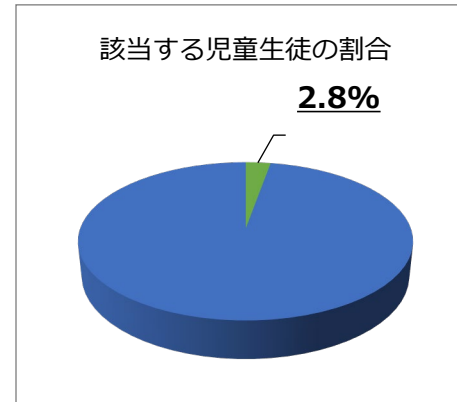
## 知的障害特別支援学校における強度行動障害の状態にあると考えられる児童生徒の現状

【問】「強度行動障害」とは、自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行為が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態です。令和6年10月1日時点で、上記のような行動上の問題によって、一日のうちの一部の時間もしくはすべての時間などのように、継続的に別室での個別対応が必要な児童生徒の在籍数について、教えてください。

	在籍者数	該当人数	在籍者に占める割合
小学部1～3年	14,276人	272人	1.9%
小学部4～6年	13,260人	433人	3.3%
中学部	17,610人	638人	3.6%
高等部	36,090人	936人	2.6%
計	81,236人	2,279人	2.8%

### 回答学校のうち、該当する児童生徒が1人以上在籍していると回答した学校

回答学校数	該当学校数	回答学校数に占める割合
507校	343校	67.7%



令和6年度に強度行動障害の児童生徒等に関する実態把握の調査を実施した結果、知的障害教育を行う特別支援学校に強度行動障害の状態にあると考えられる児童生徒が一定割合在籍することが判明したため、文部科学省から各教育委員会等に対し、強度行動障害の未然防止や必要な支援のための取組が学校で適切に行われるよう、強度行動障害に関する理解啓発の促進を依頼した（令和7年6月20日付け）。

事務連絡  
令和7年6月20日

各都道府県教育委員会特別支援教育主管課  
各指定都市教育委員会特別支援教育主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人事務局  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校主管課

御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

強度行動障害の児童生徒等に関する実態把握の結果について（周知）

文部科学省では、令和6年度委託事業「発達障害のある児童生徒等に対する支援に関する家庭・教育・福祉の連携に関する調査研究事業」において、強度行動障害の児童生徒等に関する実態把握のためのアンケートを実施し、その結果が取りまとめられましたので、別添のとおり送付いたします。本アンケートは、全国特別支援学校知的障害教育校長会のご協力の下、委託先民間事業者から同校長会加盟校に回答を依頼し、507校から回答いただいたものです。本アンケートの結果によれば、回答校の在籍児童生徒のうち強度行動障害の状態にあると考えられる児童生徒の割合は2.8%、強度行動障害の状態にあると考えられる児童生徒が1人以上在籍している学校は回答校のうち67.7%となっています（アンケートの実施方法や項目の詳細等は別添資料をご参照ください）。

知的障害教育を行う特別支援学校において、強度行動障害の状態にあると考えられる児童生徒が一定割合在籍している現状を踏まえ、強度行動障害の未然防止や必要な支援のための取組が学校において適切に行われるよう、強度行動障害に関する理解啓発を進めていただくようお願いいたします。その際、本アンケートに回答いただいた各学校で行われている支援策及び未然防止のための取組内容や、下記の事項も参考にさせていただきたくお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては市内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、各国立大学法人事務局におかれては附属学校に対し、本件について周知いただくとともに、強度行動障害への対応に関して、福祉等の関係機関とも連携し、所管の学校等に対して必要な支援を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本件については、学校の負担軽減の観点からも、所管又は所轄の学校等のうち、各特別支援学校及び強度行動障害を有する児童生徒が在籍している等、必要と判断される学校に対して周知いただくようお願いいたします。

記

○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所においては、インターネット講義配信「NISE学びラボ」により研修コンテンツ「強度行動障害の理解」を配信している。また、教育委員会等から推薦された者を受講対象とする「特別支援教育専門研修（知的障害教育コース）」において強度行動障害について扱っており、当該研修を活用いただくとともに、研修修了者による情報



## 理解啓発を進めるにあたって参考にしていただきたい事項

- ① 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による研修
  - ✓ インターネット講義配信「NISE学びラボ」において、研修コンテンツ「強度行動障害の理解」を配信
  - ✓ 教育委員会等からの推薦者を対象とした「特別支援教育専門研修（知的障害教育コース）」の実施
- ② 支援者養成研修の受講（※）
  - ✓ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のみぞの園が実施する「強度行動障害支援養成研修（指導者研修）」
  - ✓ 各都道府県が実施する「強度行動障害支援養成研修（基礎研修・実践研修）」

※ 各研修の受講対象者には、特別支援学校の教師も含まれている。

## ③ 福祉等の関係機関との連携

- ✓ 強度行動障害の予防や状態悪化を防ぐにあたり、**教育と福祉等が連携し**、障害特性に応じた共通理解に基づく一貫したかつ必要な支援を実施
- ✓ 障害福祉サービス事業所のほか、**発達障害者支援センター**等との連携も検討
- ✓ 強度行動障害等の対応が難しいケースへの助言等を行う「**広域的支援人材**」による支援や助言等の活用

「強度行動障害の児童生徒等に関する実態把握の結果について（周知）」（令和7年6月20日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡）

[https://www.mext.go.jp/content/20250620-mext-tokubetu01-100002896\\_00.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250620-mext-tokubetu01-100002896_00.pdf)

# 「強度行動障害を有する児童生徒への支援の充実について（周知）」

各自治体の障害保健福祉・児童福祉主管部局に宛てた「強度行動障害を有する児者への地域の支援体制整備の促進について」（令和6年6月27日付けこども家庭庁・厚生労働省連名課長通知）の発出を踏まえ、文部科学省から各教育委員会等に対し、強度行動障害を有する児童生徒に対して教育と福祉の連携による必要な支援が適切に行われるよう、対応を講ずるよう依頼した（令和6年7月5日付け）。

事務連絡  
令和6年7月5日

各都道府県教育委員会特別支援教育主管課  
各指定都市教育委員会特別支援教育主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人事務局  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校主管課

御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

強度行動障害を有する児童生徒への支援の充実について（周知）

この度、こども家庭庁及び厚生労働省の連名により、各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市の障害保健福祉・児童福祉主管部（局）に宛てて、別添通知「強度行動障害を有する児者への地域の支援体制整備の促進について」が発出されました。本通知はこども家庭庁及び厚生労働省における各種支援策を踏まえ、各自治体の福祉主管部局に対し、強度行動障害を有する児者への地域の支援体制の整備に向けた留意点を取りまとめた周知するとともに、支援体制の整備促進を依頼したものです。

別添通知では、学校教育に関わる内容として、「4. こども期からの予防的支援（障害児支援における体制整備と教育等との連携）（3）特別支援学校等との連携の強化」の項目において、  
・強度行動障害の状態の誘発や悪化を防ぐ上では、福祉と教育が障害特性に応じて共通の理解に基づき連携して一貫した支援を行うこと等が重要であること。  
・個別の教育支援計画の作成・活用を通じ、学校と関係機関等の連携を進める必要があること。  
・令和5年4月より、都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）の受講対象者に、特別支援学校教員等が含まれていること。

等が記載されています（別添通知13～14ページ参照）。  
強度行動障害を有する児童生徒への支援に関しては、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（令和3年1月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）」においても、教育と福祉の連携によって研修機会を設けること等が提言されています。

については、各都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、各国立大学法人事務局におかれては附属学校に対し、本件について周知したとともに、強度行動障害を有する児童生徒に対し、教育と福祉の連携による必要な支援が適切に行われるよう、必要な対応を講じていただくようお願いいたします。  
なお、本件については、学校の負担軽減の観点からも、所管又は所轄の学校等のうち、各特別支援学校及び強度行動障害を有する児童生徒が在籍している等、必要と判断される学校に対して周知いただくようお願いします。

## ① こども期からの予防的支援

（障害児支援における体制整備と教育等との連携）

## ② 特別支援学校等との連携強化

### ポイント1

強度行動障害の状態の誘発や悪化を防ぐ上では、**福祉と教育が障害特性に応じて共通の理解に基づき連携して一貫した支援を行うこと等が重要**であること。

### ポイント2

個別の教育支援計画の作成・活用を通じ、**学校と関係機関等の連携を進める必要があること。**

### ポイント3

令和5年4月より、都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）の受講対象者に、**特別支援学校教員等が含まれていること。**

## 「強度行動障害」について

- 強度行動障害とは、自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている「状態」である。
- 強度行動障害にはさまざまな状態像が含まれているが、強い自傷や他害、破壊などの激しい行動を示すのは重度・最重度の知的障害を伴う自閉スペクトラム症の方が多く、**自閉スペクトラム症と強度行動障害は関連性が高い**といわれている。
- 自閉スペクトラム症は発達早期に存在する脳機能の違いであり、社会性の特性、コミュニケーションの特性、想像力の特性、感覚の特性等の特徴が見られる。こうした脳機能の違いに由来する特性に合わせた関わりや環境がないことで、日々の生活に強いストレスを感じることや、見通しが持たずに強い不安を感じる状態が続くことが要因となり、強度行動障害の状態になりやすい。

「強度行動障害を有する児童生徒への支援の充実について（周知）」（令和6年7月5日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡）

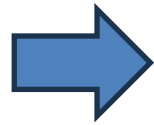
[https://www.mext.go.jp/content/20240708-mext-tokubetu01-10002896\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240708-mext-tokubetu01-10002896_01.pdf)

※ 強度行動障害を有する児童生徒への支援に関しては、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（令和3年1月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）」においても、**教育と福祉の連携によって研修機会を設けること等が提言**されている。

（出典）厚生労働省「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書」（令和5年3月30日）

# 「強度行動障害」とは？

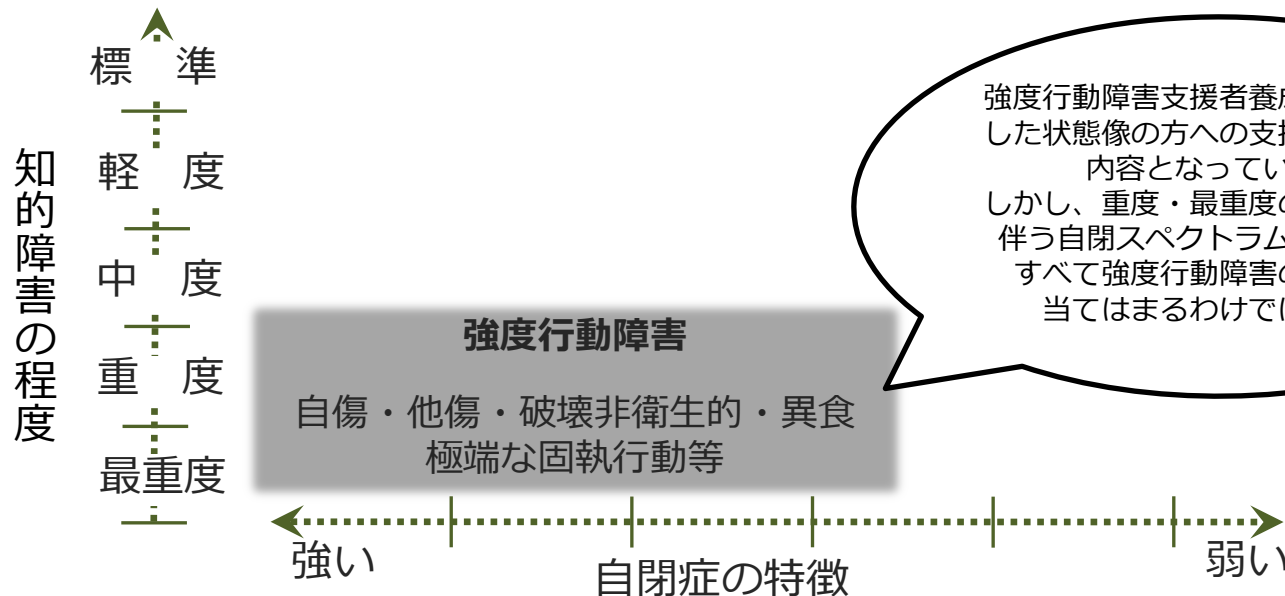
○ 強度行動障害とは、自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている「状態」である。



×生まれつきの障害

○その人の現在の状態

○強度行動障害にはさまざまな状態像が含まれているが、強い自傷や他害、破壊などの激しい行動を示すのは重度・最重度の知的障害を伴う自閉スペクトラム症の方が多く、自閉スペクトラム症と強度行動障害は関連性が高いと言われている。



強度行動障害支援者養成研修はこうした状態像の方への支援を想定した内容となっている。  
しかし、重度・最重度の知的障害を伴う自閉スペクトラム症の方々がすべて強度行動障害の状態像に当てはまるわけではない！

# インクルーシブな学校運営モデル事業

令和8年度要求・要望額  
(前年度予算額)

0.8億円  
0.8億円)



文部科学省

## 現状・課題

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、特別支援教育を必要とする児童生徒の数が増加している。そのような中、障害のある児童生徒やその保護者のニーズは更に多様化してきている。

また、令和4年9月の障害者権利委員会の総括所見においても、よりインクルーシブな取組を求める勧告がなされている。

このような状況を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現のため、関連施策等の一層の充実を図ることが求められている。

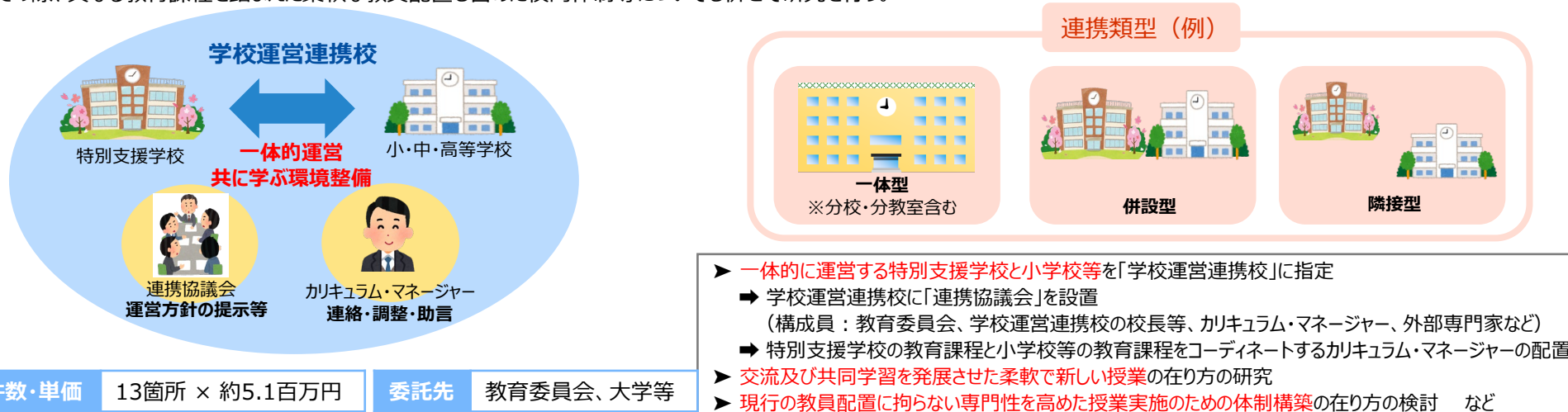
障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画（令和6年12月27日）

○障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指し、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルの構築に取り組む。

## 事業内容

### 1. インクルーシブな学校運営モデルの構築

障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を実施する。その際、異なる教育課程を踏まえた柔軟な教員配置も含めた校内体制等についても併せて研究を行う。



件数・単価 13箇所 × 約5.1百万円

委託先 教育委員会、大学等

### 2. モデルの成果普及

発展的な交流及び共同学習の実践事例や柔軟な教育課程及び指導体制の在り方など、本事業を通して構築されたインクルーシブな学校運営モデルの成果について、広報資料の作成やシンポジウムの開催等を通じて、全国的な普及を図る。

件数・単価 1箇所×約9.6百万円

委託先 民間団体



担当：初等中等教育局特別支援教育課

# インクルーシブな学校運営モデル事業 令和7年度委託先一覧

本事業は、障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を行うものであり、令和6年度は10団体に委託し、令和7年度は新規3団体を含む計13団体に委託しています。

## 令和6年度委託(令和6年度～令和8年度(予定))

委託団体	指定校
北海道	北海道七飯養護学校 七飯町立七飯中学校
	北海道中札内高等養護学校 北海道更別農業高等学校
群馬県	群馬県立伊勢崎特別支援学校 玉村町立上陽小学校
福井県	福井県立清水特別支援学校 越前町立朝日小学校 福井市立清水中学校
静岡県	静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校 静岡県立田方農業高等学校
京都府	京都府立舞鶴支援学校、京都府立聾学校舞鶴分校 舞鶴市立池内小学校、舞鶴市立中筋小学校 舞鶴市立高野小学校、舞鶴市立城南中学校

委託団体	指定校
宮崎県	宮崎県立小林こすもす支援学校 小林市立東方小学校 小林市立東方中学校 宮崎県立小林高等学校
横浜市	横浜市立若葉台特別支援学校 横浜市立若葉台小学校 横浜市立若葉台中学校
名古屋市	名古屋市立若宮高等特別支援学校 名古屋市立若宮商業高等学校
秦野市	神奈川県立秦野支援学校 秦野市立末広小学校
信州大学	信州大学教育学部附属特別支援学校 信州大学教育学部附属長野小学校 信州大学教育学部附属長野中学校

## 令和7年度新規委託(令和7年度～令和8年度(予定))

委託団体	指定校
兵庫県	兵庫県立阪神特別支援学校分教室 兵庫県立武庫荘総合高等学校

委託団体	指定校
岡山県	岡山県立東備支援学校 備前市立西鶴山小学校 岡山県立備前緑陽高等学校
熊本県	熊本県立松橋西支援学校高等部上益城分教室 熊本県立甲佐高等学校

## 横浜市

### 事業の 目標

- ・単発での交流及び共同学習の実践で終わることのない、継続的に実施できる教科や単元の検討・検証。
- ・共に学ぶ単元で、特別支援学校と小・中学校の児童生徒それぞれに、育成を目指す資質・能力の検討。

### 指定校



横浜市立若葉台特別支援学校(知的障害、肢体不自由)  
横浜市立若葉台小学校  
横浜市立若葉台中学校

※類型:隣接型

### カリキュラム ・マネージャー



1名(横浜市立若葉台小学校教諭)  
※小学校、特別支援学校での勤務経験あり。  
※若葉台特別支援学校との兼務辞令を発令。

<主な役割>

交流及び共同学習における単元設定、  
指導計画の作成、学校間の調整等

### 交流及び 共同学習



- 様々な教科等(生活、国語、音楽、図画工作、学活)において、交流及び共同学習を実施
  - 特別支援学校小学部第1学年と小学校第1学年(通常の学級及び特別支援学級)とで、内容に応じて適切な環境(教室、ホール、校庭等)を設定。
  - 対面形式での交流及び共同学習にとどまらず、オンラインによる挨拶交流や交流及び共同学習で取り組んだ成果(作品)の共有など、相互評価の場面を設定し、学びがつながるよう工夫。



交流及び共同学習の様子(図画工作)

### 体制構築



- カリキュラム・マネージャー(小学校教諭)に特別支援学校との兼務辞令を、特別支援学校教諭1名に小学校との兼務辞令を発令
  - 週1~2回の相手校での授業や児童支援の実施、相手校の教員との情報交換等を通じて、両校の児童の実態や必要な支援を相互に把握。
- 交流及び共同学習の際は、小学校の学級担任をメインティーチャーとし、グループ活動を行う場合は、特別支援学校教員をサブティーチャーとして各グループに1名配置
- 地域の大学(横浜国立大学)と連携し、交流及び共同学習の実施の際に大学研究者が常に参加し、授業の記録・アセスメント・分析等を実施



交流及び共同学習の様子(学活)

## 静岡県

### 事業の目標

- ・高等学校内の特別支援学校高等部分校で行われるインクルーシブな学校運営や「交流及び共同学習」の全県的なカリキュラムの作成。
- ・現在実施されている「交流及び共同学習」と学校運営システムの検証と改善。

### 指定校



静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校(知的障害)  
 静岡県立田方農業高等学校  
 ※類型：一体型(農業高校の空き教室に分校を整備)

### カリキュラム・マネージャー



1名(元特別支援学校校長、元県教育委員会特別支援教育課長)

<主な役割>

交流及び共同学習の発展に向けた指導助言  
 教職員研修や視察のコーディネート等

### 交流及び共同学習



- 年間を通じて、両校の教育課程に位置付けた交流及び共同学習を実施
  - 高校2、3年生において、特別支援学校では「作業学習」、農業高校では専門教科に位置付けられた交流及び共同学習を実施。
  - 特別支援学校の作業学習班(園芸班、陶芸班、清掃班、木工班)に農業高校の生徒がそれぞれ入り、お互いに日頃から学んでいる知識や技術を相手校の生徒に伝えながら、同じ活動を実施。



両校の生徒が草花の鉢植え実習をしている様子

### 体制構築



- 両校の教員同士による情報交換や研修等を、校内全体で日常的に実施
  - 教務主任を学校同士の調整窓口としつつ、交流及び共同学習や学校行事に関する打合せは担当教員同士で日常的に実施。
  - 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが、農業高校教員からの相談を受けつけたり、農業高校の生徒に向けて障害の特性や特別支援学校の生徒との関わり方等をテーマに授業を実施するなど、専門的な支援を実施。
  - 特別支援学校のセンター的機能として、農業高校の教員に向けて、合理的配慮等に関する研修会を開催。



両校の教員による日常的な打合せの様子

# インクルーシブな学校運営モデル事業 受託団体の取組事例(令和6年度)

## 宮崎県

### 事業の 目標

- ・交流及び共同学習の「共同学習の側面」を発展させ、すべての児童生徒が共に学び合う環境を整備する。
- ・柔軟な教育課程と指導体制を構築し、インクルーシブな学校運営を実現する。

### 指定校



宮崎県立小林こすもす支援学校(知的障害・肢体不自由)

小林市立<sup>ひがしかた</sup>東方小学校

小林市立<sup>ひがしかた</sup>東方中学校

宮崎県立小林高等学校

※類型:併設型

(小・中・高それぞれで校舎が併設)

### カリキュラム ・マネージャー



1名(元特別支援学校指導教諭(音楽))

<主な役割>

「共同学習の側面」を意識した検証授業の実施  
交流及び共同学習の実施に向けた各校の教育  
課程の検討等

### 交流及び 共同学習



- **カリキュラム・マネージャーをメインティーチャーとする交流及び共同学習を、音楽科で実施**
  - 両校の教員がサブティーチャーとして参加し、交流及び共同学習を実践する際のポイントの理解を深め、他教科での今後の実施につなげる。
- **教科のねらいの達成を意識した交流及び共同学習を計画・実施**
  - 合同運動会等の既存の交流活動で構築された児童生徒同士の関係性を土台としつつ、単発的な活動に留まることのないよう、両校の児童生徒が合同で受ける授業と、それぞれの学校で受ける授業を組み合わせた単元を計画・実施。



カリキュラム・マネージャーによる交流  
及び共同学習(音楽科)の様子

### 体制構築



- **交流及び共同学習の充実に向けた校内全体での検討体制を構築**
  - 両校の教務主任や学部主事等で構成される「企画会」を月1回程度開催し、カリキュラム・マネージャーと連携しながら、教科のねらいの達成を意識した交流及び共同学習について検討。
  - カリキュラム・マネージャーによる「交流及び共同学習」終了後、両校の教員による合同事後研修を開催し、交流及び共同学習の実践のポイントやチーム・ティーチング等の指導体制等についての理解を深める。



両校の教員による合同事後研修の様子 66

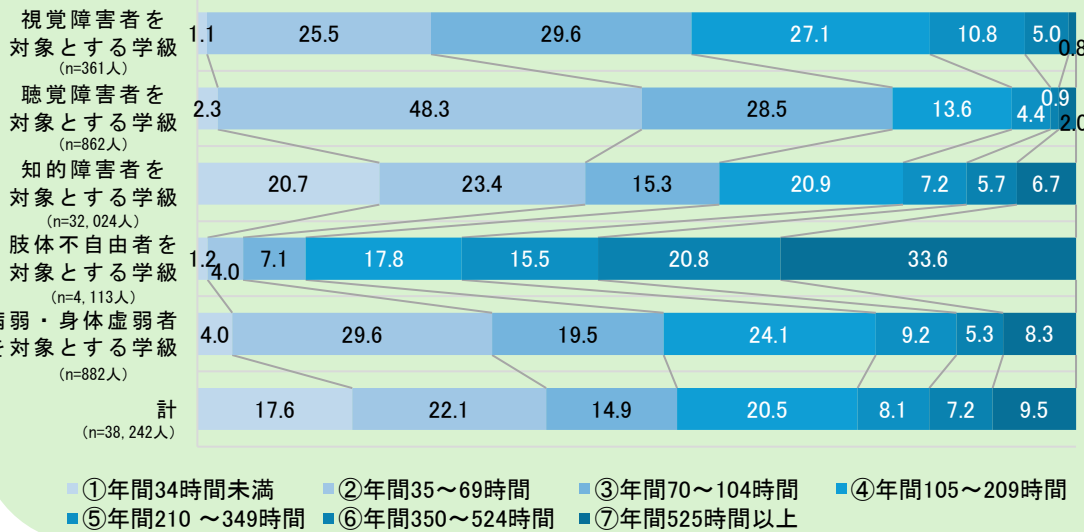
# 《特別支援学校》 令和6年度教育課程の編成・実施に関する調査結果概要



## 教育課程編成における「自立活動」の年間授業時数

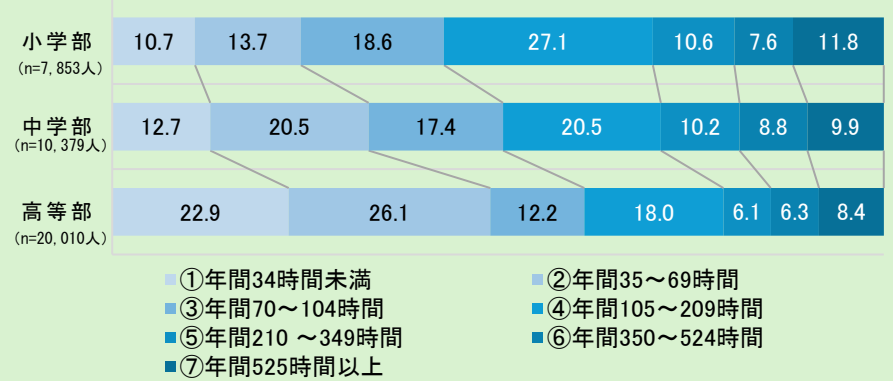
### <障害種別 小・中・高等部合計>

(%)



### <学部別合計>

(%)

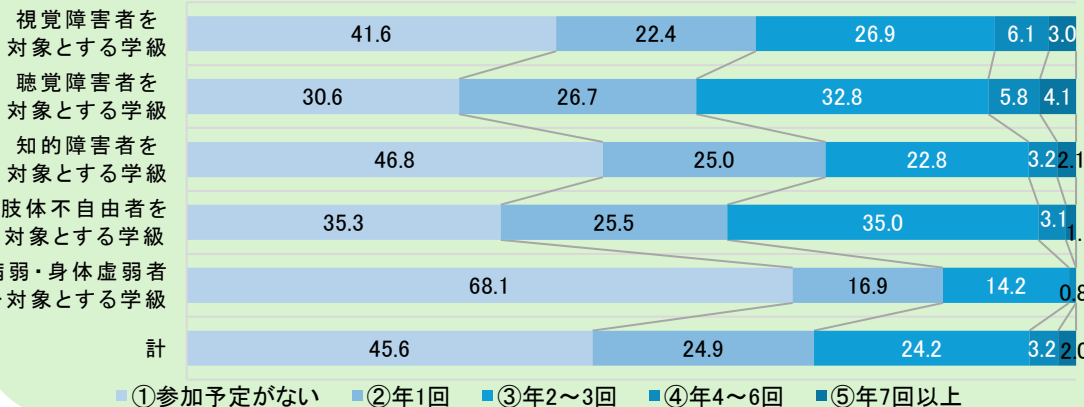


※ 令和6年度の教育課程編成において配当している「自立活動」の年間授業時数別に、児童生徒の人数を聞いたもの。  
 ※ 時間数は、小学部は45分、中学部・高等部は50分を1単位時間とした単位時間数。

## 交流及び共同学習（学校間交流の実施状況）

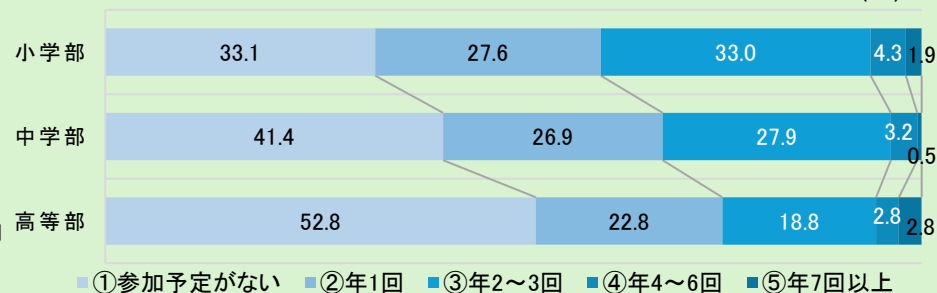
### <障害種別 小・中・高等部合計>

(%)



### <学部別合計>

(%)



※ 令和6年度の1年間に参加を予定している学校間交流（障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習のうち、特別支援学校と小・中・高等学校が学校間で連携して行うもの）の回数別に、児童生徒の人数を聞いたもの。

## 現状・課題

聴覚障害教育については、幼児児童生徒の障害の状態等が多様化していることを踏まえ、個々の障害の状態等に応じた指導を一層充実していく必要がある。文部科学省では「東京2025デフリンピック」の開催を契機として、令和7年度事業において、聴覚障害や手話に関する理解を深めるための児童生徒等向けコンテンツ開発に取り組んでいるところ、令和7年6月の通常国会において「手話に関する施策の推進に関する法律」が成立したことも踏まえ、今後、手話を使用する子供が、その意向の下で手話による教育を受けることができるよう、教員の手話に関する技能の更なる向上を図る必要がある。

加えて、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関や専門家が連携し、聴覚障害児等に対してより専門性の高い支援を行うとともに、域内の小学校等に在籍する児童生徒等や教師に対するセンター的機能を発揮した支援を充実していくことが求められる。

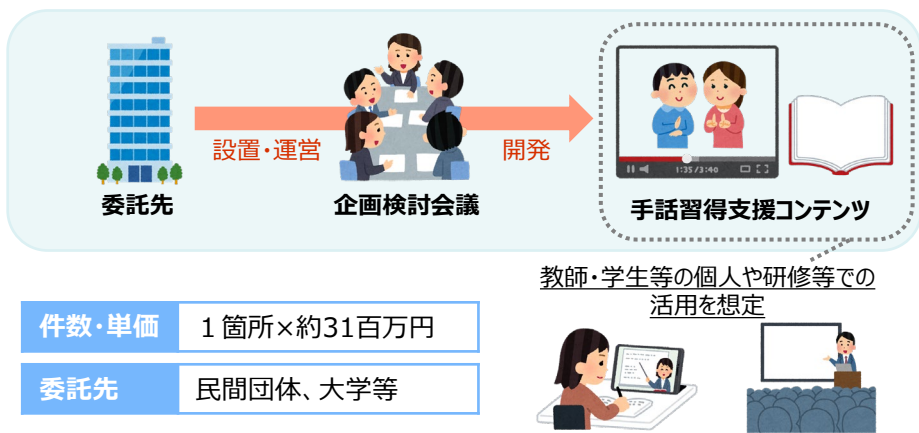
## 事業内容

### 1. 教師等向け手話習得支援コンテンツの開発

手話に関する施策の推進に関する法律の趣旨も踏まえ、手話を使用する子供が、その意向の下で手話による教育を受けることができるよう、教師や教師を目指す学生等が活用できる手話習得支援のためのコンテンツを開発し、教員の手話に関する技能の更なる向上を図る。

(開発するコンテンツ例)

- 各教科等の指導、生徒指導や教育相談等の学校生活における具体的な場面に即した動画コンテンツ 等



### 2. 保健・医療・福祉等の関係機関と連携した教育相談等の充実

地域の聴覚障害児やその保護者に対して専門性の高い支援を行うため、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関の連携の在り方について調査研究を実施し、そのモデルを構築する。

- 特別支援学校が地域の聴覚障害児やその保護者に対して実施する教育相談について、保健・医療・福祉等の関係機関と連携して専門家を招聘し、教育相談の内容や体制を充実させる
- 域内の小学校等に在籍する難聴児等に適切な指導・支援がなされるよう、特別支援学校の教職員や関係機関の専門家が小学校等を訪問し、当該学校の教職員に対して指導・助言を実施



# 手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法） 概要

（令和7年法律第78号）

手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段

手話に関する施策を総合的に推進

2025（令和7）年11月  
日本でデフリンピック初開催

## 目的（1条）

## 基本理念（2条）

- ① **手話の習得・使用**に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者・手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにする
- ② 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、**手話文化の保存・継承・発展**が図られるようにする
- ③ 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、**手話に関する国民の理解と関心**を深めるようにする

## 国・地方公共団体の責務（3条）

国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する

## 基本的施策（6条～18条）

### ① 手話を必要とするこどもの手話の習得の支援（6条）

- こども・保護者に対する手話に関する情報提供等
- 乳幼児期におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供、学校の授業等の教育活動におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供
- 保護者・家族に対する手話の学習機会の提供等

### ② 学校における手話による教育等（7条）

- 手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供
- 手話の技能を有する教員の養成のための大学・教員養成機関による取組の促進、教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施
- 手話を使用するこどもが学校生活で手話を自由に使用できる環境の整備

### ③ 大学等における配慮（8条）

- 手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進

### ④ 職場における環境の整備（9条）

- 手話を適切かつ円滑に使用できる職場環境の整備のための事業主による取組の促進のための情報提供等

### ⑤ 地域における生活環境の整備等（10条）

- 地域で手話を使用して日常生活・社会生活を円滑に営むことができる環境の整備
- 災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に安全を確保するための手話による情報提供

### ⑥ その他の手話の習得の支援（11条）

- 手話を必要とする中途失聴者等手話を必要とするものに対する手話に関する情報提供、手話の学習機会の提供等

### ⑦ 手話文化の保存・継承・発展（12条） 手話文化：手話及び手話による文化的所産

- 文化芸術活動・スポーツ・レクリエーションを通じて手話文化の保存・継承・発展が図られるようにするための取組

### ⑧ 国民の理解と関心の増進（13条）

- 手話に関する国民の理解と関心を深めるための広報活動・啓発活動の充実
- 学校教育で手話に関する理解と関心を深めるための学校教育で利用できるノウハウに関する情報提供、児童生徒等に対する手話の学習機会の提供

### ⑨ 手話の日（14条）

- 9月23日を「手話の日」とする

### ⑩ 人材の確保等（15条）

- 手話に関する専門的な知識・技能を有する人材（手話通訳を行う者など）の安定的な確保・養成・資質の向上のための研修の機会の確保、適切な処遇の確保

### ⑪ 調査研究の推進等（16条）

- 手話文化に関する調査研究の推進、情報収集・提供
- 手話の習得のためのカリキュラムの開発、手話による円滑な意思疎通を図るための先進的な技術（デジタル技術など）を活用した機器等の開発、手話の習得・使用に関する調査研究等の推進・成果の普及

### ⑫ 国際交流の推進（17条）

- 手話を使用する者の国際的交流の支援
- 手話文化に関する情報交換等の活動の支援

### ⑬ 手話を使用する者等の意見の反映（18条）

- 障害者基本計画・都道府県障害者計画・市町村障害者計画〔いずれも障害者基本法に基づき策定〕への反映（4条）

- 手話に関する施策の実施に必要な財政上の措置・法制上の措置等を講ずる（5条）

- 施行後おおむね5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案して検討を加える（附則2項）

※公布日施行

# 手話に関する施策の推進に関する法律の施行について

(令和7年7月1日) (抜粋)

✓ 「手話に関する施策の推進に関する法律の施行について（通知）」（令和7年6月25日付 内閣府・こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省連名局長通知）の発出を踏まえ、文部科学省から各教育委員会等に対し、学校における手話による教育や手話に関する理解と増進等が適切に行われるよう事務連絡を発出。

## 1 手話を必要とする子供の手話の習得の支援について

- (1) 聴覚障害者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下「聴覚障害特別支援学校」という。）においては、手話を必要とする子供がその希望により手話を習得することができるよう、センター的機能の一環として実施している乳幼児期からの教育相談等において手話の学習の機会を提供するなど、必要な支援を行っていただきたいこと。（第6条第2項関係）
- (2) 特別支援学校においては、手話を必要とする子供が在学し、手話の習得を希望する場合には、特別支援学校小学部・中学部及び高等部学習指導要領第2章第1節「2 聴覚障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校」において、聴覚障害のある児童生徒に対して、その障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫することを示していることも踏まえ、授業その他の教育活動において手話の学習の機会を提供するよう努めること。また、特別支援学校以外の各学校においては、聴覚障害特別支援学校のセンター的機能による相談支援の活用や通級による指導の実施等を検討いただきたいこと。  
なお、その際、各学校及び各教育委員会等においては、2(1)や2(2)に記載の内容にもご留意いただきたいこと。（第6条第2項関係）

## 2 学校における手話による教育等

- (1) 各学校においては、手話を使用する子供が在学し、手話による教育を希望する場合には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、過重な負担でない範囲で、子供にとって必要かつ合理的な配慮の提供の観点から、適切に対応いただきたいこと。その際、特別支援学校においては、在籍する教員に対する手話に関する校内研修の実施等により、教員の手話に関する技能の向上に引き続き努めていただきたいこと。  
また、各教育委員会等において、教員の働き方改革等の観点も考慮しつつ、人事交流等による手話の技能を有する教員の配置、手話通訳士等の外部専門家の配置、特別支援教育支援員の活用等の工夫を学校の実情に応じて行うなど、各学校の取組を支援する必要があること。（第7条第1項関係）
- (2) 各教育委員会等においては、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、各自治体における手話を含む聴覚障害教育の中核を担う指導者を養成するための「特別支援教育専門研修」や、各教員の主体的な取組みを支援するインターネットによる講義配信、放送大学との協働による免許法認定通信教育等において、手話の意義や手話を用いた指導法などの講義が実施されていることを踏まえ、こうした研修等を活用し、所管する学校の教員の専門性の向上を図ること。（第7条第2項関係）

- デフリンピックは、国際ろう者スポーツ委員会（ICSD）の主催で4年に1度開催される**世界的規模で行われる聴覚障害者のための総合スポーツ競技大会**。夏季・冬季含めて、**日本初開催**となる。
- コミュニケーションは国際手話により行われ、競技運営上の視覚的な工夫以外はオリンピックと同じルールで実施。  
※視覚的な工夫の例：スタートの音→ライトの点灯、審判の発声による合図→旗で知らせる 等

## 大会概要

大会名称	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025
主催者	国際ろう者スポーツ委員会（ICSD）
運営組織	デフリンピック運営委員会（全日本ろうあ連盟） デフリンピック準備運営本部（東京都）
ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ デフスポーツの魅力や価値を伝え、人々や社会とつなぐ</li> <li>▶ 世界に、そして未来につながる大会へ</li> <li>▶ “誰もが個性を活かし力を発揮できる”共生社会の実現</li> </ul>
開催期間	2025年11月15日(土)～26日(水) 12日間
開催都市	東京都、静岡県、福島県
開閉会式	東京体育館
参加者数	70～80か国から約6,000人（うち選手約3,000人）
実施競技	21競技
大会規模	130億円（R5.12.26公表時点）

## 大会エンブレム

①「手」  
・デフコミュニティの代表的なシンボルである「手」を表現  
・デフリンピックを通して、競技と話題に「触れて」欲しいという想いを込めた。

②「輪」  
デフリンピックに「触れた」ことで、少しずつお互いに交流やコミュニティが「輪」のように繋がっていくことを表現



TOKYO 2025  
25TH SUMMER DEAFLYMPICS

③「花」  
・輪が広がった先には、「新たな未来の花が咲いていく」という意味を込めた。  
・桜の花弁をモチーフ

④「色」  
世界中から沢山の人が集まる大会なので、赤・黄・青・緑の色で多様性を表現

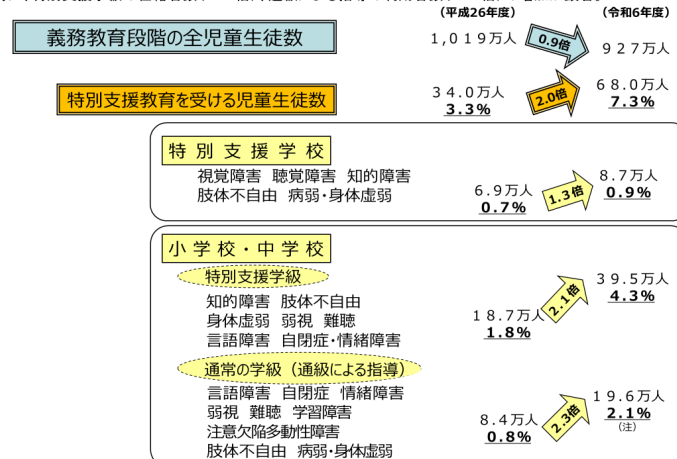
	実施競技	会場
1	陸上 (マラソン) (ハンマー投げ)	駒沢オリンピック公園総合運動場陸上競技場 東京高速道路及び首都高速道路高速八重洲線の一部 大井ふ頭中央海浜公園陸上競技場
2	バドミントン	武蔵野の森総合スポーツプラザ
3	バスケットボール	大田区総合体育館
4	ビーチバレー	大森東水辺スポーツ広場
5	ボウリング	東大和グランドボウル
6	自転車(ロード)	日本サイクルスポーツセンター（静岡県）
7	自転車(MTB)	日本サイクルスポーツセンター（静岡県）
8	サッカー	Jヴィレッジ（福島県）
9	ゴルフ	若洲ゴルフリンクス
10	ハンドボール	駒沢オリンピック公園総合運動場 屋内球技場
11	柔道	東京武道館
12	空手	東京武道館
13	オリエンテーリング	日比谷公園・日比谷エリア、伊豆大島
14	射撃	味の素ナショナルトレーニングセンター・イースト
15	水泳	東京アクアティクスセンター
16	卓球	東京体育館
17	テコンドー	中野区立総合体育館
18	テニス	有明テニスの森
19	バレーボール	駒沢オリンピック公園総合運動場 体育館
20	レスリング(フリースタイル)	府中市立総合体育館
21	レスリング(グレコローマン)	府中市立総合体育館

## 現状・課題

- 近年、特別支援学校等に在籍する子供たちの数が増加傾向にあるとともに、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになってきているとともに、自立と社会参加を見据えた就労支援が求められている。
- このため、特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、上述のような政策上の課題となっている事項について、実践的な調査研究を実施し、特別支援教育の更なる充実を図る。

## 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H26→R6)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数(2.1倍)、通級による指導の利用者数(2.3倍)の増加が顕著。



※矢印内の数値は、令和6年度(通級による指導については令和4年度)の児童生徒数を平成26年度の児童生徒数で除し、小数第1位未満を四捨五入したものである。(注)通級による指導を受ける児童生徒数(19.6万人)は、最新の調査結果である令和4年度通年(国公立)の値を用いている。なお、平成26年度の通級による指導を受けている児童生徒数(8.4万人)は、5月1日時点で(公立のみ)の値。

## 事業内容

### ● 政策課題対応型調査研究 (最大3年間)

今後の特別支援教育の充実に向け、政策的に課題となっている事項についての知見や充実策の検討のための調査研究を実施する。

#### 【テーマ課題】

- ・特別支援教育におけるICTを活用した教科指導に係る調査研究
- ・盲ろう児に対する指導や家庭・福祉・関係機関等と連携した支援の在り方
- ・特別支援学校における就労を見据えた農福連携の取組に係る実践研究 (農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)を踏まえた取組)
- ・知的障害者用著作教科書を活用した指導方法に関する調査研究

件数・単価

4 課題×約4.5百万円

委託先

教育委員会、大学、民間団体

# 農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)について

- 令和元年6月に決定した「農福連携等推進ビジョン」に基づき、取組主体数は順調に増加。地域ごとの課題への対応や認知度の更なる向上等に向けて、「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」(令和6年6月5日農福連携等推進会議決定)を決定。「農福連携等を通じた地域共生社会の実現」を目指し、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省の連携により、取組をさらに深めていく。

## 現在の課題

- ・取組主体数は3年間で2,226件増加
- ・取組主体数は農業経営体等が0.3%、障害者就労施設は18%
- ・農福連携の認知度は7.8%※1
- ・農福連携を積極的に推進していくと回答した市町村は5.3%※2

### ●取組のさらなる促進

農福連携がありふれた選択として地域に浸透する取組が必要

①地域単位でのマッチングを行い、複数の農業・福祉関係者により、年間を通じた作業を受委託

②特別支援学校の実技・実習要望に対して農業者による積極的な協力・支援

### ●取組の輪のさらなる拡大

認知度向上のため、企業・消費者も巻き込んだ普及啓発が必要

## K P I

4省庁が連携してめざす目標として、2030年度までに、農福連携等の取組主体数を12,000件以上、地域協議会に参加する市町村数を200以上と設定

## 農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)の概要

地域で広げる

- 地域協議会や伴走型コーディネーターの活動を通じて、地域単位の推進体制づくりを後押し
- 生産施設等の整備やスマート農業技術等の活用
- 地域での多様な連携やノウフク商品のブランド化
- 現場で農業と福祉をつなぐ専門人材の育成

未来に広げる

- 農業の担い手や農業高校の生徒等への普及
- 特別支援学校の実技・実習要望に対する農業者による協力・支援
- ノウフクの日(11月29日)等による企業・消費者も巻き込んだ国民的運動の展開

絆を広げる

- 社会的に支援が必要な人たちの農業での就労
- 世代や障害の有無を超えた多様な者の交流・参画の場としてのユニバーサル農園の拡大
- 林福・水福連携の推進

※1 令和5年3月17日一般社団法人日本基金「農福連携に関するアンケート調査結果」(n=1651人)  
 ※2 令和4年3月17日農林水産省「食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査」(n=1272市町村)

農福連携等を通じた地域共生社会の実現

# 「ノウフク・アワード2024」表彰22団体

## グランプリ

### ①株式会社菜々屋（徳島県徳島市）

・農業法人4社が共同して障害者就労施設を立ち上げ、県内の各農協と連携して、県内全域の農家で施設外就労を行い、農業経営の効率化や規模拡大に貢献。

### ②一般社団法人STEP UP（宮崎県宮崎市）

・障害者就労施設が農業生産法人を立ち上げ、障害者・刑務所出所者の就労や生活の安定に向けた支援を行うとともに、認定農業者として地域の農業に貢献。

## 準グランプリ（地域を耕す）

### ③株式会社ココトモファーム（愛知県犬山市）

・米の生産・加工・販売を一貫して行うとともに、地域内外の企業や障害者就労施設等と連携したバウムクーヘンの開発・販売等を通じて、誰ひとり取り残さない居場所を創出。

## 準グランプリ（未来を耕す）

### ④株式会社八天堂ファーム（広島県三原市）

・障害者を含む生活困窮者の自立支援に向けて、果樹栽培、他の事業者の農福連携商品も含めた商品開発、加工・販売など、「商工農福連携」をめざした取組を実施。

## 準グランプリ（人を耕す）

### ⑤NPO法人熊本福祉会（熊本県熊本市）

・荒廃農地の活用、6次産業化の取組、障害者・刑務所出所者の職員としての雇用を行うとともに、農福連携の地域協議会を設立し、農業法人・JAや企業と連携して、地域ぐるみの取組を実施。

## 優秀賞

### ⑥青森県弘前市

・農業者と障害者等のマッチングに取り組み、独自のマニュアルや支援制度等を整備。不登校傾向等のある児童や特別支援学校の生徒向けの農業体験も実施。

### ⑦株式会社バラの学校〈ナカイローズファーム〉（山形県村山市）

・除草剤を使用せず無化学肥料で食用バラを栽培し、施設外就労を活用して生産規模を拡大し、花きで初となるノウフクJASを取得。農福連携に取り組む食用バラ農家の育成を実施。

### ⑧埼玉県立特別支援学校羽生ふじ高等学園（埼玉県羽生市）

・農業コースの生徒が農業者の指導による農産物の生産、企業等との連携による新商品の開発・販売を通じて、農業への知識・技能を深め、社会に貢献できる人材育成をめざす取組を実施。

### ⑨株式会社JAぎふはっぴいまるけ（岐阜県岐阜市）

・JAぎふの特例子会社として、荒廃農地での農業再生に向けた取組、ユニバーサル体験農園の実施、地元企業と連携した特産品の開発などで地域に貢献。

## 優秀賞

### ⑩社会福祉法人 ステップ・ワン（静岡県御殿場市）

・障害者就労施設が、水耕栽培に取り組み、毎日安定出荷することで高工賃を実現。地域のスーパーとの取引拡大により、第2農場を建設するなど規模拡大を実現。

### ⑪社会福祉法人小国町社会福祉協議会（熊本県小国町）

・荒廃農地を活用した大豆栽培、豆腐製造、おからを餌にした養鶏事業、食肉加工、直売所やレストランの運営等の多角化により、障害特性に応じて働ける場を創出。

### ⑫竹福商連携による竹の資源化モデルの構築と実践（鹿児島県大崎町）

・障害者就労施設、加工業者等が連携し、地域の高齢者や障害者が放置竹林の整備や竹炭の製造を行うモデルを創出。竹炭を土壤改良材として活用したサツマイモの加工により収益化を実現。

## フレッシュ賞

### ⑬ちば東葛農業協同組合（千葉県柏市）

・組合員と障害者就労施設とのマッチングにおいて、作業内容と対価をJAが調整することで年間80件のマッチングに拡大。JAの部会で初となるノウフクJASを取得。

### ⑭岐阜県立岐阜本巣特別支援学校（岐阜県岐阜市）

・農業地域にある特別支援学校として、農福連携の取組を開始。生徒が主体となり、遊休農地等を活用し、生徒が栽培しやすい特色のある『ルビー色の蕎麦』や『イタリア野菜』を生産。

### ⑮佐賀県

・農業者と障害者就労施設のマッチングやその後のフォローにより農福連携が県全域に拡大。農業者の理解促進やマッチングマニュアルの作成により中間支援の質を向上。

## チャレンジ賞

### ⑯社会福祉法人めぶき会（栃木県小山市）

・観光農園を営むグループ企業のいちご栽培を請け負うとともに、自社のキッチンカーやクレーブ店での活用により、高収益を実現。

### ⑰社会福祉法人 フォーレスト八尾会 おわらの里（富山県富山市）

・地域に伝わる桑栽培のリブランディングとして、伝統工芸である和紙のパッケージによる商品開発、剪定枝のバイオマスプラスチック化等により工賃を向上。

### ⑱株式会社ケアプロフェッショナル（三重県伊勢市）

・放課後等デイサービスを運営する中で、障害者が社会参加できる場として農業参入。ワイン専用欧州ぶどうの栽培からワイン製造まで全て自社で実施し、国際交流にも発展。

## チャレンジ賞

### ⑲社会福祉法人上野丘さつき会（兵庫県神戸市）

・1981年から農福連携を開始。地域の農業者の高齢化により作業受託面積を拡大し、草刈り機の操縦等にも障害者が従事。竹林の伐採・竹出し等も実施。

### ⑳NPO法人ライブ（鳥取県米子市）

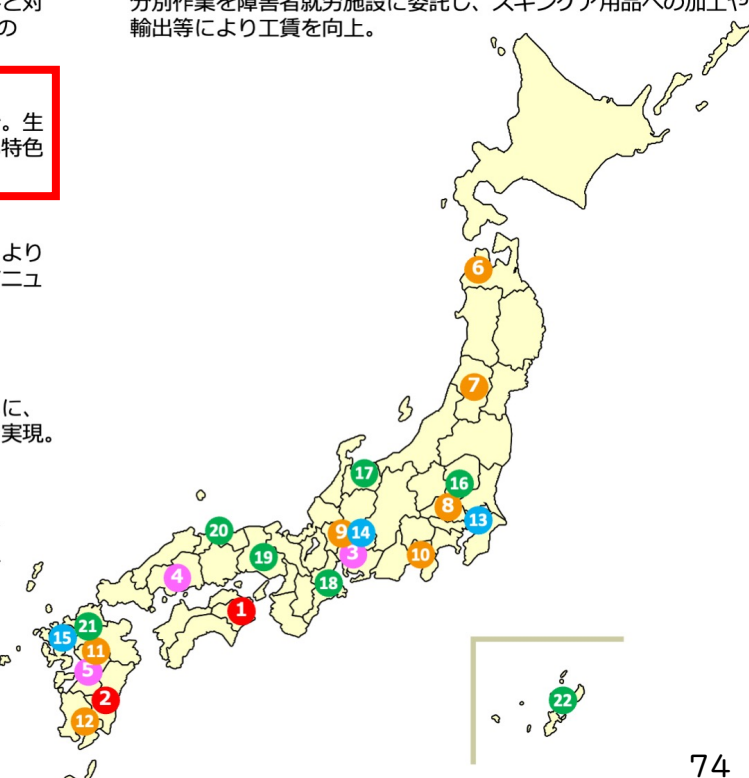
・地元漁師と連携し日本海産の海藻・魚介類を乾燥加工して販売。作業請負からの転換で工賃向上を実現。製品化までの全工程に障害者が携わることで自身の充実感・達成感も向上。

### ㉑社会福祉法人ハイジ福祉会 フラワーパッケージセンター（福岡県八女市）

・JAの部会との委託契約により花きのパッケージセンターを運営し、地域農業の維持・発展に貢献。認定農業者となり自社生産も実施。

### ㉒株式会社沖縄UKAMI養蚕（沖縄県今帰仁村）

・荒廃農地や廃校を活用し、沖縄工リ蚕の大規模養蚕を実施。繭の分別作業を障害者就労施設に委託し、スキンケア用品への加工や輸出等により工賃を向上。





## 埼玉県立特別支援学校羽生ふじ高等学園

(埼玉県羽生市)



農業コースの生徒が農業者の指導による農産物の生産、企業等との連携による新商品の開発・販売を通じて、農業への知識・技能を深め、社会に貢献できる人材育成を目指す取組を実施。

### 概要

#### 人を耕す

- 地域の生産者からそばやトマト栽培等の直接指導を受け、生徒自身のコミュニケーション能力の向上や、知識や技能の定着を実現。
- 生産した農産物を使った商品を生徒が企画立案し、地域の加工業者と連携して、加工品を製造。

#### 地域を耕す

- 開校当初より5戸の農家から学校周辺の遊休農地を借用。実習で年間を通して農産物を生産しており、生徒たちの技能向上に寄与。
- 地域飲食店・学校給食関係からの依頼で、モロヘイヤを栽培・提供するほか、規格外の農産物を活用した開発・販売を実施。

#### 未来を耕す

- 地域の特産品を活かした「モロヘイヤうどん」やビールの製造等、地元企業や行政、JA、農業高校等と連携した商品開発により、障害者の就労の場を設けることと同時に、フードロス問題の解消や付加価値の向上も実現。
- 近隣農家、JA、県農林振興センター、盆栽家等、様々な専門家による出前授業を実施。

### 成果

- 農産物の年間売上高は取組開始当初の20万円(H19)から90万円(R5)へ増加。
- 遊休農地36.7a(R5)を管理し、農地の維持に寄与。
- 農業実習を通して、2年生以降、作業機械の取扱いを学ぶとともに、小型建設機械免許を11名が、フォークリフト資格を17名が取得。
- 生徒が校内外のイベント販売により、加工品にした時の付加価値の向上も同時に体験することで、社会に提供する喜びと責任感を体感。
- 県農林振興センターと連携し、R2年にS-GAP認証を取得。農作業を展開する上で安全面での生徒の意識向上に寄与。

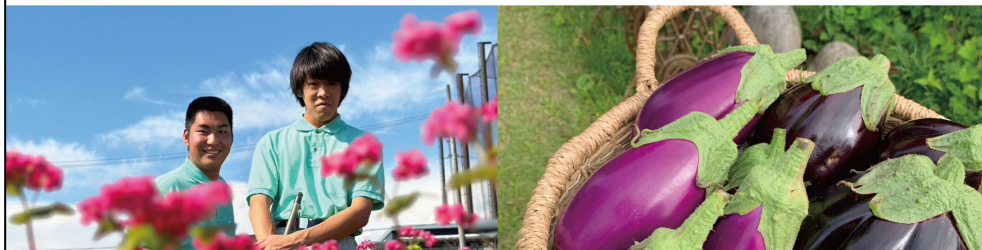
### 基本情報

設立：H19年  
 農福連携取組開始：H19年  
 取得認証等：S-GAP※埼玉県独自のGAP  
 主力商品：(農作物)モロヘイヤ、トマト、いちご(加工品)んにく味噌、ビール



## 岐阜県立岐阜本巣特別支援学校

(岐阜県岐阜市)



農業地域にある特別支援学校として、農福連携の取組を開始。生徒が主体となり、遊休農地等を活用し、生徒が栽培しやすい特色のある「ルビー色の蕎麦」や「イタリア野菜」を生産。

### 概要

#### 人を耕す

- 「～恋する蕎麦～初霜ルビー」を製品化。霜が降りる時期までじっくり完熟させ、ぽろっと落ちるそばの実を丁寧に手刈りすることで、多くの障害者が関わることが可能。
- 高付加価値の農産物「イタリア野菜」の生産・販売を通して、子どもたちの自信と責任感を創出。

#### 地域を耕す

- 「イタリア野菜」栽培により地域との連携を深めており、本場と同じ慣かしい野菜として県内在住のイタリア人シェフが絶賛し、学校の野菜を使った料理を提供。
- 岐阜古来の製麺技術を採用したことによる「道三めん」のPRや「イタリア野菜」栽培の発信等、地域活性化に貢献。

#### 未来を耕す

- 農業の栽培用アプリ「アグリハブ」を使った、遊休農地等でのルビー色のそば及び「イタリア野菜」の栽培は大きな話題に。
- 種子の提供を受けるなど、県外の企業がサポート。

### 成果

- 農産物売上は14.6万円(R4)から15.3万円(R5)に増加。
- 農地面積は4a(R4)から6a(R5)に増加。
- 地域の農家等の外部連携数は4件(R5)、マスコミ情報発信数は6件(R5)。
- そば及び「イタリア野菜」栽培を通して、障害を持つ子どもたちの笑顔がこぼれる素敵な農業時間を創出。
- 一面のルビー色のそば畑は、誰もが足を止める「映えスポット」として話題になり、地域活性化に貢献。
- オンリーワンのストーリーを持つルビー色のそば栽培や、珍しい「イタリア野菜」栽培を通して、子どもたちが主体的に農業を行い、地域の新しい担い手として活躍。

### 基本情報

設立：H20年  
 農福連携取組開始：R4年  
 主力商品：(農作物)そば、イタリア野菜  
 特徴的な取組：スマート農業

## 現状・課題

- 全ての児童たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、GIGAスクール構想第2期においては、第1期に整備した端末が更新時期を迎えることから、**5年程度をかけて端末を計画的に更新**する必要がある。
- 障害のある児童生徒においては、**1人1台端末の更新にあわせて**、新しい機器に対応する装置や児童生徒それぞれの障害の状態にあわせた**入出力支援装置の整備が必要**となってくることから、引き続き、各自治体等における**最新の更新計画に対応**し、入出力支援装置の更新への支援を行う。

## 事業内容・スキーム

- 都道府県に設置した**基金（5年間）**により、**5年間同等の条件で支援を継続**。
- 障害のある児童生徒が**1人1台端末（パソコンやタブレット）等を効果的に活用**するために必要な入力や出力を支援する装置（入出力支援装置）の更新に係る費用を補助するもの。

【補助対象】 公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の児童生徒のうち、入出力支援装置が必要な児童生徒

【補助割合】 10分の10

## 支援装置の代表例

**聴覚障害**

音声文字変換システム

これから、説明します。  
これから、説明します。

**視覚障害**

点字ディスプレイ

点字プリンタ

**肢体不自由**

視線入力装置

ボタンマウス

**病弱**

遠隔ロボット

**更新に係る費用とは**

- ・現在使用している装置が故障した場合の購入費用
- ・新たに入学した児童生徒が使用する入出力支援装置の購入費用
- ・障害の程度等の変化により新たに入出力支援装置が必要となった場合の購入費用
- ・現在使用している装置とは別のより効果的な入出力支援装置が必要となった場合の購入費用 等

# 特別支援教育就学奨励費(負担金・補助金・交付金)

令和8年度要求・要望額  
(前年度予算額)

133億円  
127億円)



文部科学省

## 背景・現状

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」(昭和29年6月法144号、以下「就学奨励法」)では、国及び地方公共団体が、特別支援学校に就学する児童生徒に対し、必要な援助を行うことが定められており、その趣旨を踏まえ、現在、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級等に就学する幼児児童生徒に対する支援を行っている。

## 課題・目的

障害や特別支援教育に関する理解や社会の認識の高まり等により、特別支援教育を必要とする幼児児童生徒の数が増加する中で、特別支援教育就学奨励費の受給者数も急増している。

受給者増や物価高騰等の影響により、増額が求められている。

**【受給者数】233,091人(平成26年度) → 369,547人(令和6年度)**

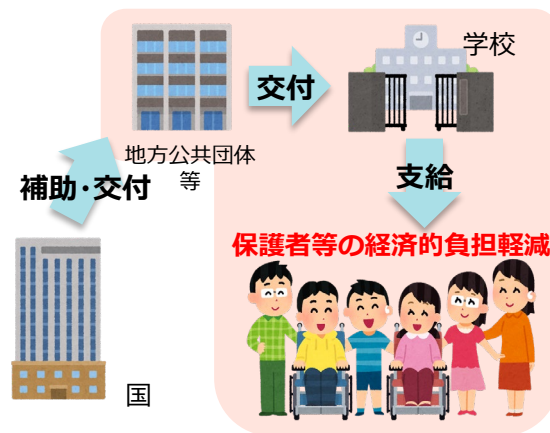
**過去10年間で約1.6倍**

## 事業内容

就学奨励法及び予算に基づき、特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済状況に応じ、その就学に要する経費の支援を行う。

令和8年度概算要求においては、「修学旅行費」の引上げにより、充実を図る。

## ◆支給イメージ



## 支援対象

国公立に在籍する

- ・特別支援学校の幼児児童生徒
- ・小中学校の特別支援学級の児童生徒
- ・通常学級の学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒 等

## 補助対象費目

教科用図書購入費、学校給食費、通学又は帰省に要する交通費、寄宿舍居住に伴う経費、修学旅行費、学用品購入費 等

## 実施主体

国(国立大学法人)  
都道府県・市町村(特別区含む)

## 負担割合

国 1/2 (国立分は10/10)  
都道府県・市町村 1/2

## 1. 決算結果の反映及び受給対象者の増加等への対応 **【前年度比+458百万円】**

過去数年の決算結果を反映し、特別支援学校、特別支援学級等の在籍者数の増加に伴う受給対象者の増加等へ対応。

○ 決算結果を反映した額 **△877百万円** (①) ※令和7年度決算不用見込額

(参考) 過去5年間の特別支援教育就学奨励費の受給者数及び受給者見込み (※)

(反映させた主要費目)

- ・給食費無償化等の取り組みが進んだことによる用額の反映：△388百万円
  - ・自治体における実績を踏まえた通学費の不用額の反映：△248百万円
- 等

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受給者数	307,268人	318,624人	334,320人	354,682人	369,547人	385,117人	400,687人

(※) 令和7年度及び令和8年度の受給者数については、過去5年の特別支援教育就学奨励費の受給者数より推計

○ 受給者増等による影響額 **1,335百万円** (②)

- ・令和8年度受給見込数：400,687人 (令和6年度実績数比：31,140人増)
- ・令和8年度支給単価見込の例
  - ▶特別支援学校中学部の通学費 (本人)：24,964円 (令和6年度実績比：3,724円増)
  - ▶特別支援学校高等部の修学旅行費 (本人)：76,959円 (令和6年度実績比：12,608円増)

○ 総計 **+458百万円** (①+②)

## ○「修学旅行費」の上限額引き上げのための増額 **【前年度比+152百万円】**

近年の修学旅行に係る費用の上昇を踏まえ、「修学旅行費 (本人経費)」について、上限額を引き上げる。

(参考) 特別支援教育就学奨励費における「修学旅行費」の上限額引き上げ

	令和7年度予算	令和8年度要求
小学部	21,580円	30,380円 (+8,800円)
中学部	57,720円	65,400円 (+7,680円)
高等部	107,810円	110,670円 (+1,860円)
小学校	10,790円	15,190円 (+4,400円)
中学校	28,860円	32,700円 (+3,840円)

# 独立行政法人特別支援教育総合研究所 ウェルビーイング S&Iセンター(WSIセンター)(仮)の新設について



令和8年度要求・要望額 1.1億円(新規)

- 特別な支援を必要とする児童生徒が急増する中で、**特別支援教育の現場が直面する課題は多様化**している。更に、**第6期中期目標期間(R8～R12)では、次期学習指導要領の改訂や障害者権利条約の次期政府報告**を控え、今まで以上に国の政策動向を踏まえた当研究所としての機能発揮が要求される
- 当研究所として、こうした課題への**機動的・組織的な対応を可能とする体制整備のため**、既存機構の発展的解消・機能強化を図る形で、『**ウェルビーイング S&Iセンター(WSIセンター)(仮称)**』を**新設**し、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献していく

## 【第6期中期目標期間に向けて顕在化する特別支援教育の課題】

- ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒は直近10年間で倍増
- ・多様化する教育現場の課題、次期学習指導要領の改訂や障害者権利条約への対応



個別化された課題の解決  
専門性を向上しつつ、「共に学ぶ」を支援

## インクルーシブ教育システム推進センター(現)

### ミッション

- インクルーシブ教育システムの推進に向け、(1)地域支援、(2)国際関係、(3)情報発信の3つの柱で事業を実施

### 組織体制(9)

センター長[1], 上席総括[1], 総括[3], 主任研究員[3], 研究員[1]

### 事業活動

#### 地域支援事業

- ・教育委員会と協働して、研究成果を活用しつつ地域課題に取り組む【参画自治体数65地域】

#### 国際関係事業

- ・国際的動向や諸外国の最新情報の収集【諸外国調査実施国数 各年6～8件】
- ・海外の研究機関等との交流【海外の視察等受入数657名(延べ143国・地域)】

#### 情報発信事業

- ・インクルーシブ教育システム構築支援DB等による情報発信【DL数:118,917件(R6) H29→R6で6.8倍】
- ※【】内はH28～R6年度の成果



## ウェルビーイング S&Iセンター(WSIセンター)(仮称)

### 第6期目標計画期間(R8～R12)

第6期中期目標期間を重点期間とし、国との連携をさらに強化し、**機動的・組織的な対応が可能となるよう機能強化を図る**

### ミッション

- **新たな／突発的な政策課題に中核的・機動的に対応する調査研究**
  - 障害独自の特性のため**自治体等では対応が困難な課題等に対応する指導助言・研修提供**
  - 国内外の取組の現状把握・分析及び理解啓発のための情報発信等の強化
- ※S&Iとは、Solution & Innovation(課題解決&革新)、Inclusion & Support(共に学ぶ&サポート)、Individualization & Specialization(個別化&専門性)の3つの意味

### 組織体制(12) ①人件費 33,186千円

【常勤】センター長[1], 上席総括[1], 総括[4 (+1)], 主任研究員[5 (+2)], 研究員[1] \*増員は所内他部署からの移籍によって確保

【臨時】クロスアポイントメントにより確保する主任研究員等[6]

### 事業活動 ②事業費等 75,821千円

- 調査研究の実施
  - ・インクルーシブ教育システム構築に向けた調査研究
  - ・民間企業等との共同研究(支援機器、教材開発 等)
  - ・次期学習指導要領改訂に向けた調査研究
  - ・国連障害者権利委員会勧告に向けた対応
- 多様化する教育現場の課題
  - ・盲ろう、強度行動障害といった特定課題への対応 等
- 自治体へのアウトリーチによる指導助言
  - ・当研究所の研究成果を活用した地域課題へのアプローチ 等
  - ・教育課程・指導法の開発及び指導者向け研修等の実施
- 国際的な情報収集・情報発信による理解促進
- 特別支援教育にかかる理解啓発のための情報発信

発展的  
解消  
機能  
強化

他機関連携・  
外部人材活用

クロスア  
ポイント  
メント等による  
所外専門研  
究者等の研  
究活動への  
参画

相互連携

所内各研究  
班  
例:重複障  
害教育班  
自閉症班

# 参考情報

# 「障害のある子供の教育支援の手引」 (概要)

## ポイント

- ・ 障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた「**一貫した教育支援**」の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、**学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を実現していくことが重要。**
- ・ 学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「**教育的ニーズ**」に係る基本的な考え方を整理。
- ・ 市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、**就学先決定等のモデルプロセス**を再構築。
- ・ 障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

## 第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

### 1. 就学に関する新しい支援の方向性      2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援      3. 今日的な障害の捉えと対応

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を示し、市町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点や、障害種ごとに把握すべき事項を整理。

## 第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス（①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し）に分けて解説

### 第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

### 第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動（①）

- ・ 就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

### 第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス（②）

- ・ 下記の観点等について、基本的な考え方を整理。
  - 特別支援学級と通級による指導等との関係について
  - 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言
  - 障害のある外国人について

### 第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス（③）

- ・ 教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、具体的な見直し事例を提示。

### 第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

### 第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの ～相談担当者の心構えと求められる専門性～

## 第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

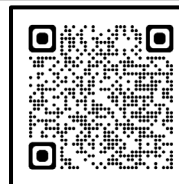
### 1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ      2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能      3. 当該障害の理解

- ・ 障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を具体的に提示。
- ・ 障害種別※に、それぞれの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

※I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「**医療的ケア実施支援資料**」を作成。

※「個別的教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがより的確に行われるよう、関連資料として、「**個別的教育支援計画**」の参考様式を提示。



# 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」



文部科学省

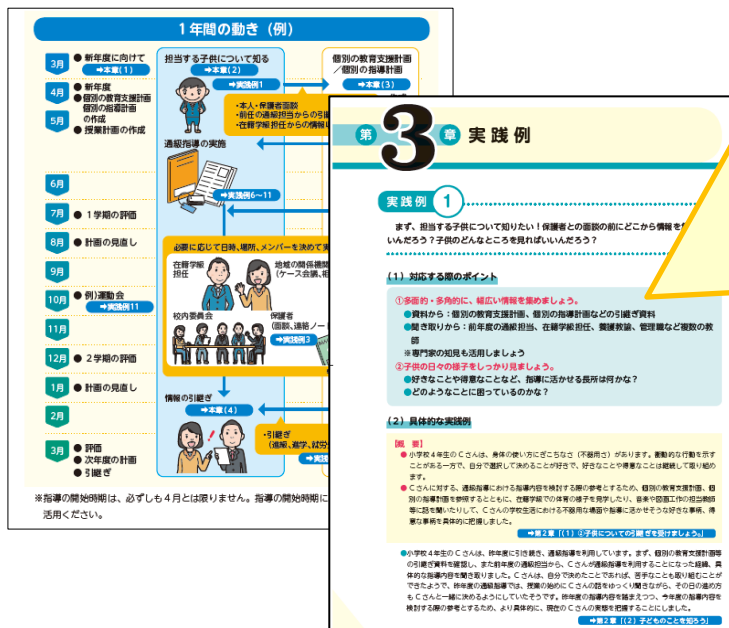
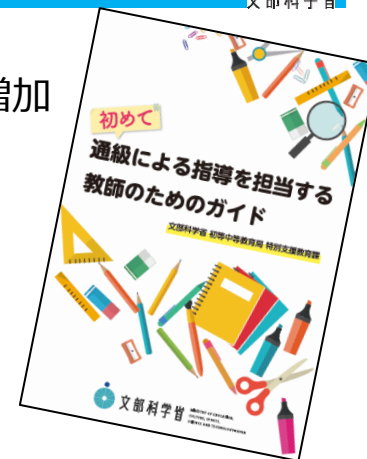
## 【経緯】

「通級による指導」※を受ける児童生徒数は年々増加している状況であり、児童生徒数の増加に対応した教師の質の担保が喫緊の課題となっています。

※学校教育法施行規則第140条に基づく、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける教育形態。（小・中学校はH5年度、高校はH30年度から制度化）

文部科学省では、「通級による指導のガイドの作成に関する検討会議」（H31.2～R2.3）における検討を踏まえ、**初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイド**を目指し、標記のガイドを作成しました。

文部科学省のHPで公開しています。👉 <https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html>



## 第1章 通級指導を担当するに当たって

## 第2章 通級指導の1年間の流れ

## 第3章 実践例

## 第4章 知っておきたい基本事項・用語



※ガイドは文科省HPで公開

### 【作成のポイント】

- 専門用語を避け、平易で簡潔な説明とする。
- イラスト、図を活用。既存の参考資料等をQRコードで紹介。
- 16の実践例を紹介。
- 動画資料（2例）を作成。→



（保護者面談の様子）（子供の指導の様子）

※ガイドでは、読みやすさの観点から、「通級による指導」を「通級指導」と表記している。

# 文部科学省著作教科書（特別支援学校用）について

文部科学省では、特別支援学校用に視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導の教科書、知的障害者用の教科書を作成しております（文部科学省著作教科書（特別支援学校用））。平成29年4月の特別支援学校学習指導要領改訂を踏まえ、これらの教科書についても改訂を行ったところです。

小学校等に設置された特別支援学級においては、学校教育法第34条により、子供の障害の状態に合わせ、文部科学省著作教科書を使用することができます。

なお、文部科学省著作教科書を用いた指導に資するため、教科書で取り上げた題材や指導上のねらい等をまとめた解説等も発行されています。

※詳しくは教科書目録（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/mokuroku.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/mokuroku.htm)）をご確認ください。

## 視覚障害者用教科書

視覚障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階で国語・社会・算数・理科・外国語・道徳の6教科、中学校段階では国語・社会・数学・理科・外国語・道徳の6教科の点字教科書があります。



## 聴覚障害者用教科書

聴覚障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階・中学校段階を対象として、言語指導に関する教科書が作成されています。

聴覚障害の特性を踏まえ、国語の学習をする際には、よりきめ細やかな配慮が必要なことから、検定教科書と併せて使用されています。



## 知的障害者用教科書

知的障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階及び中学校段階の国語、算数・数学、音楽、生活の教科書があります。各教科書は、特別支援学校学習指導要領における知的障害の各教科に示している内容と段階に対応して作成されており、学年別ではなく児童生徒の障害の状態等に応じて適切なものが使用されています。

（小学部1段階は☆、2段階は☆☆、3段階は☆☆☆、  
中学部1段階は☆☆☆☆、中学部2段階は☆☆☆☆☆）  
※社会、理科、職業・家庭の教科書は令和7年度から発行。



# 小学部 ☆本



# 中学部 ☆本



☆ NEW



# 小学部教科書解説

教科書解説

こころ ☆ ☆ ☆  
こころ ☆ ☆ ☆  
こころ ☆ ☆ ☆  
こころ ☆ ☆ ☆  
こころ ☆ ☆ ☆

文部科学省

おんがく ☆  
おんがく ☆☆  
おんがく ☆☆☆

教科書解説

文部科学省

さんすう ☆  
さんすう ☆☆  
さんすう ☆☆☆

教科書解説

文部科学省

せいかつ ☆  
せいかつ ☆☆  
せいかつ ☆☆☆

教科書解説

文部科学省

# 中学部教科書解説



文部科学省では、特別支援学校知的障害者用著作教科書(「星(☆)本」)を発行しています。

しかし、現場の先生方からは、

「星(☆)本を手にとったことがない。」「どのように星(☆)本を使えばよいか分からない。」という声も聞かれます。



そこで、特別支援学校等における実践の参考となるよう、実際に星(☆)本を授業で活用している特別支援学校への取材を通して、**星(☆)本の活用実践事例集**を作成しました。

本事例集では、**国語、算数・数学、音楽の計11事例**について、各校における星(☆)本の主な使い方やその効果、実際の活用場面等を紹介していますので、星(☆)本を活用した授業づくりに当たって、ぜひ参考にしてください。



## 各活用事例を3ページで紹介

- ① 学校全体での星(☆)本の活用
- ② 星(☆)本を活用した単元の概要
- ③ 星(☆)本を活用した授業の展開

**学校としての星(☆)本の主な使い方**

- 解説書を参考にして、学習指導要領の目標や内容、児童生徒の実態等を踏まえて、星(☆)本の題材を授業に取り入れる。

**星(☆)本活用に関する工夫**

- 星(☆)本のイラストや図を基にして、プレゼン自作し、校内で共有・活用している。

**星(☆)本を活用することによる効果**

- 星(☆)本を活用することで教員が各教科の内部構造・系統的に授業づくりを考えることができる。
- 共通の教科書があることで、教員同士で連携がとれ、これまでの指導内容や指導方法を共有しやすくなる。
- 解説書があることで、学習指導要領の目標や内容が分かりやすくなる。

- 主な使い方
- 活用の工夫
- 活用の効果

**活用事例①** 学年…小学部5年 教科…国語

使用している星(☆)本: デジタル化した星(☆)本の題材を活用し、気持ちをこめたセリフを引き出す

**本題材に関連する学習指導要領の主な内容**

**単元構想の観点と星(☆)本活用のポイント**

**単元の展開**

**学習活動と星(☆)本の活用**

**担当教員より**

- 関連する学習指導要領の主な内容
- 単元構想の視点
- 単元における星(☆)本の活用

**本時の展開** 目標:登場人物の気持ちを理解してセリフを言い、動きや様子を表す言葉を使って話す

**学習の流れ**

**導入**

**展開**

**まとめ**

**星(☆)本の使い方のポイント**

- 主な学習活動
- 使い方のポイント
- 担当教員からのコメント

文部科学省HPからダウンロード可能です (無料)

ダウンロードリンクは [こちら](#)

文部科学省特別支援教育課編集の  
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携

## 特別支援教育

令和7年  
夏  
No.98

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 | ISSN 1346-3208 MEXT 67

総合的な学習（探究）の時間

- 「スタートランプ」が変えるスポーツの世界
- 「実践！ICT活用」
- 子どもをささえるネットワーク
- 卒業生は今
- 研究最新情報
- 教育委員会の取組
- 施策だより



- 「スタートランプ」が変えるスポーツの世界
- 「実践！ICT活用」
- 子どもをささえるネットワーク
- 卒業生は今
- 研究最新情報
- 教育委員会の取組
- 施策だより

### [特集] 総合的な学習（探究）の時間

- 協働的な学びに重点を置いた「総合的な学習の時間」の取組（視覚障害教育）
- 「地域の魅力探究と魅力アップ作戦」の取組（聴覚障害教育）
- 地域企業とのコラボ商品開発！万能調味料「うまくてごめんな山菜」の開発・販売（知的障害教育）
- 「郷土について知ろう」（肢体不自由教育）
- 入院治療中の児童生徒の教育的ニーズを踏まえた総合的な学習の時間の授業づくり（病弱教育）
- 自閉症・情緒障害特別支援学級における探究的な見方・考え方を働かせる総合的な学習の時間の取組

### [巻頭言] 「スタートランプ」が変えるスポーツの世界

一般社団法人日本デフ陸上競技協会事務局次長 竹見昌久

- 連載「実践！ICT活用」
- 子どもをささえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/教育委員会の取組/施策だより 等

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆全国の書店  
最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。
- ◆東洋館出版社  
年間定期購読を受け付けております。  
<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>
- ◆インターネットからも購入することができます。



# 特 総 研

## (国立特別支援教育総合研究所)



特総研は、次の取組を通じて、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することを目指しています。

### 研究

先生方の「困った！」の解決のヒントになる実践事例や指導のポイントをもとめたリーフレットなどがご覧いただけます

- 研究成果をもとに、指導者用のガイドライン、Q&A集、実践事例集、指導のポイントをもとめたリーフレット等、現場に役立つコンテンツを作成。



最近の刊行物

### 研修

特別支援教育の基礎的な内容から専門的な内容まで、ニーズに合わせて学ぶことができます

- 都道府県等で指導的役割を果たす教職員を対象とした研修を実施
  - ・障害種別専門研修（2ヶ月間）
  - ・テーマ別の研究協議会、セミナー（各1日）
- インターネットによる講義配信（NISE学びラボ）において、通常の学級における学びの困難さに応じた指導も含め、約170のコンテンツを配信
  - 登録すれば無料でコンテンツを見放題！
- 免許法認定通信教育の実施



講義配信の視聴画面

### 情報普及

特別支援教育の最新の動向を得ることができます

- 「特別支援教育教材ポータルサイト」リニューアル 国内のICT教育の実践多数掲載
- 発達障害のある子どもの基本的な知識と指導・支援について「発達障害教育推進センターWEBサイト」で情報発信
- 教育における合理的配慮の実践事例検索ができる「インクルDB」 など

HPは  
こちらから！



Webサイトでは、子どもたちの可能性を引き出すためのヒントをたくさんご用意しています。ぜひ特総研をご活用ください。



障害のある児童生徒等の教育に携わる教職員の資質向上を図る主体的な取組を支援するため、インターネットによる講義配信「NISE学びラボ」特別支援教育eラーニング事業を展開しています。

(研修プログラム一覧)

### 【コンテンツの特徴】

利用可能機器：パソコンやタブレット端末、スマートフォン 等

視聴時間：1コンテンツ 15分～30分程度

対象：教員、教育委員会、大学等教育関係者、保護者や福祉・医療従事者等  
特別支援教育に関心のある者全て

**※個人登録を行うことにより、どなたでも視聴できます。**

### 講義コンテンツ分類(計174コンテンツ)

- ① 特別支援教育全般 52コンテンツ
- ② 障害種別の専門性 94コンテンツ
- ③ 通常の学級における学びの困難さに応じた指導 28コンテンツ

No.	研修プログラム
1	インクルーシブ教育システムについて学ぶ
2	特別支援教育コーディネーターになったら
3	特別支援学級(知的障害)の担任になったら
4	特別支援学級(自閉症・情緒障害)の担任になったら
5	特別支援学校の教員になったら
6	通級による指導の担当者になったら
7	小学校・中学校等の管理職になったら
8	全ての教職員を対象に：本人・保護者に寄り添った指導・支援のために
9	幼児期における特別支援教育
10	高等学校段階における特別支援教育
11	これから教員になる人たちのために

**さらに！ 団体登録により研修プログラムが設定できます！**

教育委員会等の機関が主催する研修等で、受講者のニーズに合わせて複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムが設定できます。修了者には視聴証明書を発行します。



# インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)

インクルDB(インクルーシブ教育システム構築支援データベース)は、子どもの実態から、どのような基礎的環境整備や合理的配慮が有効かについて、参考となる事例を紹介しています。また、研修会での事例検討にも活用できます。インクルDBは、各学校の先生方だけでなく、保護者の方をはじめ、広く一般の方にもご利用いただくことができます。

あわせて、インクルDBを活用した研修例、交流及び共同学習の事例や関連情報を掲載しています。また、令和4年度以降毎年実施している「インクルDBセミナー」を動画配信しています。インクルDBの活用方法やインクルDBを活用した研修について具体的に説明していますので、ぜひご覧ください。

動画はこちら → [https://www.nise.go.jp/nc/about\\_nise/inclusive\\_center/incluDBseminar](https://www.nise.go.jp/nc/about_nise/inclusive_center/incluDBseminar)

令和7年4月現在事例掲載数：590件

Aさんは字を書くのが苦手で困っているみたい。なんとかしてあげたいわ。



①

そうだ！このあいだの研修会で「インクルDB」のお話があったわ。早速調べてみよう。



②

字を書くことに関するたくさんの事例があるわ。なるほど、こんな合理的配慮もあるのね。



③

保護者の方と支援の内容や方法について合意形成します



OK!


④

Aさんは、字が書きやすくなったみたい。よかったわ。



⑤



インクルDBウェブサイト <https://inclusive.nise.go.jp/> または   で検索！

# 特総研と放送大学の連携による免許法認定通信教育の開設



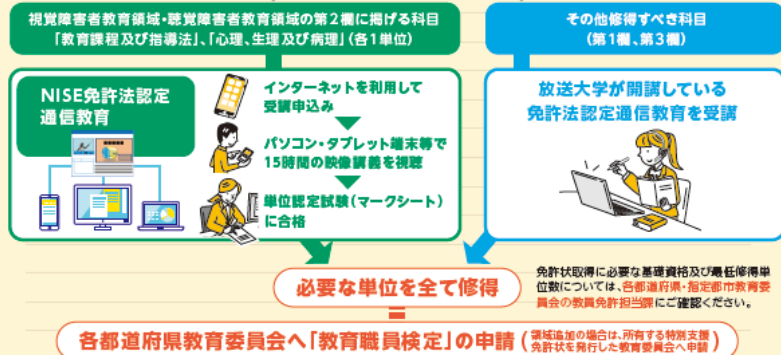
国立特別支援教育総合研究所・放送大学開設科目のご案内

**NISE (国立特別支援教育総合研究所) と放送大学の免許法認定通信教育を利用して視覚・聴覚障害者教育領域の特別支援学校教諭免許状を取得しませんか。**



視覚障害者教育領域又は聴覚障害者教育領域の免許状を保有していない教員等(教員として3年以上の勤務経験がある等の条件を満たす必要があります)

特別支援学校教諭免許状取得の流れ(イメージ)



国立特別支援教育総合研究所(NISE)では、免許状取得率が低い視覚障害者教育領域及び聴覚障害者教育領域について、教育職員免許法施行規則において第2欄に掲げる科目(各1単位)のインターネットによる免許法認定通信教育を開講し、特別支援教育に携わる教員の一・二種免許状取得率向上を支援しています。

放送大学では、放送大学の開設科目(第1欄～第3欄)のみで知的障害者教育領域・肢体不自由者教育領域の2領域の免許状が取得可能ですが、あわせて国立特別支援教育総合研究所(NISE)で第2欄に掲げる科目の単位を修得すれば、視覚障害者教育領域・聴覚障害者教育領域を含め、4領域の免許状の取得も可能です。

独立行政法人  
国立特別支援教育総合研究所  
NISE National Institute of Special Needs Education

開講予定等については免許法認定通信教育総合情報サイトをご確認ください。  
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所  
免許法認定通信教育オフィス  
E-mail: v-tsushin@nise.go.jp  
ホームページ: http://forum.nise.go.jp/tsushin/

放送大学

出願期間・方法等について、詳しくは本学ウェブサイトまたは学生募集要項にてご確認ください。  
放送大学ウェブサイト www.ouj.ac.jp  
お問い合わせ 043-276-5111 (総合受付)  
E-mail: r-shikaku@ouj.ac.jp

科目について

国立特別支援教育総合研究所の開講科目  
国立特別支援教育総合研究所では以下の4科目を開講しています。

免許法令に定める科目区分	国立特別支援教育総合研究所における対応科目	中心となる領域	単位
第2欄 特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目(令和6年度前期)	視覚障害児の心理、生理及び病理	1
	教育課程等に関する科目(令和6年度後期)	視覚障害児の心理、生理及び病理	1
	教育課程等に関する科目(令和6年度後期)	視覚障害児の教育課程及び指導法	1
	教育課程等に関する科目(令和6年度後期)	聴覚障害児の教育課程及び指導法	1

**【受講対象者】**  
普通免許状も該当、特別支援学校教諭の免許状取得、若しくは視覚障害者教育領域または聴覚障害者教育領域の追加を目指す方。  
(底に特別支援学校の普通免許状を所持、新たに領域追加を目指す場合は、第2欄の科目のみ必要)

**【受講申込方法】**  
下記ウェブサイトより受講募集要項をご覧ください。  
受講料は無料です。  
免許法認定通信教育総合情報サイト  
(http://forum.nise.go.jp/tsushin/)にてご案内します。

**【受講方法】**  
パソコン・タブレット端末等で約15時間の映像講義を視聴し、理解度チェックテストを実施します。  
スクーリング形式の授業は行いません。

**【講習期間(令和6年度)】**  
前期・講習日程 令和6年5月7日(火)～8月17日(土)  
単位認定試験※ 令和6年9月8日(日)  
後期・講習日程 令和6年9月30日(月)～令和7年10月10日(金)  
単位認定試験※ 令和7年2月2日(日)  
※単位認定試験は、各都道府県(試験会場)を設け、対面形式で実施します。

特別支援学校の普通免許状を保有していない方は、上記国立特別支援教育総合研究所の開講科目に下記放送大学の第1欄・第3欄の開講科目を組み合わせることで視覚・聴覚障害者教育領域の特別支援学校教諭免許状が取得できます。

**〈放送大学への入学〉**  
●4月入学の場合  
出願期間:11月中旬～3月中旬  
●10月入学の場合  
出願期間:6月中旬～9月中旬

放送大学の開講科目

特別支援学校教諭一・二種免許状(知的障害者教育領域、肢体不自由者教育領域\*)

テレビ・ラジオ科目については、インターネットでも配信しています。

	免許法令に定める科目区分	放送大学における対応科目*2		中心となる領域	含む領域	単位
		科目名	メディア			
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育基礎論(*24)	オンライン	特別支援教育全般にわたる基礎的な科目です*		2
第2欄*3	特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目*4	知的障害教育総論(*20)	ラジオ	知的障害者	2
	特別支援教育領域に関する科目	教育課程等に関する科目*4	肢体不自由児の教育(*20)	テレビ	肢体不自由者	2
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心理等に関する科目*4	特別支援教育総論(*19)	ラジオ	重複・LD等領域	2
		教育課程等に関する科目*5			視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 盲ろう者	

- \*1 一種免許状の取得に利用できるかについては、都道府県教育委員会によって異なります。必ず事前に都道府県教育委員会にご確認ください。
- \*2 対応科目については、必ず放送大学電子「教員免許状及び各種資格について」の最新版をご確認ください。
- \*3 第2欄の必要単位数は、都道府県教育委員会によって異なります。放送大学の授業は1科目2単位ですので必要単位数に応じて科目を履修してください。
- \*4 心理等に関する科目…心に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
- \*5 教育課程等に関する科目…心に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

単位認定試験はWebで受けられます!

●入学料・授業料(令和6年度)

区分	入学料	授業料	入学料の割引
全科目履修生	24,000円		
選科履修生	9,000円	1単位あたり6,000円	
科目履修生	7,000円		学校等から20名以上の集団入学をした場合または、公立学校共済、国家公務員共済組合員、日本私立学校振興・共済事業団加入者専用募集要項より出願した場合は半額割引

# 令和7年度発達障害教育関係事業（国立特別支援教育総合研究所）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、教員や保護者をはじめとして幅広い国民に発達障害に関する最新の情報について提供し、理解啓発を推進するとともに、教育現場で必要な基本的な知識と指導・支援に関する情報を提供しています。

## ■ 通常の学級における発達障害教育に関する情報提供等に係る取組

令和4年12月には、文部科学省において「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果が公表され、令和5年3月には、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」報告が示されている。国立特別支援教育総合研究所発達障害教育推進センターでは、それらを踏まえながら「発達障害教育の情報提供等に係る検討会議」を開催するなど、教育現場における現状と課題を把握し、ウェブサイトを活用して教育現場に有用な情報を提供するための事業を行う。

### 【発達障害教育推進センターのウェブサイトからの情報提供】

発達障害教育の情報提供等にかかる検討会議（令和4～6年度）を踏まえて、発達障害教育推進センターのウェブサイトのトップページに「通常の学級における指導・支援に関わる方」を対象とした情報を集約するとともに、既存のコンテンツの充実を図る。



### 【発達障害に関する教材・教具の展示室を通じた理解啓発】

施設内に常設している「発達障害教育推進センター展示室」において、通常の学級における指導・支援に有益と考えられる教材・教具や支援ツールの展示、参考図書の紹介、疑似体験的な理解ができるコーナーなどを設置し、発達障害に関する理解の促進、適切な指導や必要な支援の充実を図る。

### 【通常の学級に関わる教員や、教育関係者等を対象としたオンラインセミナーの開催】

#### ・発達障害教育基礎セミナー

視聴期間：令和7年7月18日（金）～8年1月12日（月、祝）  
対象：教職員等の教育関係者  
方法：オンデマンド  
内容：講師（常葉大学 笹森 洋樹 氏）による講話、講師とセンター長との対談等



#### ・発達障害教育実践セミナー

期日：令和7年12月4日（木）  
対象：教育委員会、教育センター関係者等  
内容：オンデマンド配信（情報提供、自治体による取組紹介）  
パネルディスカッション、情報交換



## ■ 家庭と教育と福祉の連携に係る取組（こども家庭庁、厚生労働省、文部科学省、国立障害者リハビリテーションセンターとの連携を含む）

### 家庭と教育と福祉の連携に係るオンラインセミナーの開催

保護者や関係機関との連携による発達障害のある子供の理解と支援をテーマとしてオンラインセミナーを開催するなど発達障害のある子供の一貫した支援体制の構築を推進する。

#### ・特別支援教育推進セミナー（中国・四国ブロック）

期日：令和7年10月1日（水）  
対象：教育関係者、福祉関係者、保護者等  
内容：保護者による講話、教員による実践報告、福祉関係者による実践報告、情報交換



### 医療・保健・福祉・労働と連携した切れ目ない支援のための情報発信

厚生労働省と文部科学省の協力の下、国立障害者リハビリテーションセンター（発達障害情報・支援センター）と共同運営する「発達障害ナビポータル」を通じて広く発達障害に関する情報普及活動に取り組む。





# 発達障害ナビポータル

<https://hattatsu.go.jp/>

国が提供する発達障害に特化したポータルサイトです。発達障害に関する信頼のおける情報を提供します。



… ロゴマークの意味  
…ご本人・ご家族とそれを取り巻く教育、医療・保健、福祉、労働の関係者が互いに理解し手を取り合うこと(5人が手をつなぎ輪になっている)、乳幼児期から高齢期までの全ライフステージに渡り、切れ目の無い支援(重なり合った6つの輪)ことを表現しています。

## <掲載情報について>

### 【ご本人やご家族向けの記事】

ご本人の暮らしや働くことへの支援に関すること、ご家族等の支援に関すること等を掲載しています。

### 【支援者向けの記事】

連携による支援を組み立てる上で、すべての分野の支援者に知っておいてほしい基本的な事柄について掲載しています。

<掲載分野>教育、医療・保健、福祉、労働

### 【研修コンテンツ集】

地域における発達障害支援に携わる皆さんに知って欲しい基本的な事柄を中心に、研修コンテンツを作成しています。地域での研修会や事業所内での勉強会、個人学習等にご活用ください。

### 【自治体取組情報検索】

都道府県や指定都市のウェブサイト上で公表されている発達障害に関する情報を検索できます。

### 【トピックス】

発達障害に関する研究情報や支援ツール等、発達障害に関連する幅広い情報を掲載します。

### 【イベント】

研修会や啓発イベント、学会の学術大会など、支援者や当事者に向けたイベント情報を掲載します。



放送大学

放送大学コンテンツを  
活かした知的障害者のための  
学習プログラムの開発事業



## 本事業について

放送大学学園中期事業計画「社会的包摂の観点から、障害者をはじめとした地域の学びを支える取り組みを検討し、実施する。」踏まえ、テレビ、ラジオの放送やインターネットによる授業を行っている本学の特性を活かし、学校卒業後の知的障害者やその支援者が活用できる、生涯学習支援につながる学習コンテンツの作成を行い、テレビ、インターネット等による提供を行うことを目標とする事業で、令和5年度より実施しています。



## 事業の取組内容

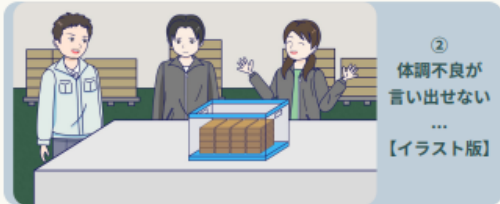
### 2023年度

#### 学習プログラム等の実施方法・内容、遠隔教育コンテンツの制作上の工夫の調査

令和5年度、国内外の大学等において調査を実施し、知的障害者が社会で働く際に直面する課題とその対処法に関するコンテンツのデモ版を制作。(3パターン、各15分程度)



① 仕事の進め方に不安がある  
【ドラマ版】



② 体調不良が言い出せない  
...  
【イラスト版】



③ 仕事で注意を受けたとき  
【ドラマ・イラスト併用版】

### 2024年度

#### 学校及び社会教育施設での実践・検証

令和6年度、コンテンツ(デモ版:15分×3本)を、千葉県立特別支援学校高等学園の授業やさわやかちば県民プラザの講座等で実際に活用していただき、そのフィードバックを元に課題や効果的な活用法等を検討しながら本格的プログラム制作を目指して改善。



特別支援学校  
市川大野高等学園



特別支援学校  
流山高等学園



さわやかちば  
県民プラザ

#### 学習コンテンツの公開

令和7年5月、デモ版のうち1本、「仕事で注意を受けたとき」の内容・構成等を修正のうえ、完成版として知的障害者の生涯学習支援者・団体等のための「活用の手引」、「シナリオ」、「リーフレット(支援者向け・学習者向け)」をデモ版コンテンツとともにウェブサイトに掲載。

### 2025年度

#### ゆっくり学習コンテンツ(仮称)の制作

これまでの取組で得た知見をもとに、大学レベルの教育をゆっくり学びたい社会人を対象とした学習支援コンテンツの開発を進めていく。放送大学既存コンテンツ(放送授業、生涯学習支援番組等)を活用したコンテンツ動画とスタディガイド等を作成し、ゆっくり学習したい学生への支援を行う。

放送大学ウェブサイト  
本事業について



<https://www.ouj.ac.jp/about/gakusyu-contents/>

#### お問い合わせ先

放送大学学園障害学生支援事業担当

E-mail: barrier-free2@ouj.ac.jp

〒261-8586 千葉県千葉市美浜区若葉 2-11

## ご利用いただけるコンテンツ等



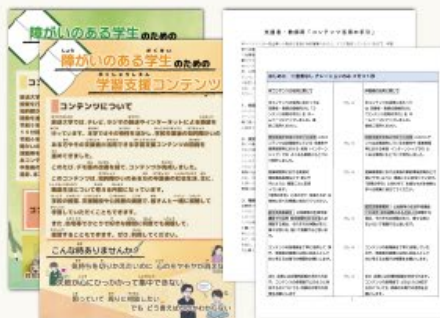
### 【YouTube 動画 + 手引き】 学習コンテンツ「仕事で注意を受けたとき」



全編 19分1本のお話を「7つの動画」に再編集。  
座学の時間（授業時間）の長さに応じて、動画ごと  
にご視聴ください。



YouTube 動画  
活用の手引・シナリオ（支援者向け資料）  
リーフレット（支援者向け / 学習者向け）

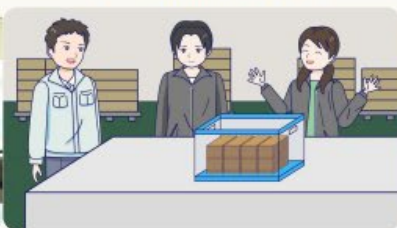


### 【YouTube 動画 + 指導案】 デモ版コンテンツ



YouTube 動画（3パターン掲載）+ 指導案・教材

「デモ版」を利用実践された特別支援学校からご提供いただいた、指導案・教材等の一部を公開しています。これらを参考として、学習する方の特性や学習の場に応じ、学習支援者において使用方法を工夫してください。



（掲載場所）

（各動画掲載場所）放送大学>  
障がいのある学習者と支援者のためのコンテンツ>学習支援コンテンツ  
<https://www.ouj.ac.jp/about/gakusyu-contents/douga/>



### 【生涯学習支援番組】 「学ぶって楽しい！」 ～知的障害者と高等教育～



【放送大学の番組】

2025年5月からBS231で放送。その後、  
放送大学ウェブサイトにてオンデマンド  
配信中。（インターネット配信公開講座）



▲ご案内 PDF



▲PR 動画

（リンク掲載場所）放送大学>  
障がいのある学習者と  
支援者のためのコンテンツ  
[https://www.ouj.ac.jp/  
about/gakusyu-contents/](https://www.ouj.ac.jp/about/gakusyu-contents/)